

# 立川市緑の基本計画

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度

—緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川—



令和8（2026）年  
立川市



## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
第1節	緑の基本計画とは.....	1
第2節	計画が対象とする緑.....	3
<b>第2章</b>	<b>計画を取り巻く状況</b>	<b>6</b>
第1節	社会動向及び上位関連計画.....	6
第2節	緑の現況.....	17
第3節	緑についての市民意識.....	39
第4節	計画改定の視点.....	55
<b>第3章</b>	<b>計画の将来像と目標</b>	<b>66</b>
第1節	緑の将来像.....	66
第2節	基本方針.....	67
第3節	計画の目標.....	68
第4節	緑の配置方針.....	70
<b>第4章</b>	<b>緑地の保全及び緑化の推進のための施策</b>	<b>72</b>
第1節	施策体系.....	72
第2節	施策の内容.....	74
<b>第5章</b>	<b>地域別の方針</b>	<b>92</b>
第1節	地域区分.....	92
第2節	各地域の方針.....	93
<b>第6章</b>	<b>緑化重点地区の計画</b>	<b>105</b>
第1節	緑化重点地区の指定.....	105
第2節	各緑化重点地区の方針.....	106
<b>第7章</b>	<b>推進体制及び進行管理</b>	<b>112</b>
第1節	推進体制.....	112
第2節	進行管理.....	112
<b>参考資料</b>		<b>113</b>

本文中の※No.の印は、同じページに説明を掲載しています。※印のみの場合は、「参考資料 3. 用語解説」に説明を掲載した語句の初出箇所を示しています。

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 緑の基本計画とは

### 1. 改定の趣旨

立川市は、昭和48（1973）年に「立川市オープンスペース※基本計画」を、平成2（1990）年に「立川市みどりの基本計画策定」を策定するなど、緑の基本計画が法制化される以前から公園緑地政策を取り巻く変化に伴い、市内の自然環境や郷土景観を守り伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を進めてきました。前計画である「立川市緑の基本計画」（令和2（2020）年）は緑地の保全及び緑化の推進のための施策等を定め、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間の計画期間とし策定された「立川市第4次長期総合計画」が示すまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」の実現に向けて、市民や事業者等、緑にかかる多様な主体とともに諸施策を展開してきました。

この間、立川市の人口は着実に増加し、また、JR立川駅周辺は大型商業施設が集積し、国や東京都の行政機関が立地するなど、JR線と多摩都市モノレールによる交通利便性ともあいまって、業務核都市※として今日なお発展を続けています。

令和の時代となり、立川市を取り巻く社会潮流は大きく変化しはじめています。地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の頻発化・激甚化、さらに少子化、高齢化などを背景に、今後約5年後には将来人口推計によると人口減少局面が到来することから、まちづくりの担い手の不足や、歴史・文化の継承やコミュニティの形成などが困難になることが想定されます。

このような困難の中、市民や地域団体、事業者など多様な主体がこれまで以上に連携協力することで、持続可能で活力ある地域社会を構築することが喫緊の課題となっています。また、国は、「グリーンインフラ※推進戦略2023」（令和5（2023）年、国土交通省）を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの取組の重要性を示した上で、生物多様性※の保全やゼロカーボンシティ※の実現等においても、緑地の保全、緑化の推進を重要視しています。

このような背景から、立川市は新たな市政運営の指針として令和7（2025）年度から10年間の計画期間として市の最上位計画となる第5次長期総合計画を策定し、同基本構想が定める「未来ビジョン『魅力咲きほこり つどい華やぐまち立川～新風を吹込み 美風を守る～』」の実現に向けて取組を展開しています。

「未来ビジョン」の実現に向けて、新たな緑のまちづくりの将来像とその実現のための取組を定め、市民や事業者等、緑に関わる多様な主体の参加・連

携を積極的に進めるために、今回「立川市緑の基本計画」を改定しました。

## 2. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法<sup>※</sup>第4条により「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する事項」を国が定める基本的方針に基づくとともに東京都の定める広域計画を勘案して、市町村が定めることができる「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであります。

基本計画で定める事項は、(1)緑地の保全及び緑化の目標、(2)緑地の配置・保全・推進の方針、(3)緑地の保全及び緑化の推進の施策、(4)公園の整備・管理に関することとされています。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は「立川市第5次長期総合計画」に即し、「立川市都市計画マスタープラン」に適合するものです。他に「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」などの立川市の各分野の個別計画、また東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

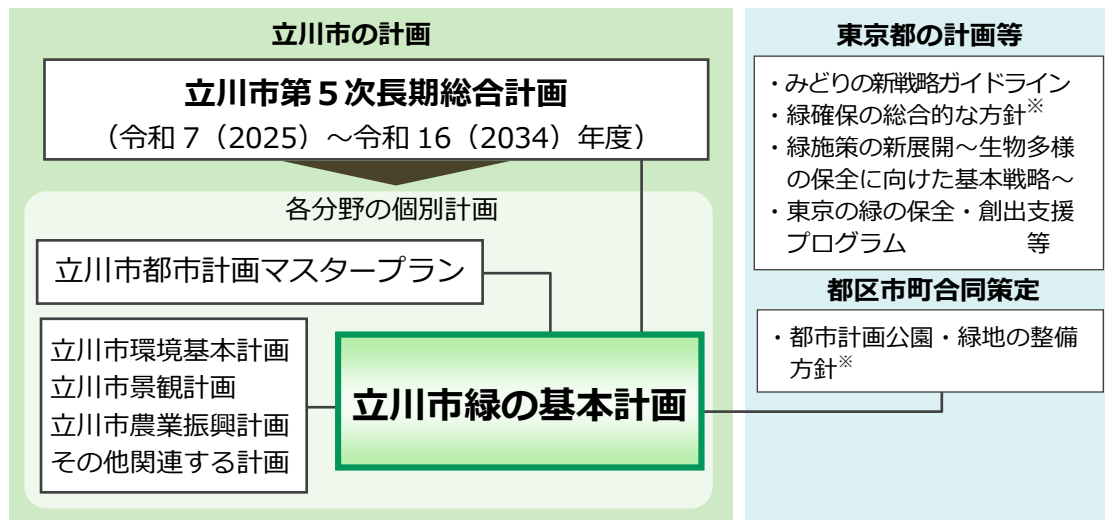


図1-1 計画の位置づけ

## 4. 計画対象区域

対象区域は、立川市全域とします。

## 5. 計画期間

計画期間は、本計画が「立川市第5次長期総合計画」の個別計画という位置づけから、「立川市第5次長期総合計画」および「立川市都市計画マスタープラン」の計画期間と同じく令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までとします。

## 第2節 計画が対象とする緑

### 1. 計画が対象とする緑

都市緑地法第3条第1項では、「緑地」を樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものと定義づけています。

本計画における「緑」は、都市緑地法における「緑地<sup>※1</sup>」の定義を次のように細分化し、計画の対象とします。

- ・樹林地：崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林<sup>※</sup>等を含む。
- ・草地：芝地を含む。
- ・水辺地：河川、用水・分水、池沼、湿地、湧水地等を含む。
- ・公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間を良好な自然的環境を形成しているものに含む。
- ・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）を緑地と一体となって良好な自然的環境を形成しているものに含む。

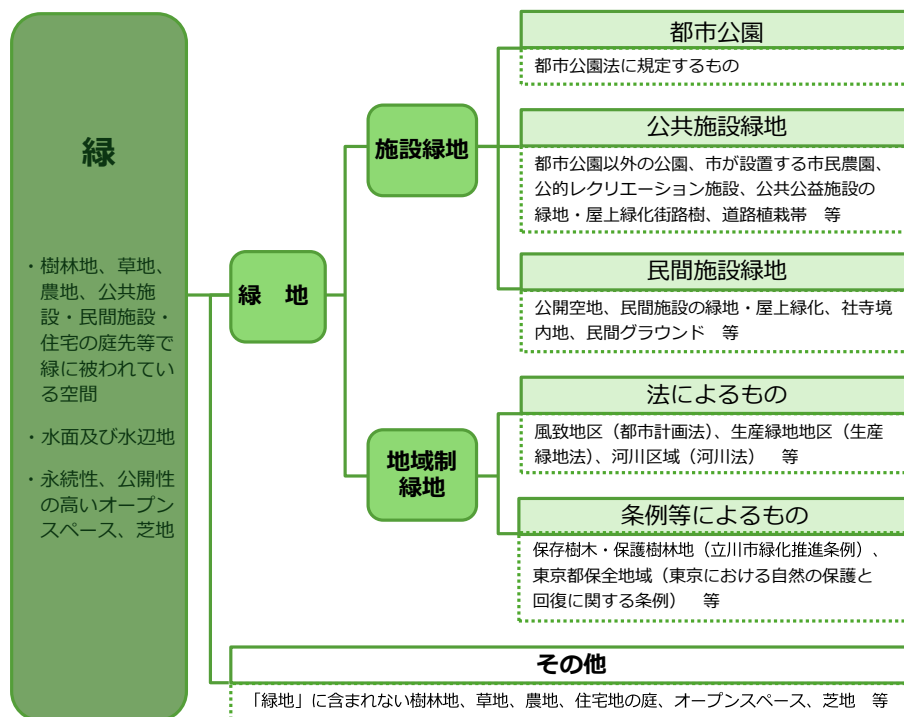


図1-2 計画が対象とする緑

※1 都市緑地法第3条第1項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

（補足）従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成29(2017)年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区<sup>※</sup>に定められた農地、市民農園<sup>※</sup>、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成にかかる農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

## 2. 緑が有する多様な機能

国が定める基本方針では、都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーション※の場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして多様な機能を有しているとされ、住民が健康で文化的な生活を営む上で不可欠な基盤であるとされています。

急激な気候変動や生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、本市においても、社会的な課題の解決に向けて、緑が持つ多様な機能を発揮させる取組を展開し、都市の持続可能性を高めることが重要です。

表1-1 持続可能な都市の形成に向けて求められる緑の機能

社会的ニーズ	緑地に求められる機能の例	写真
安全・安心	レジリエント(災害等の危機を乗り越えることができる)な都市形成	 <p>災害発生時の避難地</p>
	気象災害低減	
	災害時の緩衝帯	
	避難地・避難路、復旧活動拠点の場	
	相互扶助意識の醸成	
健康・福祉	環境負荷低減による快適な居住環境の形成	 <p>リフレッシュの場の提供</p>
	緑の景観形成によるストレス軽減等の心理的な効果	
	自然体験、運動による心身の健康維持・増進	
	免疫力向上など生理的な効果の提供	
地域 コミュニティ	持続性のある居住環境の形成	 <p>イベントによる交流の場</p>
	地域の風景、文化の形成	
	歴史を継承する環境の形成	
	郷土愛の醸成	
	ソーシャルキャピタル(人々の相互関係や結びつき)の醸成	
	歴史・文化の学習の場	

社会的ニーズ	緑地に求められる機能の例	写真
経済・活力	土地の生産性の確保	 <p data-bbox="938 663 1305 694">人を呼び込みにぎわいを創出</p>
	土地不動産の維持、向上	
	国際化に向けたオフィス、観光地の拠点形成	
	就労や生きがいの場の創出	
	にぎわいの創出、地域の魅力形成による地域経済の維持、活性	
	健康維持による医療費削減	
共生・循環	生物多様性	 <p data-bbox="992 1137 1248 1169">環境教育の場の提供</p>
	雨水浸透・貯留による水循環	
	環境負荷低減（騒音、大気汚染、ヒートアイランド*等の緩和）	
	CO2吸収	
	バイオマス*供給	
	環境教育、自然との触れ合いによる自然観の醸成	

出典)「国総研資料 第 914 号 これからの社会を支える都市緑地計画の展望」図表-1. 19 環境面・社会面・経済面の持続可能性の実現に向けて求められる緑の機能（国土交通省 国土技術政策総合研究所）（2016 年 6 月）

## 第2章 計画を取り巻く状況

### 第1節 社会動向及び上位関連計画

#### 1. 市の概況

##### (1) 本市の位置、広域的な本市の位置づけ

立川市は、東京都のほぼ中央、都心より西方約30kmに位置し、市域面積は24.36Km<sup>2</sup>です。多摩地域の中心部で昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接しています。



図2-1 立川市の位置

立川市は、東京圏における超過密問題の解決を目的として、国により「業務核都市」に指定されています。また、東京都の都市計画区域マスタープランでは高度な都市機能の集積を図る拠点として「中核的な拠点」に位置づけられています。

東京都は、立川市を多摩地域の核都市と位置づけ、商業や業務などの集積が図られると共に、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

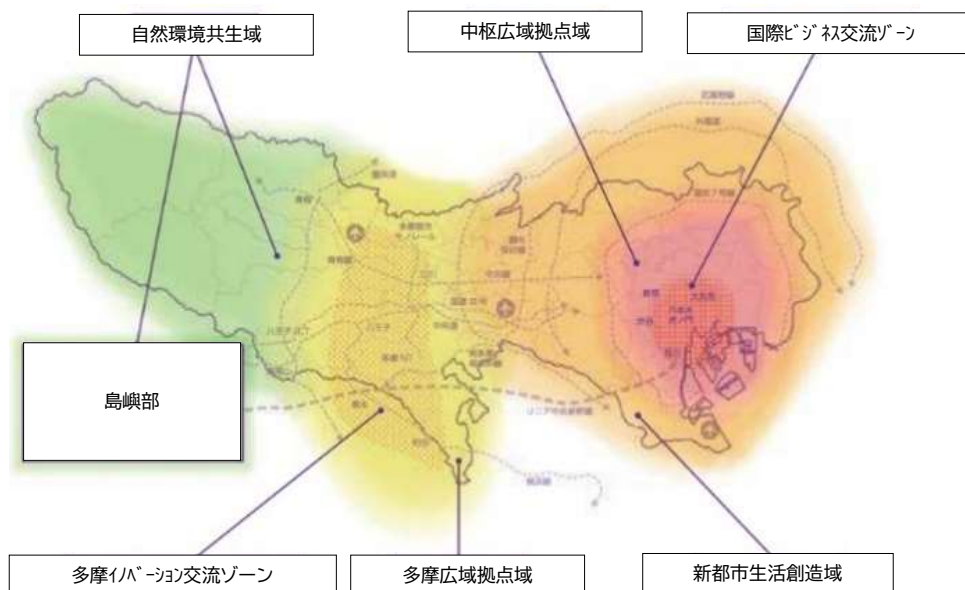


図2-2 多摩広域拠点域

出典) 都市づくりのグランドデザイン (平成29(2017)年)

首都圏の都市環境インフラのグランドデザインは、「保全すべき自然環境」として定める狭山丘陵ゾーンと多摩川を結ぶ「水と緑の重点形成軸」を立川市域において南北に定めています。

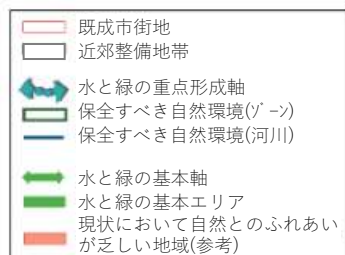


図2-3 首都圏の都市環境インフラの将来像

出典)「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」  
(平成 16 (2004) 年 自然環境の総点検等に関する協議会)

## (2) 地形

地形は概ね平坦で、北側の台地から南方になだらかに下り、多摩川沿いの低地に至ります。また、市域の北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が東西に流れています。台地の端部には多摩川に沿って青梅付近から狛江市まで続く立川崖線や、国分寺崖線が形成されています。

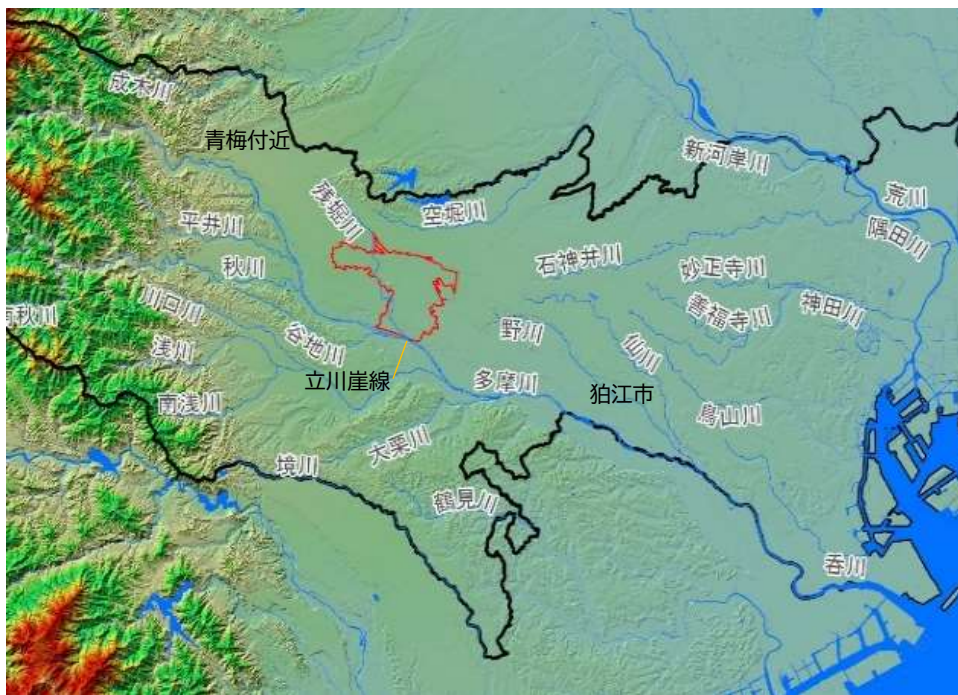
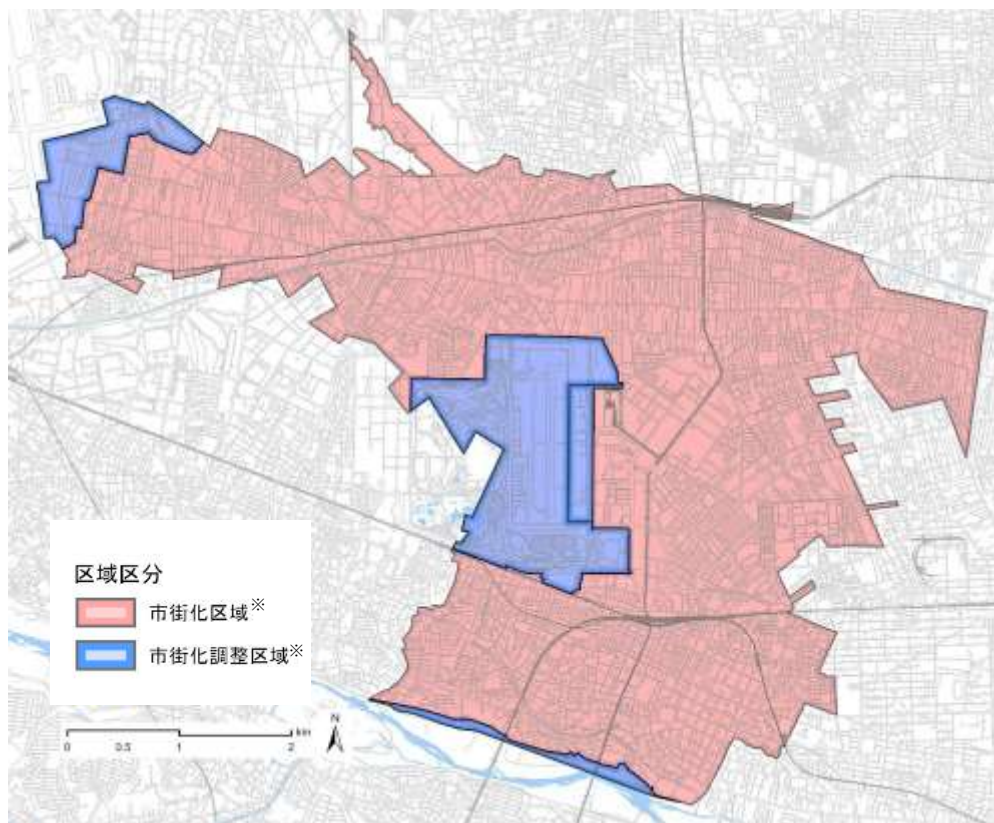


図2-4 立川市の地形

(3) 区域区分、土地利用

立川市は市域全域を都市計画区域に指定しており、そのうち立川基地跡地、西砂町周辺、多摩川沿いを市街化調整区域に指定しています。

本市の土地利用は、前計画策定時の令和2（2020）年1月1日の値から、宅地が0.60ポイント増加し、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に田・畑が0.58ポイント減少しています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図2-5 区域区分

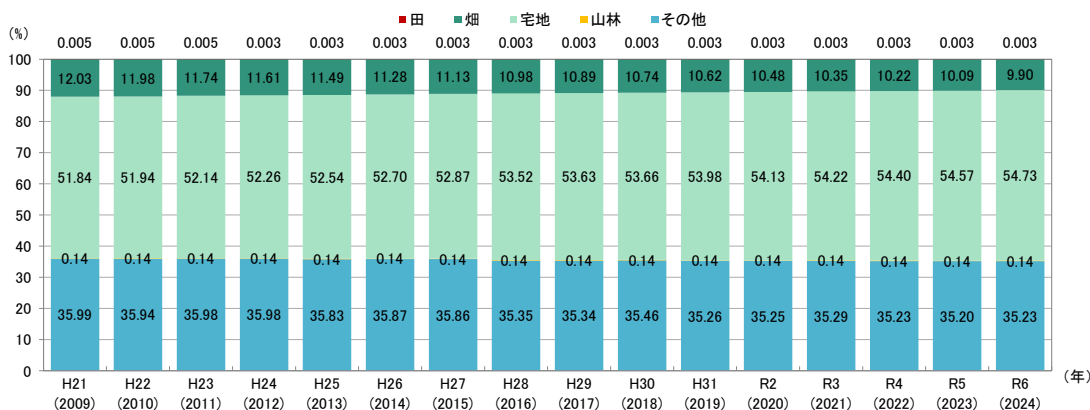


図2-6 地目別土地面積構成比の推移

出典) 立川市統計年報 (平成 21 (2009) 年～平成 29 (2017) 年)、  
 統計年報第 54～第 60 号 (平成 30 (2018) 年～令和 6 (2024) 年)

#### (4) 人口

令和7（2025）年2月1日現在の総人口は186,154人（97,663世帯）で、計画期間中の令和10（2028）年にピークを迎えその後減少が見込まれています。

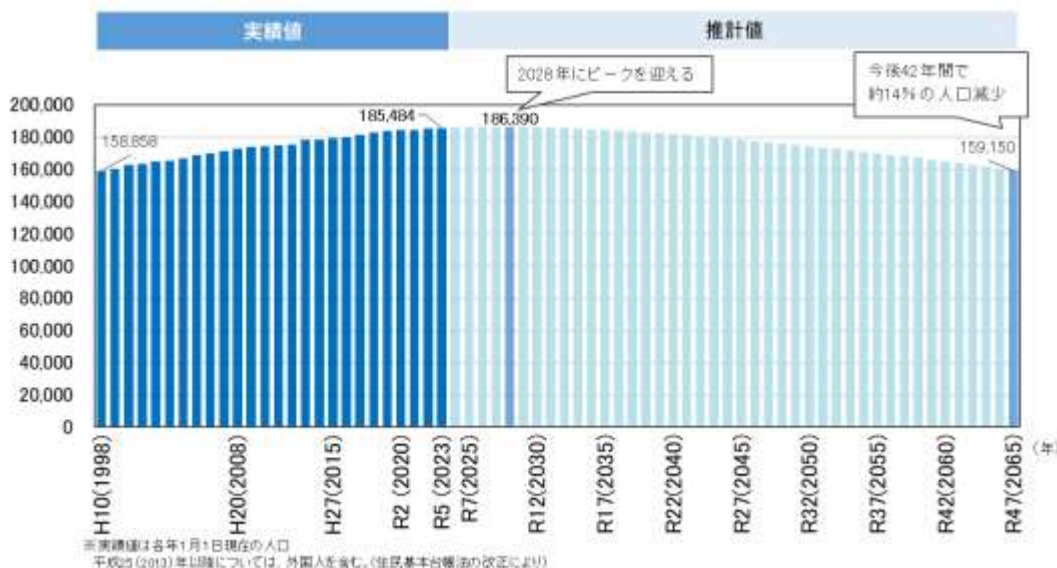


図2-7 総人口の推移及び将来見通し

## 2. 市を取り巻く社会の動向

### (1) 地球規模での環境問題の深刻化

近年、地球規模での人口増加、経済規模拡大の中、人間活動に伴う地球環境への負荷が増大、地球温暖化※、生物多様性の損失などの環境問題が表面化しています。地球温暖化の問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、その対策は人類共通の喫緊の課題でもあります。

温室効果ガス※の排出量削減に向けて、環境負荷の少ない都市活動への転換を図る必要があります。ヒートアイランド現象は、都市活動に伴う排熱等の影響によるものであり、都市部においては都市機能の集積を図りながらも、エネルギー消費の低減の促進が必要です。

### (2) 自然災害の頻発化、激甚化

近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本市は、武蔵野台地の上に位置しており、地盤が比較的強固なため、地震や洪水などの自然災害に対する耐性が高いと考えられてきました。

しかし、局地的な豪雨や台風、切迫する首都直下地震等による被害への懸念は高まっており、子どもから高齢者まで安全・安心に暮らせる社会づくりに向けて、また、「業務核都市」、「多摩の核都市」として、災害に強いまちづくりの推進が一層重要です。

### (3) 持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）

---

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」と訳され、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

本市は立川市SDGs推進委員会を設置し、SDGsの実現に取り組んでいます。

### (4) 生物多様性の保全

---

環境省は令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定しました。同戦略は、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ<sup>※</sup>」の実現を目指すものです。

本市の環境基本計画では、貴重な種や在来の生きものの生息環境の保全、外来生物<sup>※</sup>対策を進め、身近に自然環境とふれあえる場や機会を増やし、生物多様性の大切さを市民に広く周知し、みんなで守っていく機運を高める必要があるとしています。

### (5) カーボンニュートラル

---

近年の自然災害の多発など気候変動による影響が深刻となる中、国は、パリ協定の目標（世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つと共に、1.5℃に抑える努力を継続する）等を受け、令和2（2020）年10月に「カーボンニュートラル」を宣言しました。以降、法改正をはじめ脱炭素社会<sup>※</sup>の実現に向けた動きを加速しています。

本市においても、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを令和7（2025）年6月に宣言しました。

### (6) 都市緑地法等の改正に伴う新たな制度

---

気候変動対応、生物多様性の保全、幸福度（Well-being<sup>※</sup>）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が高まっており、国は貴重な都市緑地<sup>※</sup>の積極的な保全・更新に向けて、機能維持増進事業等を整備しました。

緑と調和した都市環境整備への民間投資を呼び込むため、民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設を現在検討しています。

また、緑の基本計画改定に際しては都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条の2第1項の規定に基づき国が策定した「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」に基づく必要があります。

### (7) グリーンインフラ

国土交通省は令和5（2023）年9月にグリーンインフラ推進戦略2023を策定し、グリーンインフラを社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものとしています。

また、令和5（2023）年10月には多様な地域主体に向け、グリーンインフラの基本的な考え方や主な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントを解説する「グリーンインフラ実践ガイド」を公表しました。

グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題として、2030年ネイチャーポジティブの実現、気候変動対策、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、交流・コミュニティ形成、健康増進、自然環境を生かした地域活性化・観光振興を挙げています。

### (8) 都市公園\*新時代

国土交通省は今後の都市公園における取組の方向性を検討するため、令和4（2022）年に「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」の提言をまとめました。

新時代の都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められているとし、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしています。

## 3. 上位・関連計画等の動向

### (1) 立川市第5次長期総合計画（令和7（2025）年度）

第5次長期総合計画未来ビジョンとして「魅力咲きほこり、みどり華やぐまち立川～新風を吹き込み美風を守る～」と定め、未来ビジョンの根底に流れる4つの基本理念として以下の4つを掲げています。

- ・やさしさにあふれる（多様性・包摂性）
- ・共に創り出す（連携・協働）
- ・時代に挑む（主体性・独自性）
- ・次代に引き継ぐ（発展・継承）

また、未来ビジョンの実現に向けて、3つのまちづくりコンセプトを設定し、各政策を進めています。

- ・くらしに安全とやすらぎを。誰もががやさしさと成長を実感できるまちづくり。

- ・ひともまちも挑戦し続ける。集いとつながりにより新しい価値を創造する魅力あふれるまちづくり。
- ・連携と改革により時代を切り拓く。市民に寄り添い、市民とともに未来へ紡ぐまちづくり。

## (2) 立川市都市計画マスタープラン（令和7（2025）年度）

立川市の「未来ビジョン」の実現に向けて、次の5つのまちづくりの目標を掲げています。

- ① 多摩地域の中心都市としてにぎわい続けるまちづくり
- ② だれもが出かけやすく、出かけたくなるまちづくり
- ③ 安全・安心で暮らしやすいまちづくり
- ④ 脱炭素社会の実現に向けた緑豊かなまちづくり
- ⑤ 多様な主体による持続可能なまちづくり

将来都市構造のなかで、緑や水辺は、本市の景観の主要な構成要素の一つであるとともに、防災上の避難場所、緩衝帯や、貴重なオープンスペースとして、また生物の多様性の確保へも寄与するなど多様な機能を有していることから、「水と緑のネットワークの形成」において、「緑の拠点」と「緑の骨格軸」を次のように位置付けるとしています。

- ①緑の拠点：国営昭和記念公園と立川公園、多摩川緑地を「緑の拠点」として位置づけます。また、全市的な配置バランスを考慮し、富士見公園、砂川公園や川越道緑地等の大規模な公園・緑地を「緑のサブ拠点」として位置づけ、計画的な整備を図ります。
- ②緑の骨格軸：玉川上水や残堀川、多摩川周辺、立川崖線、主要地方道7号杉並あきる野線(五日市街道)、栄緑地を「緑の骨格軸」として位置づけます。また、「緑の骨格軸」を補完しネットワークを形成する軸として、都市計画道路 立3・3・27号 南口大通り線、立8・1・1号 都市軸線、立3・2・31号 東大通り線、立3・3・30号 立川東大和線を位置づけます。

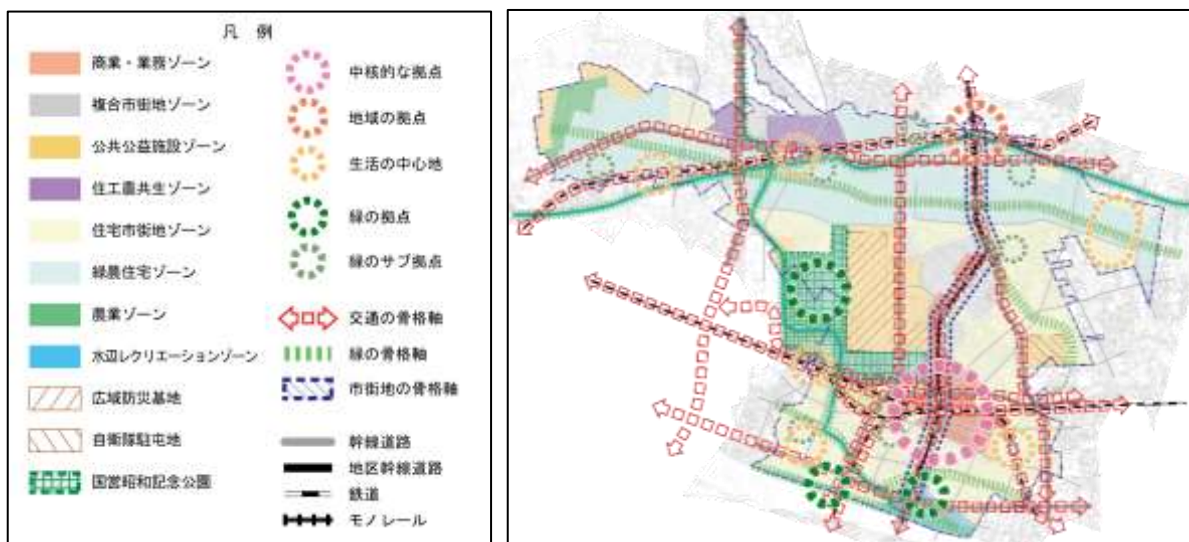


図2-8 将来都市構造図

### (3) 立川市第3次環境基本計画（令和7（2025）年度）

目指すべき環境像を「生活環境を整え、循環型のまちをつくります」と定め、5つの基本目標ごとに将来イメージの実現に向けた取組を進めることとしています。

「脱炭素社会の実現」の将来イメージは次のとおりです。

家庭や事業所においてデコ活<sup>\*</sup>が定着し、脱炭素に貢献する行動の実践が当たり前となっており、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来の世代へつなぐ体制が整いつつあります。住宅や事務所、公共施設といった建物は断熱や高効率設備の導入が進展しており、地域で使用される電気の多くが再生可能エネルギーや蓄電池で賄われ、電気の地産地消<sup>\*</sup>も進んでいます。

また、歩行者や自転車も通行しやすい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車<sup>\*</sup>が行きかっています。

さらに、気候変動リスクへの備えも進められており、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や熱中症の発症の危険が少ないまちになっています。

気候変動対策としての「緩和」と「適応」が両輪となって市民の豊かな生活に大きく寄与しており、市域から排出される二酸化炭素といった温室効果ガスや市内のエネルギー消費量は大きく減少し、2050年カーボンニュートラルを見据えた脱炭素社会が実現しつつあります。

「自然共生社会の実現」の将来イメージは次のとおりです。

樹林地や水辺などの自然空間が市民、事業者との協働で手入れされ、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境が維持されるとともに、自然観察会の開催が活発になっています。また、地産地消の推進や都市農業としての特性を生かした地域交流などにより、農地が維持されています。まちなかでは、住宅の庭や事業所の敷地に四季折々の花やみどりが増え、季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまちになっています。

このような緑地等に雨水が浸透して水が健全に循環しており、大雨などによる浸水被害が減少しています。

また、身近に自然とふれあえる場と機会が増えたことから、水辺を散策したり、公園の木陰で過ごす市民が増えるなど、水と緑に市民が集まるまちになっています。

私たちの暮らしが、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みの上に成り立っていることへの理解が深まり、市民、事業者一人ひとりが暮らしや仕事の中で生物多様性の大切さを意識した行動を実践する自然共生社会<sup>\*</sup>が実現しつつあります

「環境施策の基盤づくり」の将来イメージは次のとおりです。

市民一人ひとりが環境に関することを自分事として捉え、家庭や学校、職場など様々な場面で環境問題について考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践できるまちに近づいています。講座やワークショップ、自然観察会など、多様な環境学習の場と機会が市内に広がっており、世代や居住地域に関わらず十分な機会が提供されています。

協働に取り組む環境ボランティアや未来を担う子どもたちの環境行動を契機に、市民や事業者の間にも環境行動の担い手となったり、環境行動を支援したりする機運が高まっています。

また、市民、事業者、環境ボランティア、市などによる環境行動のネットワークや環境関連情報を共有するしくみが構築されており、効果的・先進的な取組を市内に普及させることにもつながっています。

生活の場、働く場としての立川を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者、環境ボランティア、市の協働による環境施策の基盤が整いつつあります。

#### (4) 立川市景観計画（平成 30（2018）年度）

景観形成のテーマとして「活力ある都市と豊かな緑が心地よくつながる魅力的な景観をつくります」と定め、下図に示す区域ごと、景観形成の方針・基準を定めています。

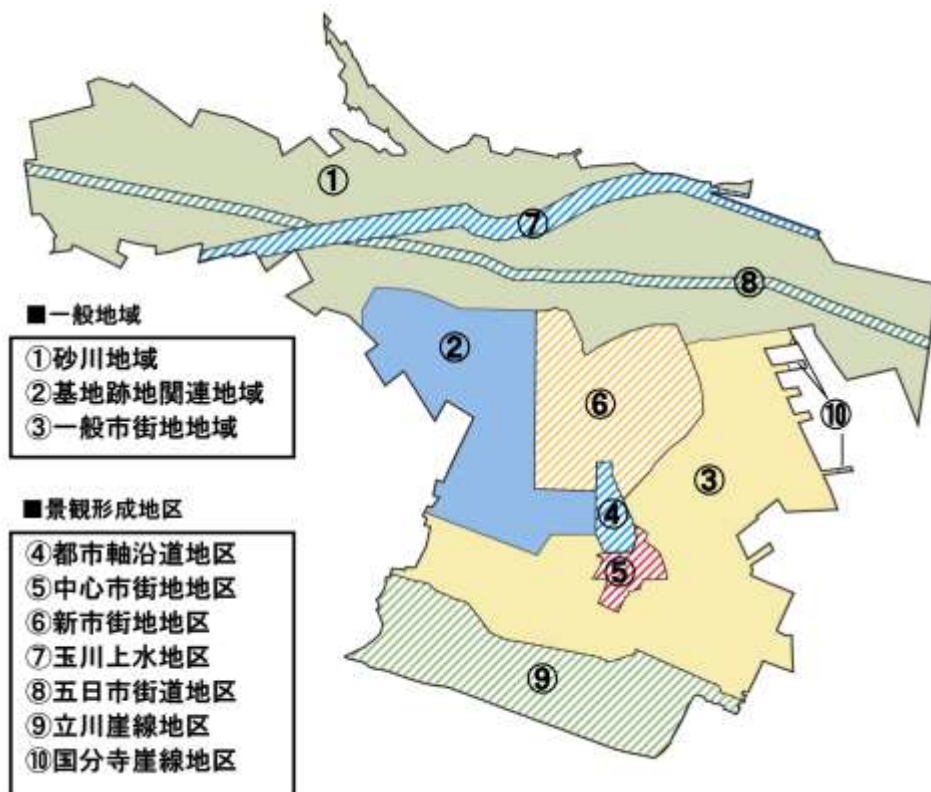


図2-9 一般地域、景観形成地区

### (5) 立川市地域防災計画（令和6（2024）年度）

---

「防災・減災計画」において、大規模災害により一次避難所、二次避難所等が不足する場合は、オープンスペースである市内公園や広域避難場所等を使用することとされています。オープンスペースの整備として、市内の公園等を災害時における避難の際の集合場所と定め、安否確認や救援・救助活動などを行う地域の防災拠点として位置づけ、防災面に配慮した整備を進めるとともに、災害廃棄物<sup>※</sup>等の仮置き場、建設型応急住宅の建設場所等としての活用を検討するものとされています。

土砂災害防止法に基づく東京都の調査により、市内の26か所が、崖崩れ（急傾斜地の崩壊）のおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定され、そのうち22か所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。この中で、崖線の強度調査に取り組む必要があるとされています。

延焼遮断帯<sup>※</sup>となる都市計画道路や防災拠点となる公園を整備し、街路樹や生垣などによる緑のネットワーク<sup>※</sup>の形成が必要とされています。

### (6) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（2025年度版）

---

この要綱により、開発等を行う事業者及び市民と市が協調し、環境にも配慮した住みよい快適なまちづくりを進めるため、公共施設等の整備について事業者及び市民に協力を要請して、緑化及び水循環の推進並びに安全かつ利便性のある生活空間を創出し、もって優良な生活環境の整備を図っています。

この中で、総合治水対策として、事業者は、降雨による水害を防止し、又は軽減し、安全な生活環境を確保するため、総合的な治水対策の一環として、雨水貯留施設等を整備するものとしています。

また、緑化や接道部緑化の推進として、事業者は、事業区域に現存する樹木の保存に努めるとともに、環境や景観に配慮して、事業区域の緑化の推進を図るものとしています。

### (7) 立川市下水道総合計画（第3回改定）（令和7（2025）年度）

---

基本理念を「やすらぎと快適な生活環境を支える下水道 快適な生活環境が持続でき災害に強い下水道を市民とともに目指します」と定め、以下の3つの基本方針を掲げています。

1. 良好な生活環境づくり…誰もが衛生的で快適に暮らせる環境づくり
2. 安全・安心な暮らし…市民の生命と財産を自然災害から守る
3. 安定した下水道経営…次世代に引き継ぐ健全な経営基盤の構築

下水道事業では、「良好な生活環境づくり」の方針の中で、単独処理区を令和5（2023）年度から流域下水道に編入しています。このことにより、立川

公園内にある根川緑道のせせらぎの原水として利用していた再生水は、供給停止となりました。

また、「安全・安心な暮らし」の方針の中で、豪雨による浸水被害を軽減するために、雨水の流出を抑制する貯留浸透施設\*の設置を推進するとしています。

#### (8) 立川市第6次農業振興計画（令和7（2025）年度）

---

目指すべき将来像（ビジョン）を「未来へとみんなでつなげる立川農業」と定め、以下の3つの基本目標を掲げています。

1. 立川農業の多様性を生かした稼ぐ力の強化
2. 立川印を活用した立川農業の魅力発信
3. 都市農地の保全と多面的機能の周知啓発

#### (9) 立川市 第4次観光振興計画（令和7（2025）年度）

---

次期計画の方向性を「なんどでも 次の “好き”が見つかるまち 立川」と将来像定め、以下の6つの戦略を掲げています。

1. 立川をみつける
2. 立川をつなぐ
3. 立川をつくる
4. 立川をしらせる
5. 立川をささえる
6. 立川をひろげる

#### (10) 立川市第3次スポーツ推進計画（令和7（2025）年度）

---

次期計画の方向性として「誰もがスポーツでワクワク！みんなの“わ”が広がり笑顔あふれるまち立川」と基本理念を定め、以下の4つの基本方針を掲げています。

1. 誰もがスポーツを楽しむ機会の創出
2. 交流と連携によるスポーツ文化の形成
3. スポーツ環境の充実
4. スポーツ施設の整備・マネジメント

#### (11) 立川市第7次生涯学習推進計画（令和7（2025）年度）

---

次期計画の方向性として、以下の4つの重点項目を掲げています。

1. 市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり
2. たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進
3. 学習拠点としての地域学習館の機能の強化
4. デジタル化の推進による学びの多様な展開

## 第2節 緑の現況

### 1. 地形と緑の歴史と文化の特徴

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地の縁にある立川崖線を経て多摩川沿いの低地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

市の南部には、縄文時代や奈良時代、平安時代の遺跡が数多くあり、古くから人々の生活が営まれていました。

江戸時代に入ると、市の北部において新田開発により集落（砂川新田）が開かれ、玉川上水の開削を機に、集落は五日市街道に沿って東西に広がっていきました。五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、北風や砂埃を含む「赤っ風」から家屋を守る防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、屋敷林の一部であるケヤキの保存樹木、玉川上水などとともに、武蔵野の面影を残す、特徴的な郷土景観を形成しています。



写真2-1 昭和30年ごろの五日市街道の様子

出典)立川市HP

明治時代の鉄道開通、大正時代の立川飛行場の開設などにより、多摩地域の中心都市としての発展が始まりました。昭和52(1977)年の立川基地全面返還後、跡地周辺において都市基盤の整備が進みました。市の中央部の新市街地は、現在もなお、多摩地域における代表的な拠点の一つとして、商業や業務機能等の集積が図られており、近年、商業施設の整備等に伴って魅力的な緑の創出が進んでいます。また、市の中央部にあった軍の飛行場跡は、広大な国営昭和記念公園となり、緑豊かな環境を形成しています。良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。

南部と中央に広がる旧柴崎村は立川発祥の地で、川沿いや立川断崖からの眺望は、中世の富士眺望・舟遊び・鮎料理・旧甲州路の名所として浮世絵や江戸名所図会に記されています。

近代においては、大正天皇即位記念に旧柴崎村民により根川両岸1.3km間・10m毎に桜が植樹され、後に東京市の桜の名所となり、多くの文人・歌人が訪れ当地を詠っています。その後、緑道の桜並木は残堀川緑道へと延伸し今日に至ります。甲武鉄道の駅の開設により急激な市街化が進む一方、立川崖線から多摩川の川沿いは広大な緑地が残り、運動施設ができ、そこに公園を整備してきました。さらに、立川公園の東西の崖線に富士見公園や矢川緑地が連なり、立川市を代表する水と緑の軸を形成しています。



図2-10 葛飾北斎《富嶽三十六景 武州玉川》

出典)東京富士美術館

図2-11 立川市の地形と主な緑



景観からの地域構成

図の出典) 立川市景観計画

● 崖線の緑、斜面林



立川崖線の崖状の地形に帯状に連続する緑  
(東京都農業試験場の北側)



ガニガラ広場の背景をなす立川崖線の崖状の地形の緑  
(立川公園柴崎体育館北側)



国分寺崖線に沿って広がる、緑豊かな雑木林  
(古民家園東側川越道緑地)

● 河川と水辺の緑



多摩川沿いに続く豊かな緑と広がりのある空間  
(多摩川橋梁下流側多摩川緑地)



市域を南北に流れ、北部の農地が多い地域、中央部の国営昭和記念公園、南部の立川崖線の緑、多摩川緑地等を結ぶ残堀川の緑  
(残堀川)



多摩川へ注ぐ根川と桜並木の緑豊かな親水空間が展開する根川緑道  
(根川)

● 武蔵野の面影を残す緑



市の北部を東西に横断し、緑の軸を形成する玉川上水(国指定史跡)沿いの緑  
(玉川上水)



新田開発の趣を伝える貴重な景観を構成する、五日市街道沿いの屋敷林等の緑  
(砂川地域)



市北部の広がりのある農地  
(砂川地域)

● 中核的な拠点(市の中心部)の緑



市街地開発により創出された、歩行者の回遊を促すとともに市民の憩いの場でもあるシンボルロードの緑  
(立川駅北側サンサンロード)



高密度な土地利用の駅前商業地における街路樹と民地における緑化の連携により創出された緑  
(立川駅南側)



公共施設、道路を中心とした、多摩地域の中心都市に相応しい豊かな緑  
(立川市役所周辺)

● 公園・緑地



広大な広場と豊かな緑、花木園、日本庭園などが配置され、我が国を代表する公園  
(国営昭和記念公園)



神社の鎮守の森の一部を整備し、樹高の高い樹木が林立する等地域の歴史を今に伝える公園  
(諏訪の森公園)



立川市緑化推進条例に基づき、市と所有者が使用貸借、管理の委任その他の契約を締結し保全を図る緑地(保護樹林地)  
(川越道緑地)

## 2. 緑の分布とみどり率の推移

本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水や五日市街道周辺の農地や屋敷林、中央部西側の国営昭和記念公園等にまとまった緑が残されていますが、市域全体の緑は、過去20年間で減少しています。

令和5（2023）年度のみどり率<sup>※1</sup>は36.5%です。平成30（2018）年度の35.9%から0.6ポイント増加していますが、平成30（2018）年度の調査のみどりと判別できなかった箇所を改めて航空写真等で確認し、みどりと判断できる箇所を加えて調整すると、平成30（2018）年度の37.4%から令和5（2023）年度にかけて0.9ポイントの減少となります。

公園・緑地が約1ha増加した一方で、樹林・原野・草地（調整含む）が約8ha、農地が約16ha減少しており、公共施設や中央部の大型商業施設の整備に伴い緑の創出が進みましたが、市北部を中心に既存の農地や樹林地が減少し、武蔵野の面影を伝える郷土の風景が変容しつつあります。



図2-12 緑の分布とみどり率の推移

- ※1 ・農用地面積は、課税資料（各年1月1日）に基づき整理された面積で、緑被地（樹木被覆地、草地）と、緑被地以外の部分を含む。  
・図中の破線は、緑被地の抽出精度が同一の範囲を示す。  
・平成30（2018）年度の値は、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を活用して算出されている。  
・平成25（2013）年度参考値は、みどり率の推移を把握するために、平成25（2013）年の航空写真及び近赤外線画像を活用し、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度で算出した値である。  
・平成15（2003）年及び平成20（2008）年については、近赤外線画像がないため、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度での算定は行われていない。
- ※2,3 令和5（2023）年度のみどり率の値（36.5%）は、平成30（2018）年度から0.6ポイント増加しているが、市内3カ所でまとまった緑（上砂町6・7丁目、砂川町4丁目、錦町4丁目）の増加が確認できる（図2-13）。この3カ所のまとまった緑は、平成30年度にも同様に存在していたため、値を比較するための参考に、この3カ所を平成25（2013）及び平成30（2018）に追加し調整済みのみどり率を算定するとそれぞれ39.9%、37.4%となり、平成30（2018）年度から0.9ポイントの減少となる。なお、砂川町4丁目の緑地について、過去のみどり率を確認すると平成15（2003）年度、平成20（2008）年度、平成25（2013）年度は含まれているが、平成30（2018）年度では除外されており、令和5（2023）年度で、再び含まれている状況である。

（東京都みどり率データを基に作成）

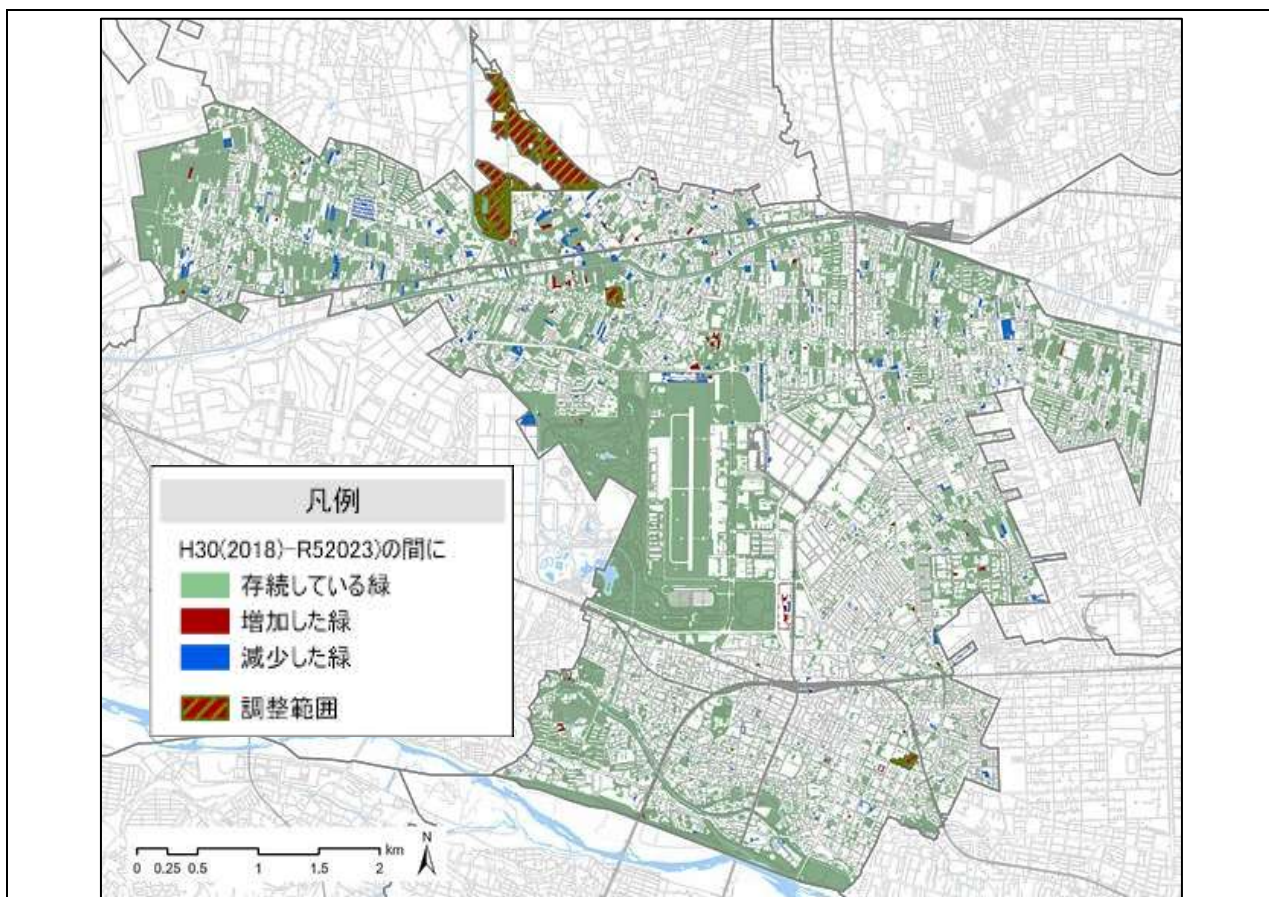


図2-13 平成 30(2018)年度と令和 5(2023)年度の比較

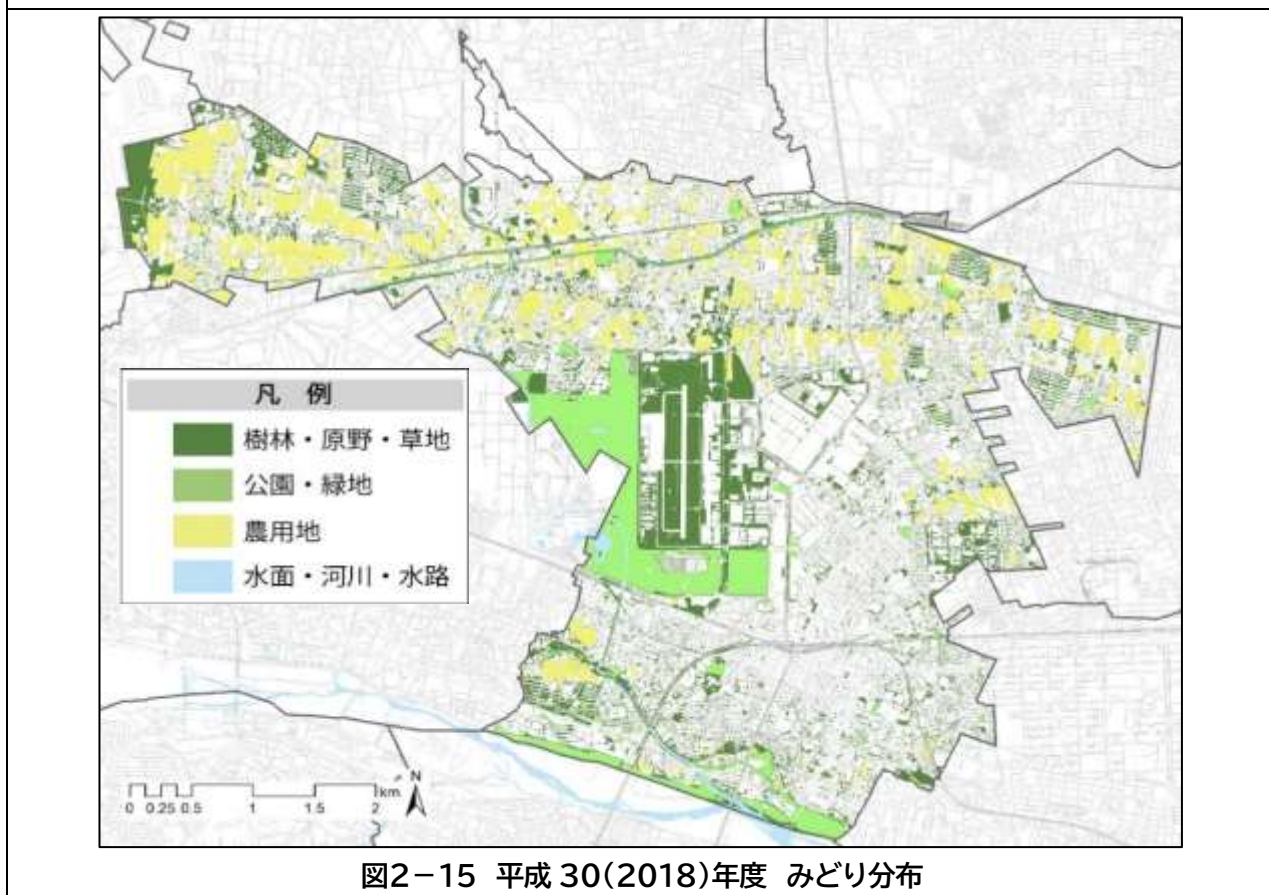


図2-15 平成 30(2018)年度 みどり分布

上の2つの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交着第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

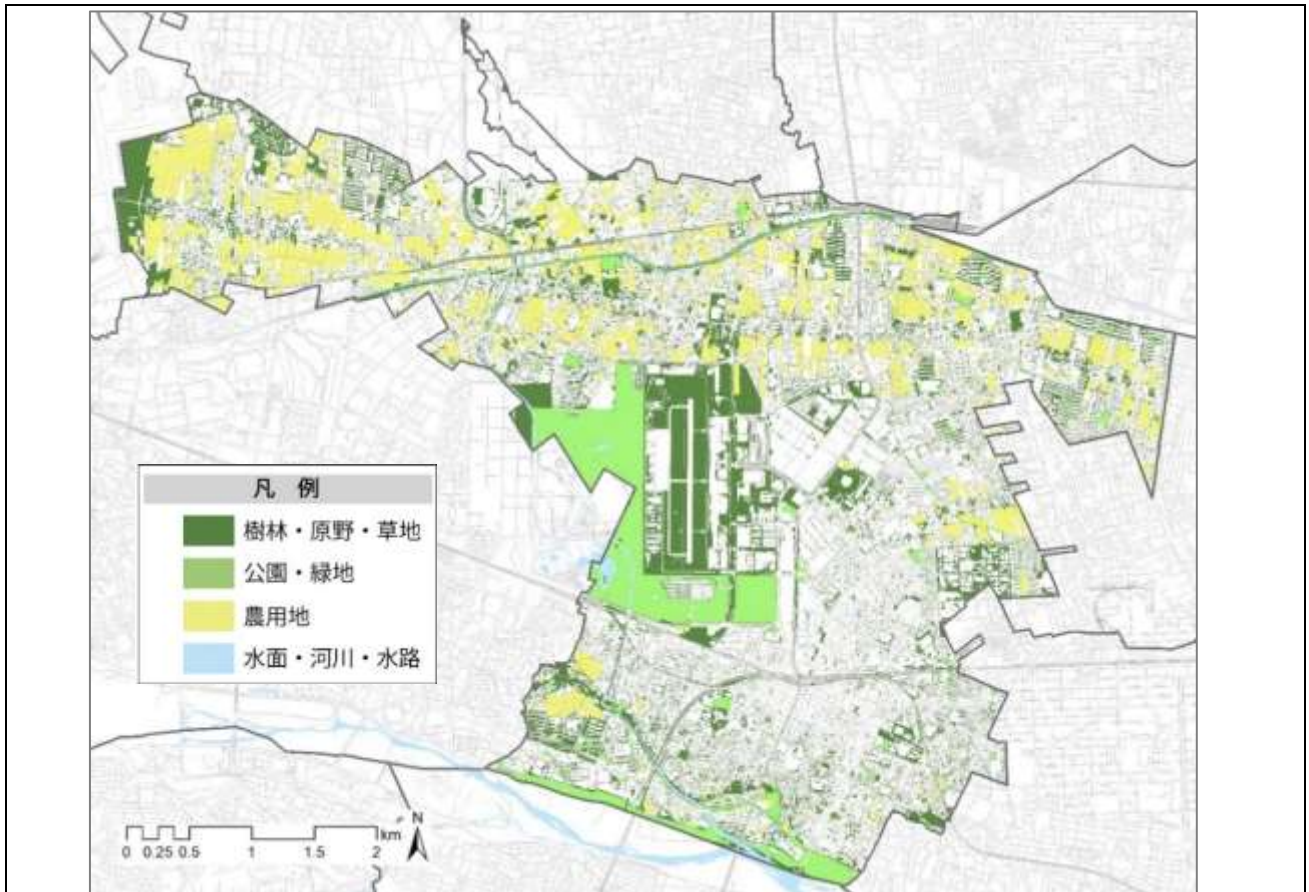


図2-14 平成 25(2013)年度 みどり分布

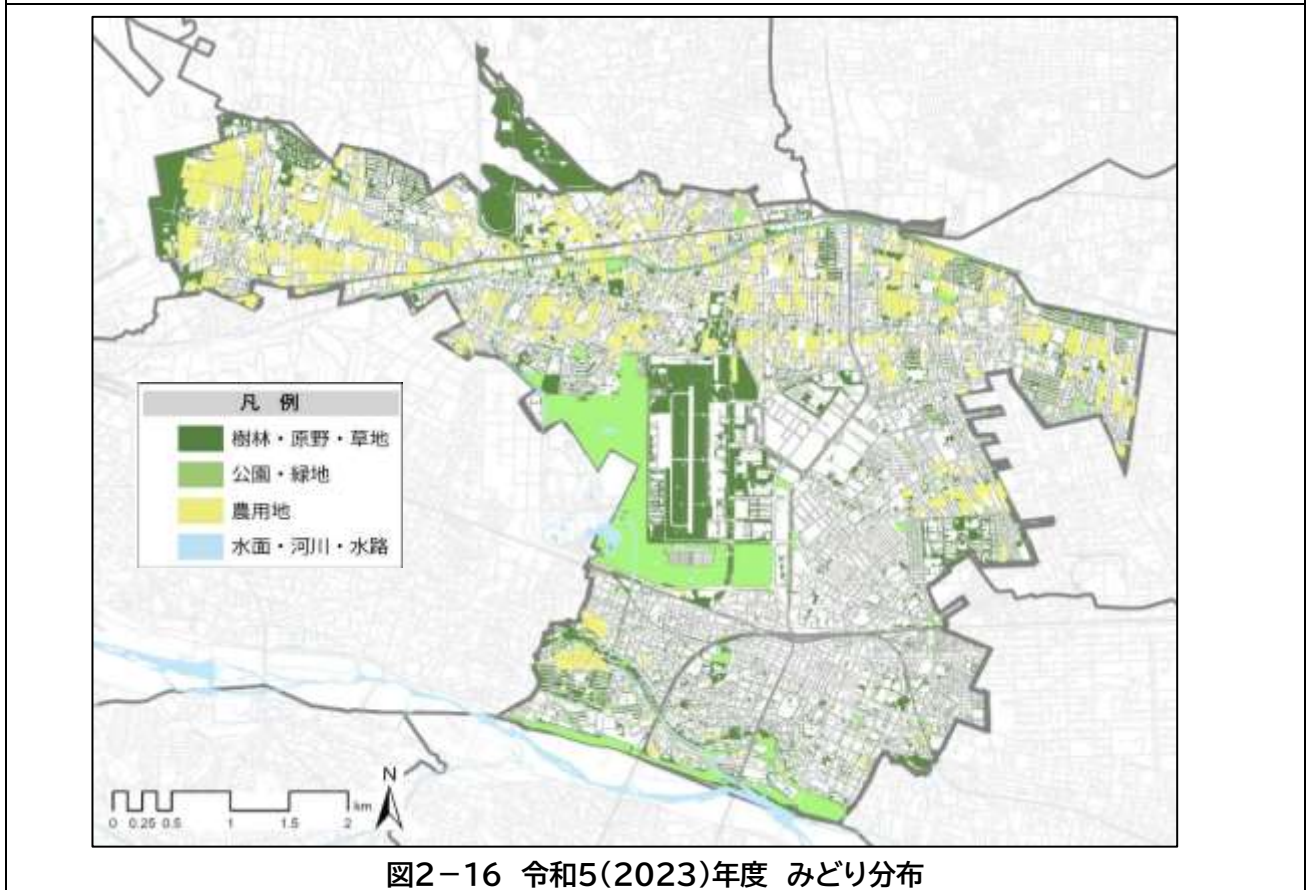


図2-16 令和5(2023)年度 みどり分布

上の2つの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

### 3. 主な施設緑地

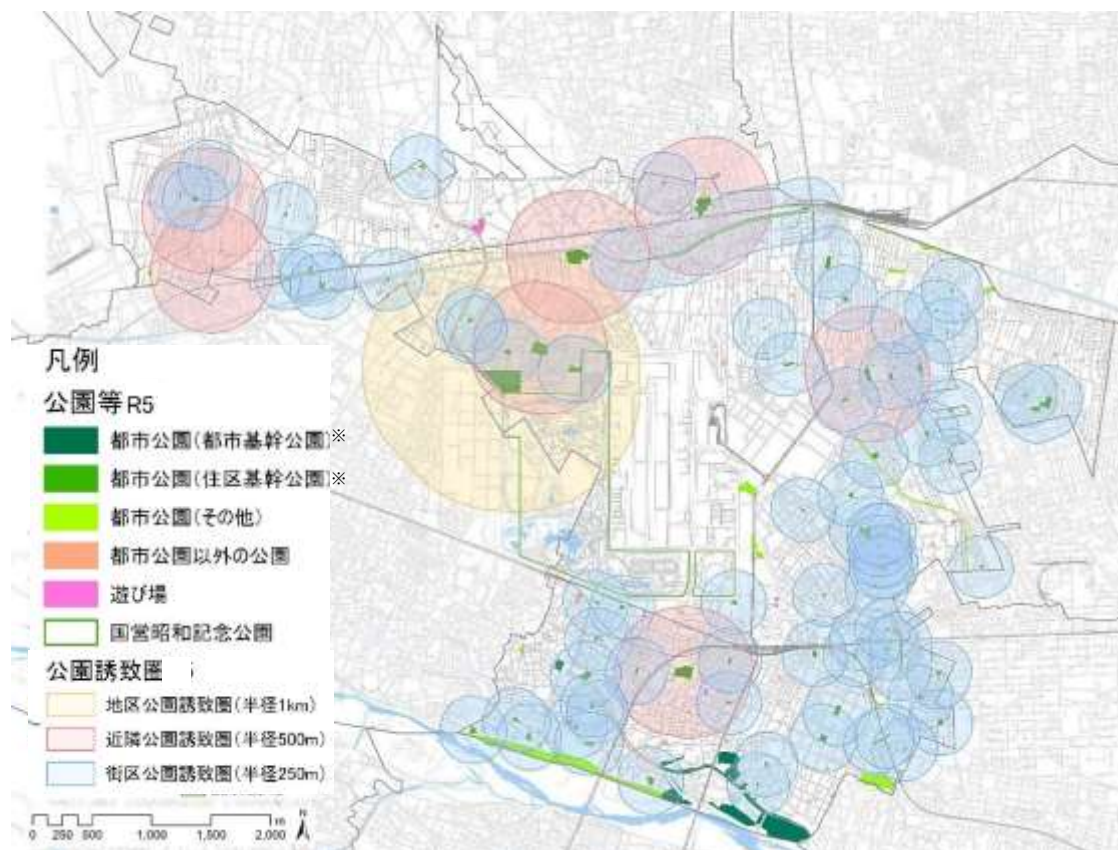
施設緑地は、施設整備を通じて管理される緑地です。代表的なものとして公園、市民農園、民間施設の公開空地などがあります。

#### (1) 公園（都市公園、都市公園以外の公園、その他）等

本市には、令和6(2024)年4月1日現在、都市公園法に基づく「都市公園」と、開発事業等に際して設置された小規模な「都市公園以外の公園」、「その他」（公社・公団の設置した公園等）があり、すべてあわせて266か所、178.3haの公園が設置されています。

都市公園のうち市が設置・管理する都市公園は101か所、58.6haあり、これに国営昭和記念公園、玉川上水緑道（東京都立）を加えた総面積は169.7haとなります。

また、都市公園以外の公園が156か所、5.7ha、その他（公社・公団の設置した公園等園）が8か所、2.9ha設置されています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図2-17 公園の配置と公園誘致圏※1

※1 国土交通省の「都市公園法運用指針」では、一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離を参考表示しています。

本図では、本市における都市公園の配置位置に標準的な誘致距離を表示し、公園誘致圏と表示しています。

## (2) 街路樹等

市内には市道と都道における街路樹や植栽帯によって緑のネットワークが形成されています。

立川市の管理する街路樹や植栽帯は、令和2（2020）年に策定した「立川市街路樹のあり方方針」に基づき維持管理をしています。

街路樹や植栽帯は維持管理するうえで様々な課題があります。街路樹の大径木化や老木化、病害虫などによる樹勢の衰え、乱れた樹形による景観への影響、生育環境と樹種の不適正などです。また、街路樹の歩道への根上がり、植栽基盤の確保による歩行空間の減少、枝葉による交通施設の視認低下など交通環境に与える影響も課題となっています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交者第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図2-18 街路樹位置



写真2-2 緑町の街路樹



写真2-3 上砂町の街路樹



写真2-4 若葉町の街路樹



写真2-5 泉町の街路樹

### 立川駅前のシンボルロード

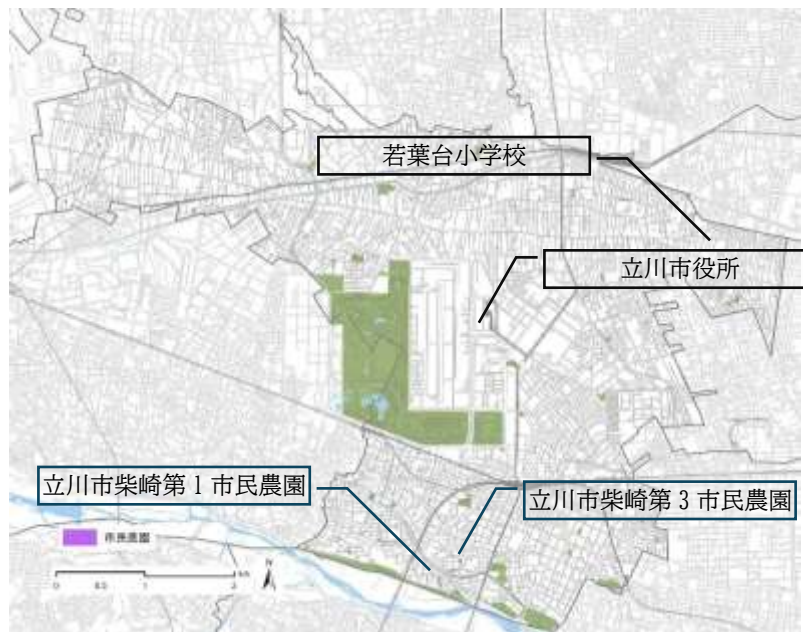
サンサンロードは多摩都市モノレールの高架下にある、幅員40m、延長約550mの自転車・歩行者専用道路で、ケヤキ並木の連なる立川駅前のシンボルロードとなっています。イベントの会場としても用いられており、伝統の継承やまちの活性化を目指して立川よいと祭りやイルミネーションをはじめとした様々な催し物が開催されています。また、国営昭和記念公園や商業施設の緑のネットワーク形成をはじめ、沿道では、レストランやカフェのテラス席の設置により、まちににぎわいをもたらしています。



写真2-6 サンサンロード

(3) その他の施設緑地

公園以外の施設緑地のうち、主な公共施設緑地として、市役所・学校等の公共施設の緑化地、市民農園（2か所）などがあります。また、民間の開発行為等に際して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発の規模に応じて開発地面積の3～6%以上の緑化地の設置を誘導しており、年間40件前後の開発事業等において緑化が行われています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交著第68号(承認番号)5都市基交測第112号

図2-19 主な公共施設緑地



写真2-7 立川市役所の緑化



写真2-8 立川市役所の屋上緑化



写真2-9 若葉台小学校内の緑化



写真2-10 市民農園

## 4. 主な地域制緑地

地域制緑地は、一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで緑地を保全する制度です。

本市の主な地域制緑地として、風致地区※、生産緑地地区、保存樹木・保護樹林地※、東京都保全地域※の指定があります。

### (1) 風致地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区です。

本市では、玉川上水風致地区（11.7ha）、五日市道風致地区（12.0ha）の2地区を指定しています。

玉川上水風致地区は、周辺の樹林や緑とともに水と緑の重要な軸景観を形成しています。

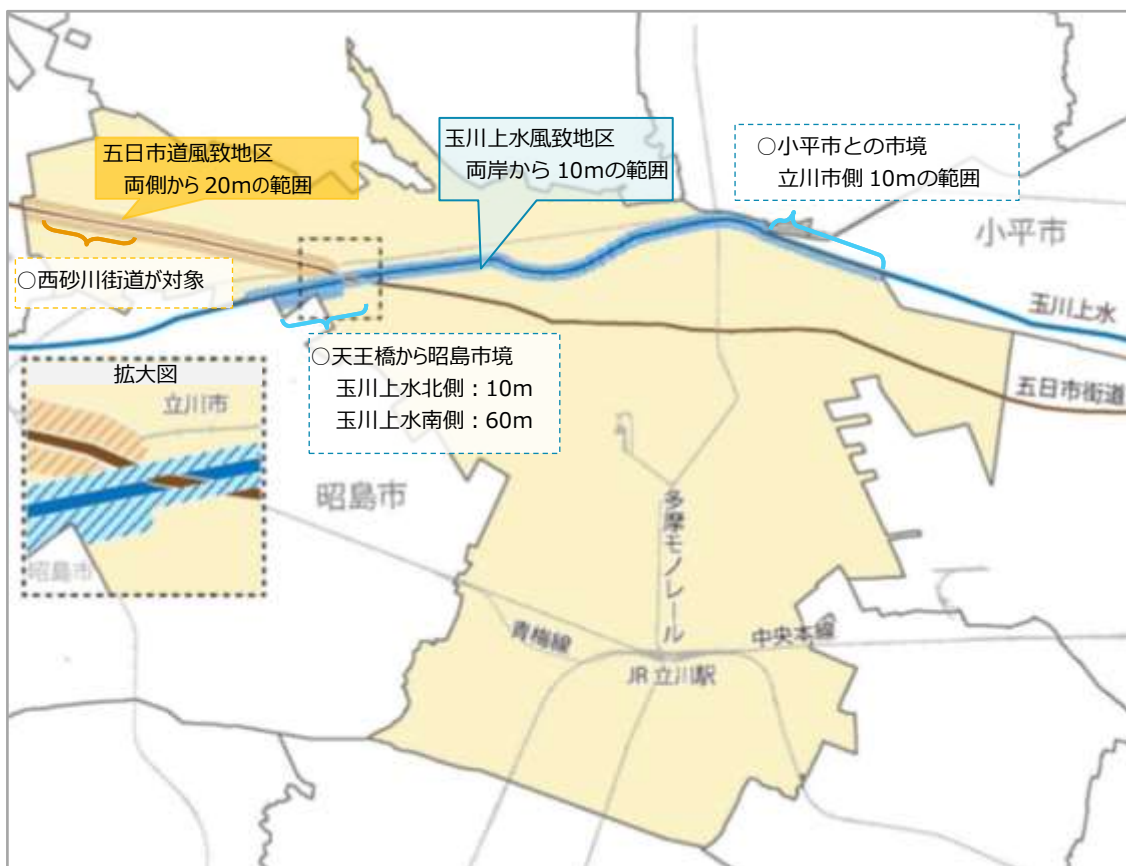


図2-20 立川市風致地区位置

参考) 立川市風致地区条例申請の手引

### ①玉川上水風致地区

地域を横断しながら新宿区へ通じる水路であり、周辺の樹林や緑とともに、地域がつながる水と緑の重要な軸景観をつくっています。

素掘り水路の法面においては、樹木の根系の発達による表層崩壊や大径木化による倒木の恐れ等があります。

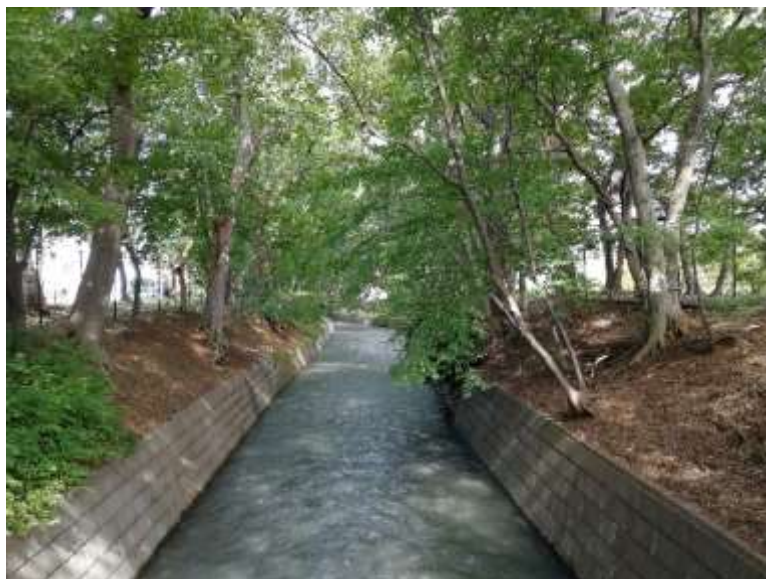


写真2-11 玉川上水風致地区

### ②五日市道風致地区

五日市街道沿いには、屋敷林やケヤキの樹木があります。

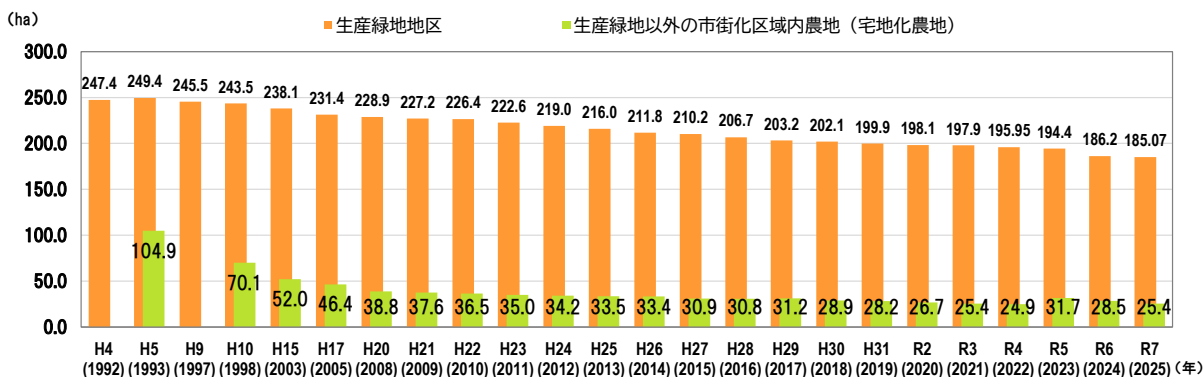
五日市街道沿いの樹木は保存樹木や保護樹林地としての指定等によって保全を試みっていますが、管理の負担感から伐採されてしまうものや、強剪定※され樹形が崩れているものも見られます。



写真2-12 五日市街道沿いの保存樹木

(2) 生産緑地

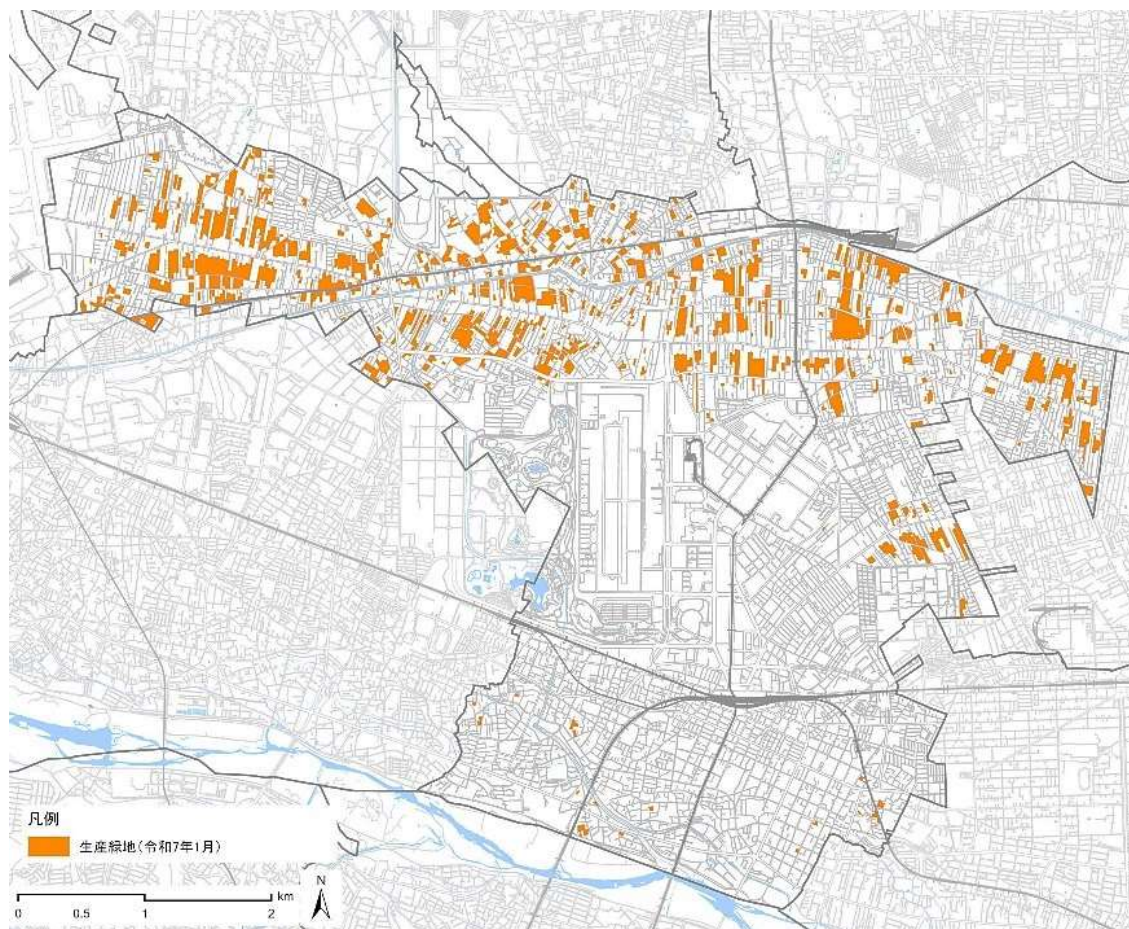
従来の生産緑地の約95%を特定生産緑地※に指定済みです(令和5年度末)。しかしながら、生産緑地は減少傾向にあります。



(注) 1 宅地化農地は、課税資料から作成(各年度分)  
 2 生産緑地地区面積は以下のとおり  
 平成4(1992)年：平成4(1992)年11月5日現在  
 平成17(2005)年：各年12月末現在  
 平成20年以降：各年1月1日現在

図2-21 生産緑地地区と生産緑地以外の市街化区域内農地面積の推移

出典) 東京の土地 2021 (土地関係資料集) (東京都都市整備局)、立川市資料



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図2-22 生産緑地地区の分布(令和7(2025)年1月)

## 第2章 計画を取り巻く状況

農地は農産物の供給、良好な景観の形成、災害時の緊急的かつ一時的な避難場所となるなど、多面的な機能を有しています。

農地を活用し農とのふれあいを促進する様々な取組が行われています。



写真2-13 立川産地元野菜マルシェ※



写真2-14 農産物の  
店先自動販売機

災害時の農地の利用に関して、災害時に市民が避難等に利用できる防災協力農地※を指定しています。



写真2-15 防災協力農地および防災農地の役割の発信

### (3) 保存樹木と保護樹林地

市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、立川市緑化推進条例に基づき、保存樹木、保護樹林地を指定しています。

**保存樹木**： 健全で樹容が美観上すぐれている樹木で、地上から1.5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上あり、高さが10メートル以上であるもの。

**保護樹林地**： その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、当該土地の面積が300平方メートル以上ある樹林地。

令和6(2024)年度末時点で保存樹木445本、令和6(2024)年度末時点で保護樹林地1.41haを指定しており、現行計画策定時から保存樹木の本数は19本減少、保護樹林地の面積は0.35ha減少しています(減少した面積には、公有地化分0.13haを含みます)。

保存樹木は主に五日市街道沿線、立川崖線周辺地域に分布しており、保護樹林地は主に市の北部の幸町、市南部の柴崎町の立川崖線上の樹林地において指定されています。保存樹木や保護樹林地の解除や強剪定がなされる一方、保存樹木や保護樹林地の環境、景観を生かした事業展開事例もあります。

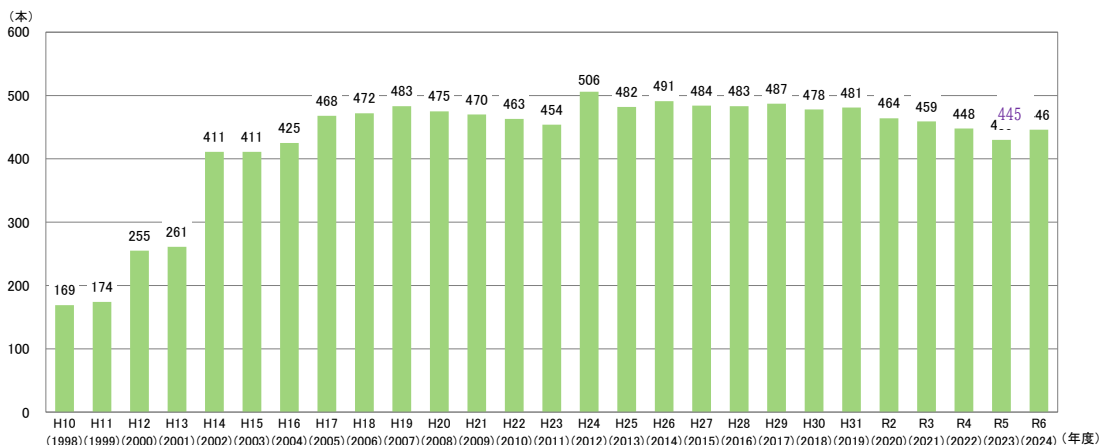


図2-23 保存樹木数の推移

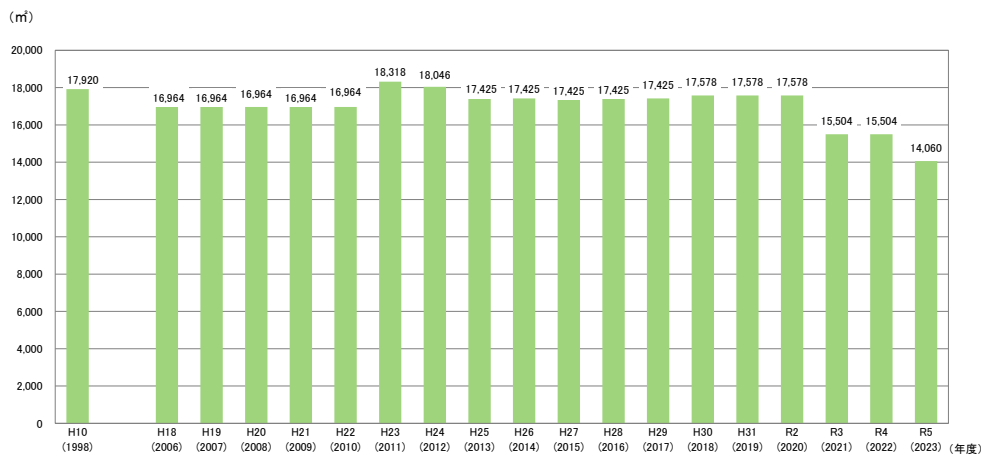
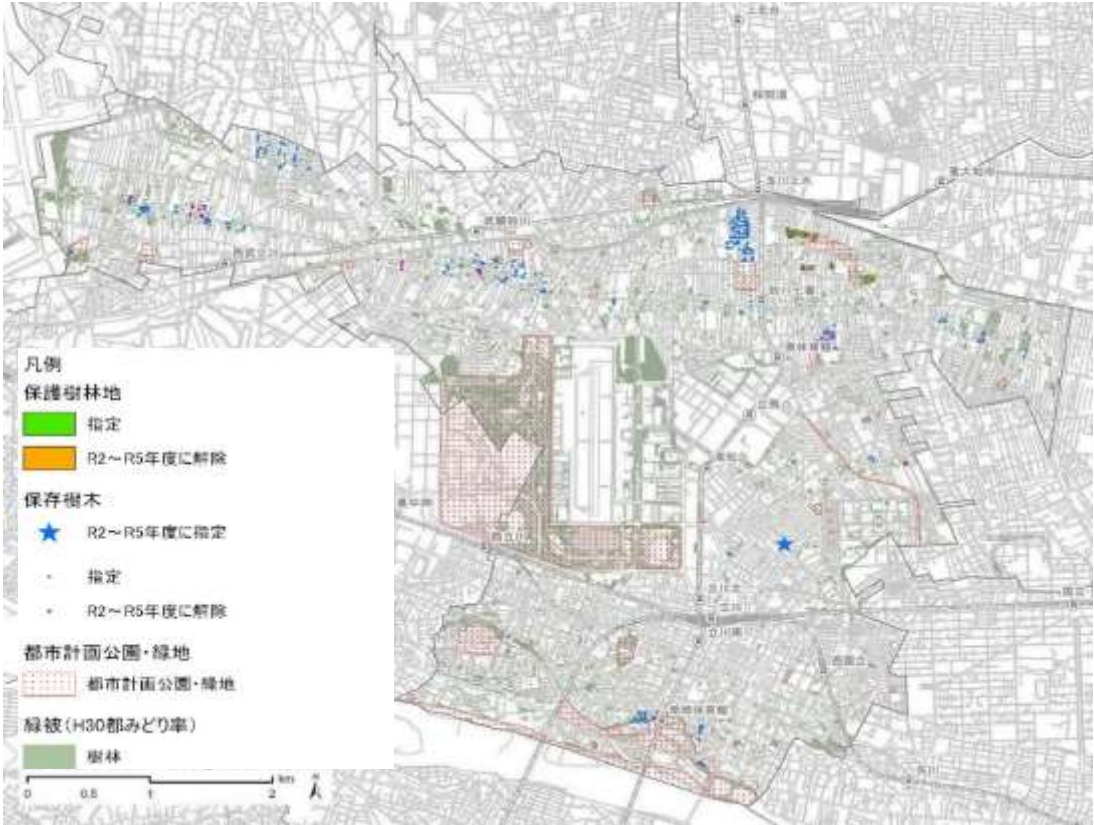


図2-24 保護樹林地面積の推移



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5 都市基交着第 68 号 (承認番号) 5 都市基交測第 112 号

図2-25 保存樹木と保護樹林地の分布



写真2-16 保存樹木



写真2-17 保護樹林地と敷地内の共有スペース

(4) 東京都保全地域

東京都保全地域は、東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定するものです。

本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域と玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれます。

このうち、矢川緑地保全地域については、湧水や湿地が随所にみられ、多様な動植物の生息・生育地となっています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図2-26 東京都保全地域の位置



写真2-18 野火止用水歴史環境保全地域



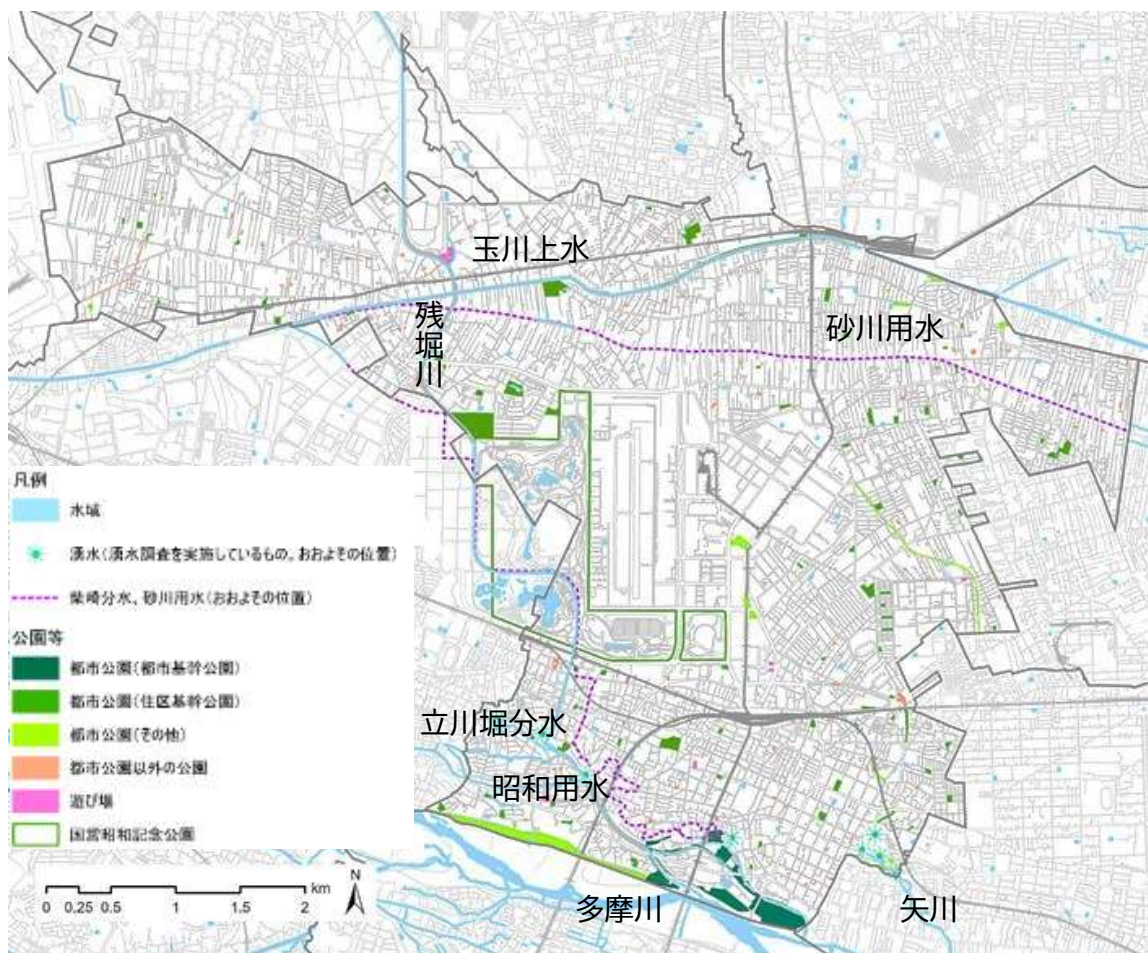
写真2-19 矢川緑地保全地域

## 5. 河川等の水辺

多摩川沿いの水辺は、野球場、陸上競技場、テニスコート、フットサルコートがあり、春のイベント時には数千人の多くの人が集まります。根川、残堀川、玉川上水の水辺には緑道があり、花見や散歩等に利用されています。

市内には、玉川上水や多摩川から引かれた用水・分水が流れています。玉川上水から引かれている柴崎分水は、立川公園内にあるガニガラ広場を流れ、がにがら田んぼの水源となっています。

立川崖線下には多くの湧水があります。一部はガニガラ広場の水路である柴崎分水へ合流し、富士見緑地内では流れの水源となります。矢川は湧水を水源とし、矢川緑地を流れ貴重な水生生物の生息環境を形成しています。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 5都市基交著第68号(承認番号) 5都市基交測第112号

図2-27 河川、用水、湧水の位置



写真2-20 立川公園内を流れる柴崎分水



写真2-21 根川緑道



写真2-22 根川の親水空間

## 6. 民間事業者による緑の創出の取組

本市では、市民の協力により、街中の緑化、公園、樹林地等の管理を進めています。

市内には民間事業者により整備された公園や、民間事業者の維持管理により良好な質が保たれている提供公園等が存在します。民間の主な取組としては、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。



写真2-23 民間事業者により整備された公園



写真2-24 開発に伴う道路沿いの緑

## 7. 市民協働による緑の保全の取組

主な取組として、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

公園等清掃美化協力員会管理の公園数は、概ね横ばいです。

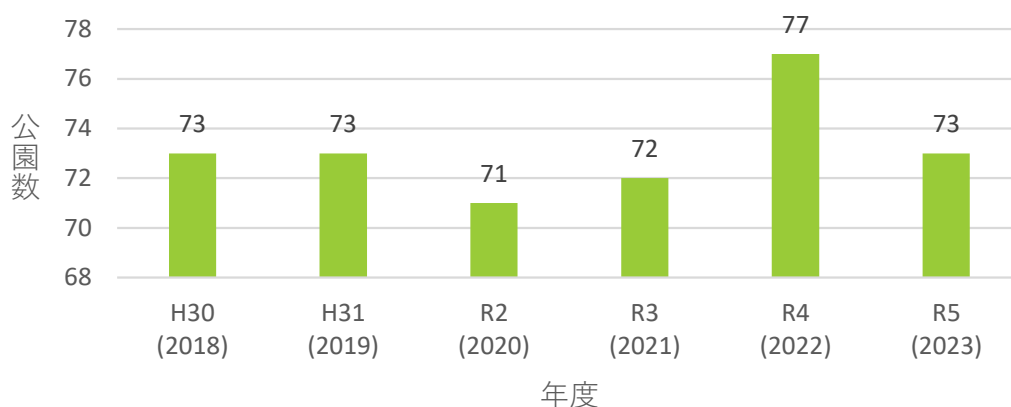


図2-28 公園等清掃美化協力員会管理の公園数

### 緑化推進協力員会制度

- ・地域の身近な花壇やまちかどにおいて花の育成と育てた花の植え付けなどを行うボランティア
- ・市内7町（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町・栄町）で活動



写真2-25 花壇ボランティアの様子

### 緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度

- ・地域の住民や市内の企業、学生など、グループにて立川市管理の緑地や樹林地で保全活動を行うボランティアを支援する制度
- ・落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行う
- ・市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援として、アドバイザーの派遣や道具の貸与を実施
- ・現在、4か所の樹林地等で4団体が活動



写真2-26 樹林地保全ボランティアの様子

### 公園等清掃美化協力員会制度

- ・地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく制度
- ・市は、作業を行うための用具や通信費などとして、公園の面積に応じた活動費を補助
- ・現在、73公園で61団体が活動

### 第3節 緑についての市民意識

#### 1. 市政に関するアンケート調査結果および立川市来街者調査

##### (1) 市政に関するアンケート調査

「市政に関するアンケート調査」において、立川のまちの魅力を誰かにおすすめしたい理由についての回答上位に、自然環境や公園に関する項目が上がっており、自然環境の豊かさや公園の存在は、市民に比較的重視されていると考えられます。

表2-1 市政に関するアンケート調査より立川の魅力(上位5項目の経年変化)

市政に関するアンケート調査	R3年度 (R2年度実績)	R4年度 (R3年度実績)	R5年度 (R4年度実績)	R6年度 (R5年度実績)
1位	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利	買い物など日常生活が便利
2位	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている	自然環境・居住環境に恵まれている
3位	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実	公園や道路など都市基盤が充実
4位	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利	通勤・通学が便利
5位	保健、医療、福祉の施設・サービスが充実	保健、医療、福祉の施設・サービスが充実	文化・スポーツ施設が多い	文化・スポーツ施設が多い

また、立川市の好きな場所・もの・行事について、平成30年度市民満足度調査の時点で、花火大会が2位、豊かな自然は3位でしたが、令和5年度以降の調査結果では豊かな自然は花火大会より順位を上げました。自然環境の豊かさや公園の存在は、本市の魅力の一つとして認識されているといえます。

表2-2 市政に関するアンケート調査より立川市の好きな場所・もの・行事  
(上位5項目の経年変化)

立川市政に関するアンケート調査	R5年度 (R4年度実績)	R6年度 (R5年度実績)
1位	国営昭和記念公園	国営昭和記念公園
2位	豊かな自然(玉川上水、根川緑道等)	豊かな自然(玉川上水、根川緑道等)
3位	花火大会	花火大会
4位	立川周辺のにぎわい(デッキ・大型商業施設)	立川周辺のにぎわい(デッキ・大型商業施設)
5位	新鮮な地場産野菜※	新鮮な地場産野菜

(2) 来街者意向調査

「来街者意向調査」は、立川市第5次長期総合計画の策定にあたり、来街目的や立川市の印象等を把握するために実施したアンケート調査です。立川と聞いて思い浮かぶイメージに関する設問では、国営昭和記念公園との回答がいずれの年度も5割以上で、来街者にとって立川市のイメージは国営昭和記念公園が最も認識されているといえます。

表2-3 来街者意向調査より立川市と聞いて思い浮かぶイメージ

来街者意向調査	H30 年度	R 5 年度
1 位	国営昭和記念公園	国営昭和記念公園
2 位	デッキ・大型商業施設	飲食店・個店
3 位	飲食店・個店	デッキ・大型商業施設
4 位	たちかわ競輪	特になし・わからない
5 位	アニメやドラマの舞台・ロケ地	その他

立川市に住んでみたいと思う人の理由では、「買い物など日常生活が便利である」が最も多く8割近くを占め、次いで「通勤・通学が便利である」となっており、いずれも日常生活の利便性の良さが理由としてあげられています。また、「自然に環境に恵まれている」が3番目に、「公園や道路など都市基盤が充実している」が5番目に多く、いずれも3割前後の回答がありました。また、「東京23区・島しょ」から来た人が最も多く選んだ理由が「自然環境に恵まれている」で、5割以上でした。住んでみたい理由に、本市の自然環境の豊かさや公園の存在が、魅力の一つであることが伺えます。

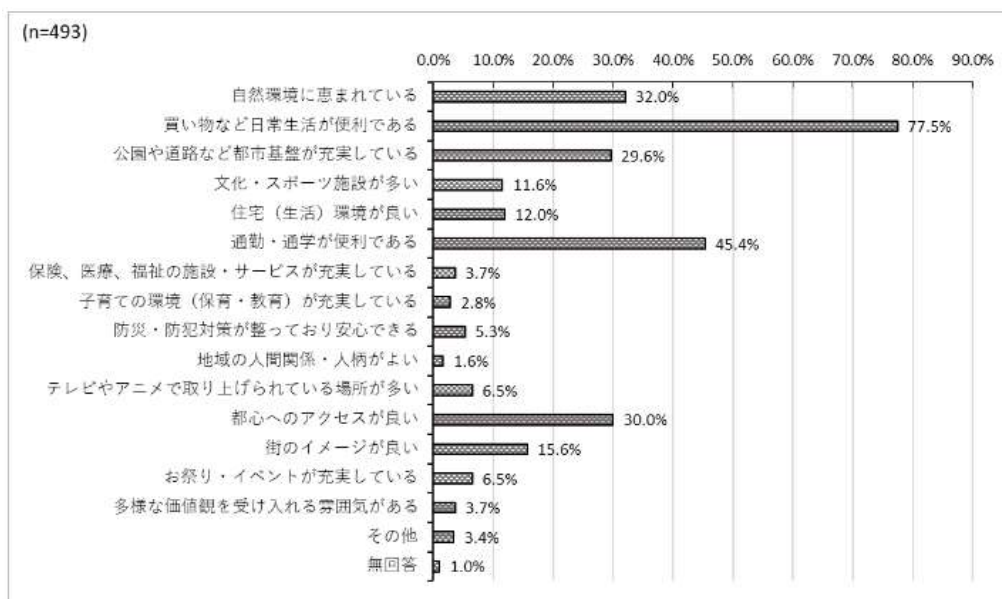


図2-29 立川での居住希望(思う理由)

出典：令和5（2023）年立川市来街者意向調査報告書

## 2. 立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果

### (1) 市民アンケートの実施概要

立川市緑の基本計画の改定にあたり、立川市内の緑の現況、お住まいの地域の公園の現況と利用状況、緑の保全と創出に関わる今後重要視する立川市の取組等に関する市民意識を把握することを目的として、下表のアンケート調査を実施しました。

表2-4 アンケート調査概要

調査目的	立川市緑の基本計画の改定にあたり、立川市内の緑の現況、お住まいの地域の公園の現況と利用状況、緑の保全と創出に関わる今後重要視する立川市の取組等に関する市民意識を把握する
調査対象	立川市に住民票を有する令和5（2023）年12月1日現在で満18歳以上の男女2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和5（2023）年12月19日調査票発送から令和6（2024）年1月10日回答投函締切
回収結果	有効回収数：郵送調査474件、LoGoフォーム141件 合計615件 有効回収率：30.8%（前回33.2%）

### (2) アンケート結果

#### ① 立川市内の緑の現況について

立川市内の緑の現況では、住まいの地域および立川市全体の緑の量、10年前と比較しての立川市全体の緑の量の変化について伺いました。

住まいの地域も、立川市全体においても、「樹林などの自然の緑」、「河川、水路などの水辺の緑」、「身近な公園の緑」は多い（約4割5分）との認識でした。一方で、10年前と比較した際の結果、それらの緑は減少と感じられていることがわかりました。

#### ② お住まいの地域の公園の現況と利用状況について

お住まいの地域の公園の現況と利用状況では、公園の利用頻度と利用目的、よく利用する公園の名称と移動手段・同行者・その公園の良いところ、お住まいの地域の公園の不満を感じる場所をお伺いしました。

公園の利用頻度は、月1回以上（ほぼ毎日、週2～3回、週1回、月2～3回、月1回）利用する回答者数が、「ほとんど利用しない」を上回る結果でした。

公園利用目的は「散歩」、「通り道」が上位を占め、続いて「花や自然を楽しむ」、「子どもを遊ばせる」でした。

よく利用する公園の名称（記述回答）では、「国営昭和記念公園」が最も多く、「徒歩」や「自転車」での来園が多く、誰と行くかについては、「一人で」、「家族」、「友達」との回答が比較的バランスよく、「近所・地域の人」の回答はありませんでした。国営昭和記念公園以外の公園（内訳：10件以上の記載があった公園は立川公園と見影橋公園で、その他は全て1から8件の回答数）は8割以上が「徒歩」での来園、誰と行くかは半数が「1人で」と回答していますが、それ以外は「家族」、「友達」、「近所・地域の人」でした。よく利用する公園の名称で記載した公園についての良いところは、「住まいから近い」、「広々としている」、「花や緑が豊かである」が上位を占めました。

お住まいの地域の公園の不満に感じるところは、「特に不満はない」が最も多い結果でしたが、不満に思う上位3つは、「狭い」、「遊具が少ない」、「休憩場所が少ない」でした。

### ③ 今後の緑の保全と創出について

今後の緑の保全と創出では、今後の立川市にとって重要な社会課題、次世代に引き継ぎたい緑、今後増えてほしい市内の緑、緑豊かなまちづくりのために市民一人ひとりができることとして必要な取組、緑豊かなまちづくりの立川市の取組で今後重視することについてお伺いしました。

今後の立川市にとって重要な社会課題についての設問は、今回初めて設定しました。その結果、回答の上位は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」との回答が多く（ともに約5割）、次いで「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」（約4割）でした。

次世代に引き継ぎたい緑の上位は、「公園の緑（昭和記念公園、身近な公園など）」との回答が最も多く7割を超えました。次いで、「玉川上水と分水」（約5割）、「多摩川の水辺環境」（約4割5分）でした。

今後増えてほしい市内の緑の上位は、「身近な公園の緑」（約5割）、次いで、「樹林など自然の緑」（約4割）、「道路の緑（街路樹など）」（約3割5分）でした。

緑豊かなまちづくりのために市民一人ひとりができることとして必要な取組は、本計画で初めて設定した設問です。前計画で、あなた自身ができることをお聞きしましたが、市民一人ひとりの行動として必要と思うことと比較するために設問選択肢は同じ設定としました。その結果、上位は、「市民農園の利用や市内で作られる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」、「庭やベランダで緑を育てる」、「落ち葉・枯れ枝の清掃など樹林地の保全活動に協力する」の順で回答が多く、それぞれ3割以上の回答がありました。前計画であなた自身ができることについてお聞きした結果は、「庭やベランダで緑を育てる」がもっとも回答が多く（約6割）、次いで「市民農園の利用や市内で作られる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」（約3割）、「緑の募

金に協力する」(約2割5分)でした。

緑豊かなまちづくりの立川市の取組で今後重視することの上位は、「自然環境として貴重な樹木や樹林の保存」、「河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全」、「道路の緑化と緑の適切な維持管理」でした(約7割)。

#### ④ 自由記述意見

自由記述意見は、立川市における緑の保全と創出の取組に対する意見や提案をお伺いしました。

街路樹や樹木の管理に関する内容や、子どもの遊び場や遊具の整備に関する意見、市民とのコミュニケーションに関する意見が多く寄せられました。

街路樹や樹木の管理に関する内容は、街路樹の枝葉の延伸による見通しの悪化、伸びた枝や根上りによる歩道の劣化等に対する歩行者安全確保といった内容の意見が多く寄せられました。次いで多かった意見は、樹木の保全、伐採への懸念、開花樹種の植樹といった内容でした。

子どもの遊び場や遊具の整備に関する意見の内容は、次世代を考慮した緑や子どもの遊び場や教育に関する意見が多く寄せられました。

市民とのコミュニケーションに関する意見の内容は、市民参加や協力、コミュニティに関する意見、広報や啓発活動に関する意見が寄せられました。

### (3) 立川市の緑の現況について

立川市内の緑について、市民がどのように緑の豊かさを捉えているかについては、「樹林などの自然の緑」、「河川、水路などの水辺の緑」、「身近な公園の緑」は多いもののそれらの緑は10年前に比べると減少しているとの回答が多い結果でした。

緑の種類別について、地域別ではどのように緑の豊かさを捉えているかの傾向を確認しました。

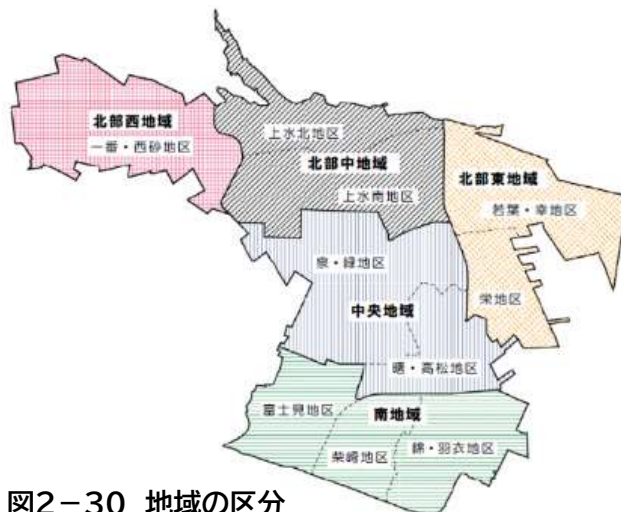
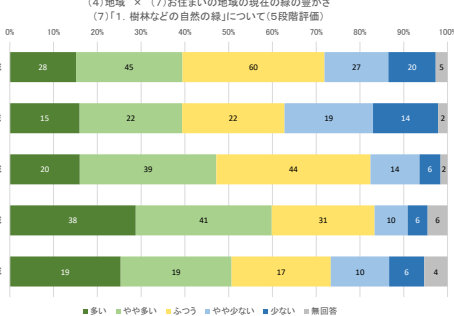
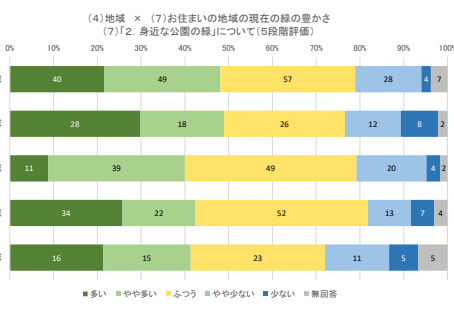
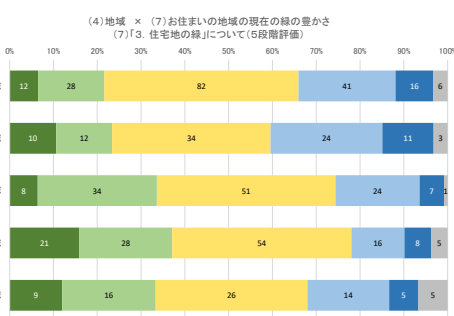
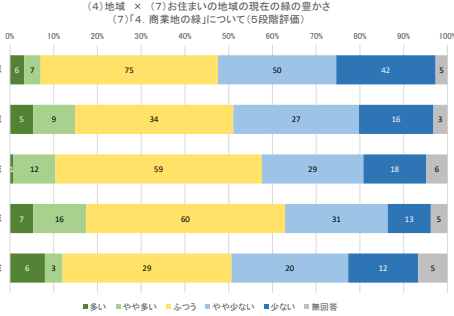


図2-30 地域の区分

表2-5 緑の種類に着目した意見のまとめ

緑の種類	地域の捉え方
<p>1. 樹林地など自然の緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「1. 樹林地などの自然の緑」について(5段階評価)</p>  </div> <p><b>図2-31 「樹林地など自然な緑」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部中地域で『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」と「上砂町」で『多い』と捉えられている。</li> <li>中央地域で『少ない』との回答傾向にあり、内訳は特に「高松町」で『少ない』と捉えられている。</li> </ul>
<p>2. 身近な公園の緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「2. 身近な公園の緑」について(5段階評価)</p>  </div> <p><b>図2-32 「身近な公園の緑」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南地域と中央地域が『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「曙町」は「多い」が4割を超え、「富士見町」は3割を超えている。</li> <li>北部東地域では、内訳は特に「栄町」と「幸町」は「多い」と「やや多い」の合計よりも「ふつう」が上回る。</li> </ul>
<p>3. 住宅地の緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「3. 住宅地の緑」について(5段階評価)</p>  </div> <p><b>図2-33 「住宅地の緑」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部中地域が最も『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」で「多い」が選択されている。</li> <li>南地域と中央地域が『少ない』傾向にあるが、内訳は南地域の「羽衣町」が「少ない」の回答最も多い。</li> </ul>
<p>4. 商業地の緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「4. 商業地の緑」について(5段階評価)</p>  </div> <p><b>図2-34 「商業地の緑」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に「ふつう」が多く、次いで『少ない』傾向にある。</li> <li>北部中地域は比較的『少ない』の選択が少ない。</li> <li>内訳は「曙町」で「多い」と捉えられている。</li> </ul>

緑の種類	地域の捉え方
<p>5. 農地の緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「5. 農地の緑」について(5段階評価)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部東地域、同中地域、同西地域で『多い』が4割を超えた。</li> <li>・ 南地域と中央地域では『少ない』が4割を超えた。</li> </ul> <p><b>図2-35 「農地の緑」について</b></p>
<p>6. 道路の緑 (街路樹など)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「6. 道路の緑(街路樹など)」について(5段階評価)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの地域も「ふつう」が最多。</li> <li>・ 北部中地域と北部西地域は『多い』が4割を超えた。</li> </ul> <p><b>図2-36 「道路の緑」について</b></p>
<p>7. 河川、水路 などの緑</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4)地域 × (7)お住まいの地域の現在の緑の豊かさ (7)「7. 河川、水路などの水辺の緑」について(5段階評価)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部中地域、北部西地域で『多い』との回答傾向にあり、内訳は特に「柏町」と「西砂町」で同傾向。</li> <li>・ 南地域は「普通」との回答が多い傾向。</li> </ul> <p><b>図2-37 「河川、水路などの緑」について</b></p>

注) アンケートの回答の「やや多い」と「多い」をまとめたものを『多い』、「やや少ない」と「少ない」をまとめたものを『少ない』と表現している。

(4) お住まいの地域の公園の現況と利用状況について

◆年代別

30代と40代は「子どもを遊ばせる」、10～20代と70歳以上は「散歩をする」の回答が多い傾向でした。

「花や自然を楽しむ」を目的とした利用は50代以上で多くなっています。「植物の手入れや清掃などの活動に参加する」は50代以上から回答がありました。

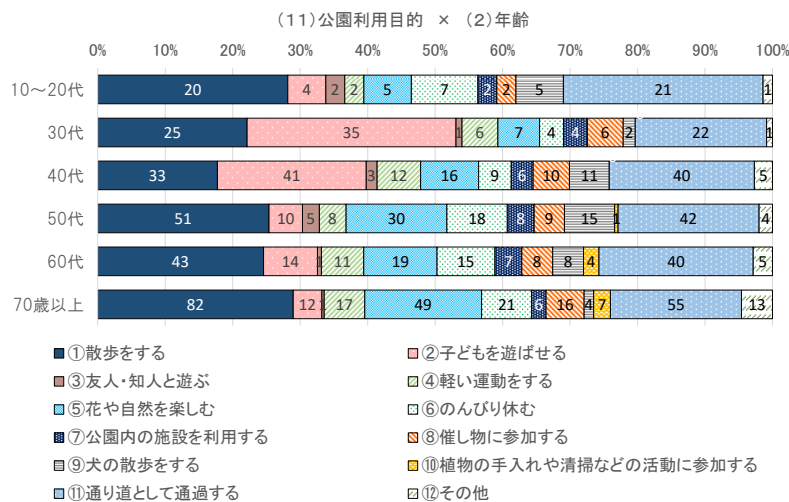


図2-38 公園利用目的×年齢

◆利用頻度別

週に1回以上の利用があり、高頻度の利用目的は「軽い運動をする」と、「植物の手入れや清掃などの活動に参加する」でした。

「子どもを遊ばせる」は月に1回程度以上の利用が5割を占めています。

「通り道として通過する」は、公園を「ほとんど利用しない」と回答した人に顕著に多い傾向です。

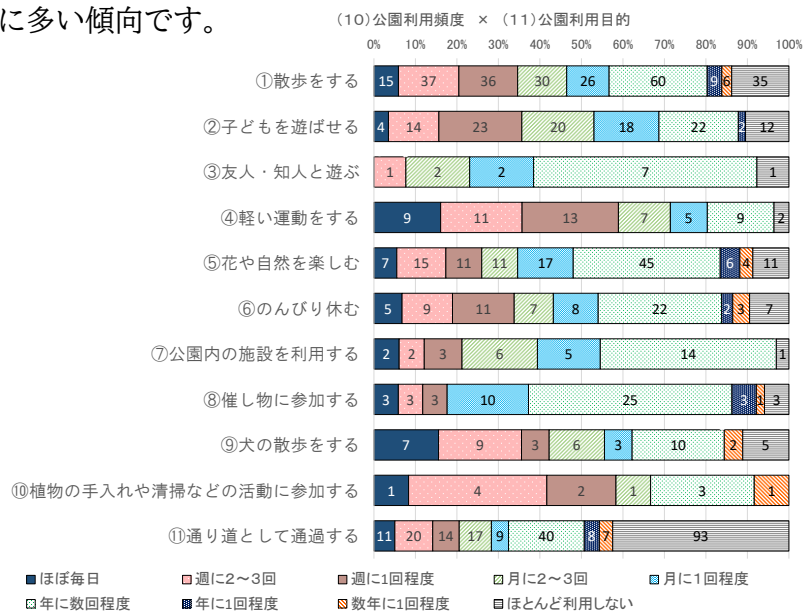


図2-39 公園利用頻度×公園利用目的

◆立川市での継続居住意向別

立川市に今後も住み続けたいと思う、どちらかと言えば思う、と回答した方々は、身近な公園の良いところに関する回答に類似傾向があり、「住まいから近い」(約20%)、「広々としている」、「花や緑が豊かである」(約13%)を挙げています。一方、不満なところとしては「狭い」及び「遊具・休憩場所が少ない」(約10%)、「花や緑が豊かである」(10%未満)との回答が寄せられました。

住み続けたいと思わない人は、身近な公園の不満なところとして「狭い」(約30%)、どちらかと言えば住み続けたいと思わない人は、「遊具・休憩場所が少ない」及び「住まいの近くに公園がない」(約10%)を挙げました。

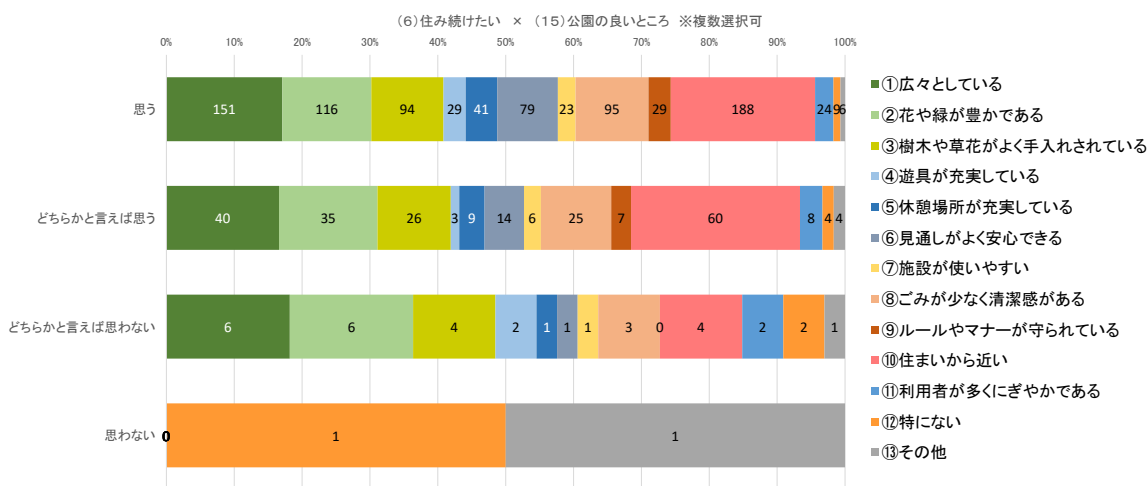


図2-40 住み続けたい×公園の良いところ

(5) 今後の緑の保全と創出について

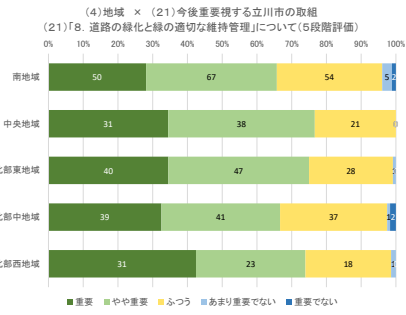
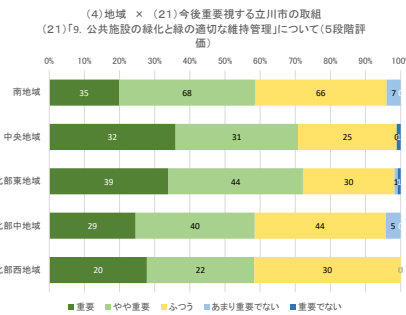
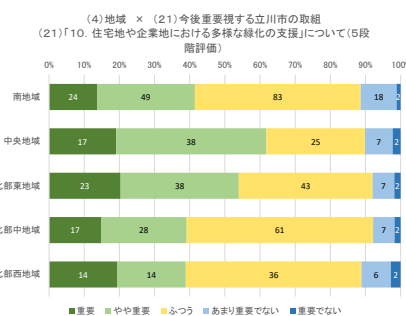
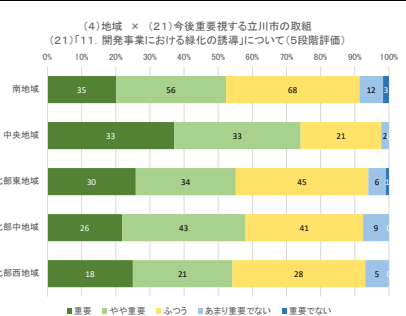
緑の保全と創出のために今後重要視する立川市の取組について、樹木や樹林の保全に関しては、ほとんどの地域で重要とする回答割合が高いです。

道路の緑化と緑の適切な維持管理は、街路樹の多い北部西地域と、街路樹の少ない北部東、中央、南の一部の地域で重要との回答傾向にあります。

表2-6 取組別の地域傾向

取組	地域別の傾向																																				
<p>1. 自然環境として貴重な樹木や樹林の保全</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4) 地域 × (21) 今後重要視する立川市の取組 (21)「1. 自然環境として貴重な樹木や樹林の保全」について(5段階評価)</p> <table border="1"> <caption>図2-41 「自然環境として貴重な樹木や樹林の保全」について</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>重要</th> <th>やや重要</th> <th>ふつう</th> <th>あまり重要でない</th> <th>重要でない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南地域</td> <td>79</td> <td>47</td> <td>48</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中央地域</td> <td>47</td> <td>33</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>北部東地域</td> <td>62</td> <td>39</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部中地域</td> <td>63</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部西地域</td> <td>39</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの地域でも 8 割前後が『重要』と回答。</li> </ul>	地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	南地域	79	47	48	2	2	中央地域	47	33	11	7	2	北部東地域	62	39	17	0	0	北部中地域	63	32	26	0	0	北部西地域	39	18	15	0	0
地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない																																
南地域	79	47	48	2	2																																
中央地域	47	33	11	7	2																																
北部東地域	62	39	17	0	0																																
北部中地域	63	32	26	0	0																																
北部西地域	39	18	15	0	0																																
<p>2. 立川崖線の緑の保全</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4) 地域 × (21) 今後重要視する立川市の取組 (21)「2. 立川崖線の緑の保全」について(5段階評価)</p> <table border="1"> <caption>図2-42 「立川崖線の緑の保全」について</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>重要</th> <th>やや重要</th> <th>ふつう</th> <th>あまり重要でない</th> <th>重要でない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南地域</td> <td>63</td> <td>42</td> <td>65</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中央地域</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部東地域</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部中地域</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部西地域</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの地域も 6 割前後が『重要』と回答。</li> <li>・ 立川崖線のある南地域は、中央地域、北部東地域、北部中地域よりも『重要』とする回答割合は低かった。</li> </ul>	地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	南地域	63	42	65	6	0	中央地域	27	32	30	9	0	北部東地域	39	39	35	3	0	北部中地域	41	37	36	0	0	北部西地域	20	21	26	4	0
地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない																																
南地域	63	42	65	6	0																																
中央地域	27	32	30	9	0																																
北部東地域	39	39	35	3	0																																
北部中地域	41	37	36	0	0																																
北部西地域	20	21	26	4	0																																
<p>3. 河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(4) 地域 × (21) 今後重要視する立川市の取組 (21)「3. 河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全」について(5段階評価)</p> <table border="1"> <caption>図2-43 「河川環境や玉川上水・分水の水辺の保全」について</caption> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>重要</th> <th>やや重要</th> <th>ふつう</th> <th>あまり重要でない</th> <th>重要でない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南地域</td> <td>64</td> <td>60</td> <td>47</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中央地域</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>22</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部東地域</td> <td>56</td> <td>35</td> <td>23</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部中地域</td> <td>53</td> <td>39</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部西地域</td> <td>38</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玉川上水が含まれる北部の3地域で7割強が『重要』と回答。</li> <li>・ 自由記述などで玉川上水の落ち葉や草刈等の維持管理要望意見が寄せられた。</li> </ul>	地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	南地域	64	60	47	1	0	中央地域	30	37	22	9	0	北部東地域	56	35	23	2	0	北部中地域	53	39	25	0	0	北部西地域	38	19	15	0	0
地域	重要	やや重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない																																
南地域	64	60	47	1	0																																
中央地域	30	37	22	9	0																																
北部東地域	56	35	23	2	0																																
北部中地域	53	39	25	0	0																																
北部西地域	38	19	15	0	0																																

取組	地域別の傾向
<p>4. サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「4. サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク」について(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-44 「サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の取組と比較して、『重要でない』の選択が全くない地域があるなど、市内全体で緑のネットワークが求められている傾向が窺える。</li> </ul>
<p>5. 農地や屋敷林の保全</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「5. 農地や屋敷林の保全」について(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-45 「農地や屋敷林の保全」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北部東地域において、約6割が『重要』との回答傾向。立川市全体では「ふつう」の回答割合が高い。</li> </ul>
<p>6. 新しい公園の整備</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「6. 新しい公園の整備」について(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-46 「新しい公園の整備」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての取組の中で『重要』とする回答割合が最も低い。「緑町」と「泉町」を除く地域で、『重要でない』という回答があり、特に「柴崎町」、「上砂町」で『重要でない』の回答割合の高さが顕著。</li> </ul>
<p>7. 今ある公園の整備・改修</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「7. 今ある公園の整備・改修」について(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-47 「今ある公園の整備・改修」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの地域も6割以上が『重要』と回答。特に中央地域と北部東地域で7割以上。地域別でみると「緑町」、「泉町」、「柏町」、「幸町」で『重要』とする回答割合が高い。</li> <li>『重要』とする回答割合の高さは「羽衣町」、「緑町」、「泉町」、「柏町」で1位、「富士見町」、「曙町」で3位。</li> </ul>

取組	地域別の傾向
<p>8. 道路の緑化と緑の適切な維持管理</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「8. 道路の緑化と緑の適切な維持管理」について(5段階評価)</p>  <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-48 「道路の緑化と緑の適切な維持管理」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの地域も7割前後が『重要』と回答。</li> <li>・ 『重要』とする回答割合の高さは「西砂町」、「一番町」、「高松町」、「羽衣町」で2位、「柴崎町」、「曙町」、「栄町」、「若葉町」で3位。</li> </ul>
<p>9. 公共施設の緑化と緑の適切な維持管理</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「9. 公共施設の緑化と緑の適切な維持管理」について(5段階評価)</p>  <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-49 「公共施設の緑化と緑の適切な維持管理」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央地域と北部東地域において約7割が『重要』と回答。</li> <li>・ 『重要』とする回答割合の高さは、「幸町」で3位。</li> <li>・ 『重要でない』の回答割合が多い地域は「上砂町」、「富士見町」、「羽衣町」。</li> </ul>
<p>10. 住宅地や企業地における多様な緑化の支援</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「10. 住宅地や企業地における多様な緑化の支援」について(5段階評価)</p>  <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-50 「住宅地や企業地における多様な緑化の支援」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央地域で約6割が『重要』と回答。</li> <li>・ ほぼ全ての地域で『重要でない』という意見が寄せられた。</li> </ul>
<p>11. 開発事業における緑化の誘導</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「11. 開発事業における緑化の誘導」について(5段階評価)</p>  <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>図2-51 「開発事業における緑化の誘導」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ全ての地域で、5割以上が『重要』と回答。特に中央地域は7割弱を占める。</li> </ul>

取組	地域別の傾向
<p>12. 身近な公園 や街中の花 壇などを管 理する団体 の育成</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「12. 身近な公園や街中の花壇などを管理する団体の育成」につ いて(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>・ 全体的に5割前後が『重要』と回答。特に回答数は少ないものの「緑町」8割、「泉町」7割5分、「幸町」6割5分が『重要』となっている。</p> <p><b>図2-52 「身近な公園や街中の花壇などを管理する団体の育成」について</b></p>
<p>13. 市民や事業 者と連携し た公園、広 場などの管 理・活用</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「13. 市民や事業者と連携した公園、広場などの管理・活用」につ いて(5段階評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>・ 中央地域のすべてと、北部地域の「幸町」、「砂川町」、「西砂町」において6割以上が『重要』と回答。</p> <p><b>図2-53 「市民や事業者と連携した公園、広場などの管理・活用」について</b></p>
<p>14. 緑に関する 市民、事業 者の普及啓 発</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「14. 緑に関する市民、事業者の普及啓発」について(5段階評 価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>・ 中央地域と北部東地域で5割以上が『重要』と回答。特に「高松町」、「緑町」、「泉町」では『重要でない』の回答がなかった。</p> <p><b>図2-54 「緑に関する市民、事業者の普及啓発」について</b></p>
<p>15. 生きものの 生息場所と なる緑の保 全・創出</p>	<p>(4)地域 × (21)今後重要視する立川市の取組 (21)「15. 生きものの生息場所となる緑の保全・創出」について(5段階 評価)</p> <p>■重要 ■やや重要 ■ふつう ■あまり重要でない ■重要でない</p> <p>・ 中央地域で6割以上が『重要』と回答。</p> <p>・ 北部の地域はやや差があるが、「幸町」、「砂川町」、「西砂町」も回答の6割以上が『重要』と回答。</p> <p><b>図2-55 「生きものの生息場所となる緑の保全・創出」について</b></p>

注) この表ではアンケートの回答の「やや重要」と「重要」をまとめたものを『重要』と、アンケートの回答の「あまり重要でない」と「重要でない」をまとめたものを『重要でない』と表現しています。

今後増えてほしい緑、次世代に引き継ぎたい緑として、「身近な公園」との回答が特に多い傾向がみられました。

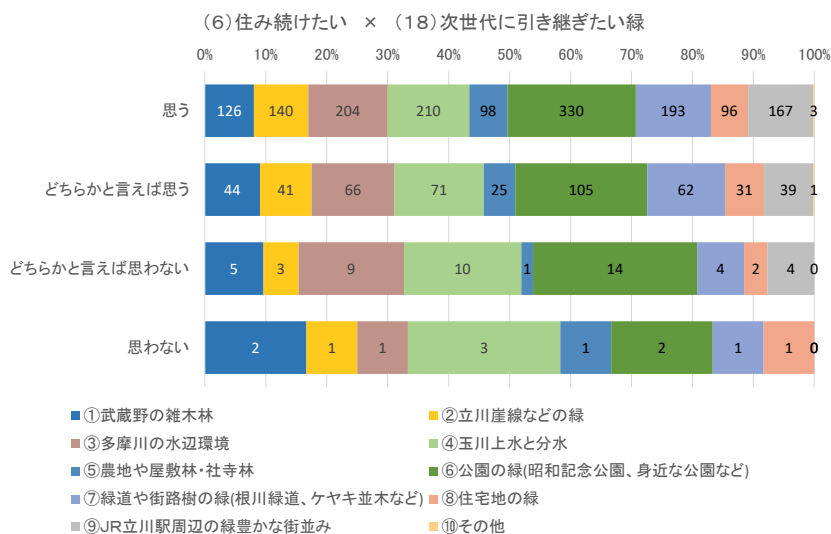


図2-56 住み続けたい×次世代に引き継ぎたい緑

市民一人ひとりができることについては「市民農園利用や野菜購入を通じた農地保全への協力」、「庭やベランダで緑を育てる」「樹林地の保全活動に協力する」「地域の公園や緑地で清掃・除草・点検への協力」が上位を占めました。年代別、地域別、住まいの種類別にかかわらず、「市民農園利用や野菜購入を通じた農地保全への協力」は市民ができることとして捉えられている傾向です。



図2-57 年齢×市民一人ひとりができること

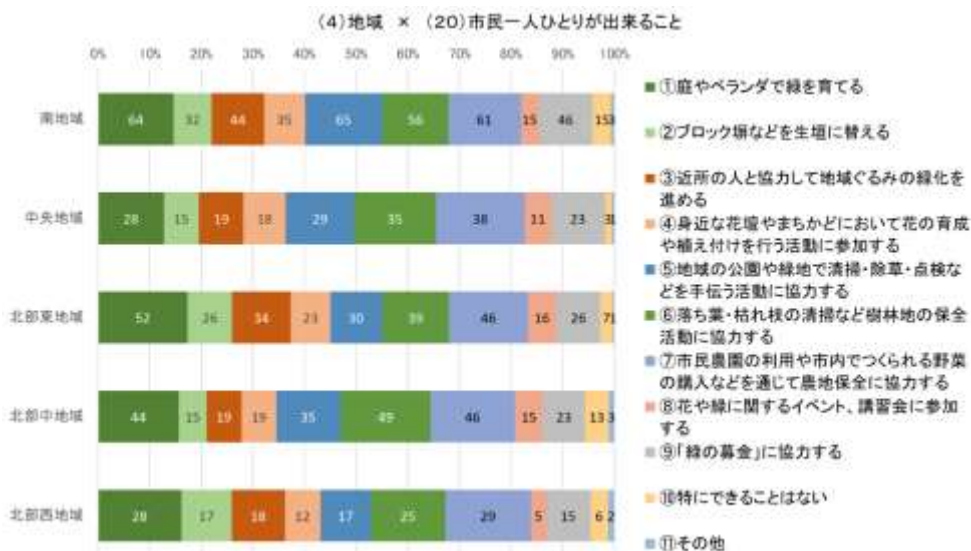


図2-58 地域×市民一人ひとりができること



図2-59 住まいの種類×市民一人ひとりができること

緑の基本計画において議論すべき、グリーンインフラを踏まえた本市において重要と考える社会課題は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」の2つが多く回答され、3番目に多かったのは「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」でした。

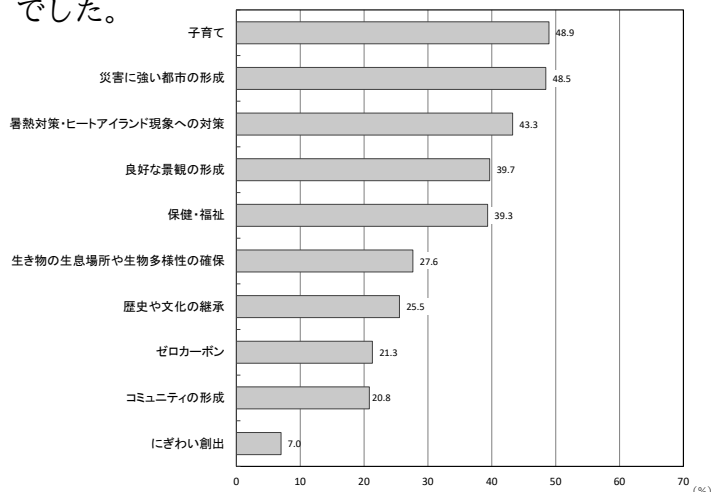


図2-60 立川市において重要と考える社会課題

## (6) 市民意向からうかがえる方向性

立川市民および来街者が認識する立川市の魅力として、豊かな自然や公園が存在していることが挙げられます。また、新鮮な地場産野菜も市民に好まれている要因といえます。

豊かな自然には、立川崖線や多摩川緑地・残堀川・玉川上水の緑道、五日市街道沿いに残るケヤキの屋敷林や、沿道地域に広がる農地、武蔵野の面影を残す雑木林といった郷土の緑まで様々ありますが、それら緑の種類別にみた豊かさでは、市民は、樹林地などの自然の緑は地域によらず豊かであると捉え、かつ、樹林地などの自然の緑の保全を重要と考えています。

一方で、農地の緑は、実際に農地が存在する北部の地域では、比較的豊かであるとの認識ですが、今後重要な取組としては、保全していくことは重要ではあるものの、樹林地や河川周辺の水辺の緑、崖線の緑等と比べると、やや重要性は低く捉えられているようです。しかし、今後市民一人ひとりができる取組として最も多い回答が「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」であったことから、市民の理解や協力が得られる取組を検討し、農地の保全を進めて行くことが求められます。

身近な公園の緑については、比較的豊かであるとの回答割合が多い結果となりましたが、よく利用する公園の回答は、国営昭和記念公園が最も多かったことから、同公園の影響が少なからずあると考えられます。一方で、次世代に残したい緑の中で身近な公園の緑との回答が多いことや、今後の保全と創出に必要な取組として、「身近な公園や街中の花壇などを管理する団体の育成」と「市民や事業者と連携した公園、広場などの管理・活用」がいずれの地域でも約5割が重要との認識であることから、国営昭和記念公園だけでなく、市民の住まいの地域の公園について、市民参加や、市民連携の取組による利活用について潜在的な需要が見て取れます。

今回新たに設定したアンケート設問に、今後の立川市にとって重要な社会課題についての設問があります。回答の上位は、「子育て」、「災害に強い都市の形成」でした。子育てに関しては、子連れでの身近な公園の利用頻度が高いことから、ニーズの把握、市民との連携等により、公園の利活用を進めて行くことが考えられます。また、農地での地場産野菜の提供や体験農場での子どもたちへの食育教育などのソフト的な取組についても潜在的に需要があると考えられます。

災害に強い都市に関しては、農地が災害時の一時避難所になること、強雨時の雨水浸透機能があるという視点、成長した樹木の倒木被害への対応、延焼防止機能としての街路樹や公園の樹木の維持管理などについても検討を進めて行く必要があります。

## 第4節 計画改定の視点

## 1. これまでの施策の取組状況

前計画では、緑の将来像「緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川」の実現を目指して、方針1「緑と人のつながりを育み生かす」、方針2「緑を守り生かす」、方針3「緑の豊かさを高め生かす」の3つの方針を定めました。

また、中長期的な目標を、「今ある貴重なみどりを守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく」とし、方針ごとの目標を定めています。目標の達成状況は下表のとおりです。

表2-7 計画期間[令和2～6(2020～2024)年度]の目標の達成状況

目標		指標	改定時現状 (H30年度末)	目標 (R6年度)	現状 (R5年度)	達成 状況
緑の確保目標	現状（みどり率約35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく	みどり率	約35%	維持	36.5%	達成
		市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合	住宅地 18.7% 商業地 9.8%	現状 維持	住宅地 23.6% 商業地 15.0%	達成
各方針の目標	方針1の目標① 緑を守り育む市民の活動を広げる	公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73公園	76公園	73公園	未達成
	方針2の目標② 市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する	保存樹木数	478本	483本	430本	未達成
		保護樹林地面積	17,578㎡	現状 維持	14,060㎡	減少
		都市農地（生産緑地）の面積	199.92ha	190ha 以上	186.21ha (R6.1.1)	未達成
	方針3の目標③ 公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用を幅を広げる	市が設置・管理する都市公園等面積	58.0ha	64.2ha	64.4ha	達成
公園の柔軟な活用		—	モデル 事業実施	モデル公園 の選定	未達成	

## (1) 目標の達成状況

## ① 中長期的な目標の達成状況

前計画策定時（平成30（2018）年度時点）のみどり率は約35%でした。令和5（2023）年時点で36.5%であったことから、市域全体のみどり率の目標は達成した状態です。しかし、市北部では農地やその周辺の樹林が減少するなど、地域によって増減が生じています。

## ② 計画期間の目標の達成状況

## 緑確保の目標

前計画は、「緑の確保目標」として「現状（みどり率約 35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく」ことを定め、かつ、立川市緑の基本計画に係るアンケート調査結果に基づく「市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合」を指標とし、確保目標の水準を設定しました。目標水準「現状維持」に対して、令和 5（2023）年調査では、住宅地の回答割合は 23.6%で、平成 30 年度の値（18.7%）より増加、商業地は同 15.0%で、平成 30 年度の値（9.8%）より増加し、目標達成しました。

## 各方針の目標

## 「方針1」の目標：緑を守り育む市民の活動を広げる

「公園等清掃美化協力員会管理の公園数」を指標とし、目標水準「76 公園」に対して、現況 73 公園で、平成 30 年度の値（73 公園）と同じであったため、目標は未達成でした。

参加者の高齢化などにより、参加者数の減少にともない、管理の公園数を増加させるのが難しい状況です。

## 「方針2」の目標：市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する

「保存樹木数」、「保護樹林地面積」、「都市農地（生産緑地）の面積」を指標とし、「保存樹木数」は目標水準「483 本」に対して、現況 430 本で、平成 30 年度の値（478 本）よりも減少し目標達成は困難な見込みとなりました。

近年の強風などによる倒木や、近隣からの落ち葉の苦情、成長した樹木の根による歩道空間への影響もあり、指定解除や伐採が進んでいるため、これ以上減少させないための取組が必要です。

「保護樹林地面積」は目標水準「現状維持」に対して、現況 14,060 m<sup>2</sup>で、平成 30 年度の値（17,578 m<sup>2</sup>）よりも減少しています。一部を公有地化（1,340 m<sup>2</sup>）したため、緑地を保っているものの「保護樹林地面積」としては減少した背景があります。一方、保護樹林地については、近隣からの落ち葉の苦情やナラ枯れ<sup>\*</sup>被害等も生じており、公有地化他、引き続きその保全に向けた取組が重要です。

「都市農地（生産緑地）の面積」は目標水準「190ha 以上」に対して、現況 186.21ha で、平成 30 年度の値（199.92ha）よりも減少しています。宅地化が進行している状況で、市北部を中心に既存の農地や樹林地が減少し、武蔵野の面影を伝える郷土の風景が変容しつつあります。これ以上減少させないための取組が必要です。

**「方針3」の目標：公園の整備を確実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる**

「市が設置・管理する都市公園面積」、「公園の柔軟な活用」を指標とし、目標水準「64.2ha」に対して、現況 64.4ha で、平成 30 年度の値（58.0ha）よりも増加し、目標達成しました。

「公園の柔軟な活用」の目標水準とした「モデル事業実施」に対しては、モデル公園の選定を行っていますが、近隣住民との調整等に時間がかかり、市民協働の取組は未達成となりました。

**③ 目標に対する今後の方向性**

中長期的な目標は、保護樹林地や生産緑地地区などのまとまった緑の指定解除等による宅地化進行などが、みどり率の増減に影響を及ぼしています。中長期的な視点で維持していくためには制度等の活用により保全し、今ある緑の保全に加えて、開発時の緑確保や、街路樹、住宅地など、いずれの分野の緑においても、継続的な確保が重要です。

緑の確保目標は、市内の住宅地と商業地の緑の豊かさを、アンケート調査により把握し、現状維持を目標としていますが、前計画時に比べその割合は増加しているため、引き続き量だけでなく質についても着目し、市民が実感できる緑の豊かさを増やすことが重要です。緑の豊かさについての多い・少ないというアンケート結果は、市民の総意として捉えることも出来ますが、感覚的に捉えられるものでもあるため、今後は確保目標を支えるモニタリング指標<sup>\*</sup>として、継続するなどの方向性が考えられます。

各方針の目標に対して、目標①は公園等清掃美化協力員会の高齢化等により、管理公園数が減少傾向です。新たな担い手確保や参加しやすいしくみなどの検討が必要です。そのためには、緑に関わることで地域の緑への愛着を育めるような視点が重要です。目標②は中長期的な目標同様に保全が求められますが、これらの緑を維持していくためには、歴史的な緑等への市民の愛着を育み、関わりを持って維持していけるよう、緑への関心の醸成を図りながら進めて行くことが重要です。目標③は公園の柔軟な活用に向け、市民との調整をスムーズに行っていくために、市民ニーズの把握や民間活力の導入の視点も含めて実施していくことが重要です。

(2) 施策の主な実績

前計画で定めた施策の主な実績の概要は以下のとおりです。

表2-8 前計画で定めた施策の実績

前計画の施策と主な取組		施策の実績と課題 ○実施した点 ■実施に至らなかった点	
方針1 緑と人のつながりを育み生かす	1.1 緑を知り、 緑にふれあ う機会の充 実	①緑に関する情報 発信の充実	○市による HP、観光デジタルマップ、動画、広報誌やイベ ントで、緑や公園の魅力の情報発信
		②立川の緑の魅力 の共有と発信	○市民からの情報を集め発信（「みんなで作ろう！立川い きものデータベース」を作成）。 ■市による、市民からの情報収集と発信、市民が発信できる 機会の提供は限定的。
	1.2 多様な参加 機会の創出	①保存樹木、保護 樹林地等の保全に おける市民、ボラ ンティア団体との 協働推進	○ボランティアへの支援の継続、団体活動について周知 （HP、イベント）。
		②公園の管理、地 域緑化への市民参 加の促進	○市民参加の取組を継続、市民参加の取組について周知 （HP）。
		③多様な参加機 会の創出	■活動を体験できる機会の創出、寄付制度の検討。
	1.3 創造的な活 動の展開	①立川公園内のガ ニガラ広場を拠点 とした活動の拡大	○市は田んぼ体験や生物多様性の学習、田んぼ運営の活動支 援を実施。市民ボランティア団体は、体験学習の講師とし て、田んぼ運営のノウハウや米づくりの大切さを参加者に伝 えるなどサポート。田んぼでの体験学習には、市内の幼児や 児童をはじめとした子どもたちが参加。
②様々な活動をつ なぎ、広げるしく みづくり		○緑地・樹林地ボランティアの情報交換会を一部実施。	
方針2 緑を守り生かす	2.1 立川崖線の 緑の保全	①崖線の緑の保全 と安全確保	○都市計画決定区域内の確保できる用地の調査。 ■保全優先度の評価。
		②矢川緑地の湿地 環境の保全	○管理を継続、ボランティアによる管理。
	2.2 豊かな水辺 の保全 (多摩川緑 地、 根川緑道、 残堀川・玉 川上水の緑 道、	①多摩川緑地、残 堀川の緑道の環境 保全と水辺空間の 適正利用	○協定に基づく管理、占用による管理の実施。 ○国・東京都と連携し、不法投棄の防止など水辺空間の適正 な利用に向けた市民への普及啓発。
		②根川緑道の桜並 木とせせらぎの保 全	桜並木：○維持管理を継続、ボランティアによる継続的な樹 勢回復の取組、保全活動の募集と報告。

前計画の施策と主な取組		施策の実績と課題
		○実施した点 ■実施に至らなかった点
用水・分水・湧水等水辺地の緑		せせらぎ：○R5年度に従来の水源（高度処理水）が使用できなくなり、新たに井戸水等補水、循環し、流れを確保。
	③玉川上水の緑道の保全	○フェンス内の水路は東京都水道局、フェンス外の緑道部分は東京都建設局と立川市が分担して管理を実施。緑道部分の立川市管理箇所については、市による管理手引き（案）に基づく適切な維持管理を行いつつ、東京都建設局、東京都水道局と連携。 ○ナラ枯れ対策用に東京都の補助金を新たに充当。
	④用水・分水、湧水等水辺地の緑の保全	○用水・分水の浚渫と樹木剪定、水質調査の実施、「みんなでつくろう！立川いきものデータベース」を作成（再掲） ○雨水流出抑制※施設の設置指導、設置費用補助、根川緑道への水質浄化施設設置工事。 ■湧水利用できる公園用地の取得はなかったため、水に親しみやすい新たな公園整備は実施せず。
2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全（五日市街道のケヤキ並木、屋敷林、社寺林、保護樹林地）	①五日市街道のケヤキ並木の保全	○風致地区条例に基づく保全、保存樹木制度の運用。 ■協働による負担軽減、地域住民の理解の醸成。 ■ケヤキ並木の実態把握と保存方法の検討。
	②屋敷林、社寺林等の保全	○保存樹木・保護樹林地制度の運用。 ■協働による落ち葉清掃などを通じた所有者の負担軽減、落ち葉清掃のイベント化。
	③方針1の1.2の①と同じ	方針1の1.2の①と同じ。
2.4 農地の保全と活用	①様々な制度を活用した農地の保全	○特定生産緑地の説明・指定促進、都市農地の貸借についての説明。
	②市民の農への関心向上とふれあいの促進	○市民農園の運営。 ○体験型農園、援農ボランティア基礎講座、親子農業体験、写真コンテスト実施。立川育ち、たちかわ農業たよりでの広報。
方針3 緑の豊かさを高め生かす	3.1 開発事業等に合わせた緑の創出	○壁面緑化の緑化面積への算入検討。 ○景観に関する普及啓発。
	3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり	○緑化の普及啓発の実施、景観教育の実施。
	3.3 地域の魅力となる公園づくり	○公園等8か所の供用開始（R6.5月時点）、都市計画公園の用地買収。 ○一部公園の公園づくりについて周辺住民と協議。 ■提供公園の設置基準見直しは進まず。

前計画の施策と主な取組		施策の実績と課題 ○実施した点 ■実施に至らなかった点
	②身近な公園の機能見直しと再生	■市民意見を取り入れた公園機能の見直し、再生。(身近な小規模公園の機能見直しについて、身近な公園を分類する必要があるができていない)
	③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用	○ニーズの高い活用策(ボール遊び等)を試験的に実施する公園対象地の設定、一部陸上競技場にて予約のない時間帯でのボール遊びを可能とした。
	④安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進	■管理運営方針の策定(R7年度末策定予定)。 ○都市公園のサクラの点検。 ■都市公園のサクラ以外の樹木の点検。 ○かまどベンチを活用した防災訓練の申請に対する許可。
3.4 健全で豊かな道路の緑の育成	①街路樹の適切な植栽と維持管理	○「街路樹のあり方方針」に基づく剪定等維持管理、ケヤキとサクラの街路樹調査。 ■道路の新規整備に際しての新規の街路樹整備。
3.5 公共施設の緑化推進	①公共施設再編に合わせた緑の質の向上	○隣接する公園との連続性、接道緑化、屋上庭園など緑の質の向上を実施(子育て支援・保健センター、砂川学習館・地域コミュニティ※機能複合施設)
重点的な取組	1. 立川の緑の情報と魅力の発信	○緑や公園施設の魅力についての情報発信として、市によるHP、観光デジタルマップ、動画、広報誌やイベントでの情報発信を実施。 ○パークフル等の活用を視野に事業者ヒアリング実施。 ○2.4②に同じ。
	2. 立川公園内のガニガラ広場を拠点とした活動の拡大	ガニガラ広場：○市は田んぼ体験や生物多様性の学習、田んぼ運営の活動支援を実施。市民ボランティア団体は、体験学習の講師として、田んぼ運営のノウハウや米づくりの大切さを参加者に伝えるなどサポート。田んぼでの体験学習には、市内の幼児や児童をはじめとした子どもたちが参加。 根川緑道：○維持管理を継続、ボランティアによる継続的な樹勢回復の取組、保全活動の募集と報告。
	3. 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働促進	○ボランティアへの支援の継続、団体活動について周知(HP、イベント)。 ○緑地・樹林地ボランティアの情報交換会を一部実施。
	4. 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用	○ニーズの高い活用策(ボール遊び等)を試験的に実施する公園対象地の設定、一部陸上競技場にて予約のない時間帯でのボール遊びを可能とした。
	5. 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進	■管理運営方針の策定(R7年度末策定予定)。 ○公園施設の長寿命化の対策を適宜実施。 ○都市公園のサクラの点検の実施。 ■都市公園のサクラ以外の樹木の点検。

## 2. 計画の改定の方針

前計画における緑の将来像「緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川」を受けた緑の現状、前計画で定めた施策の実績、計画改定に向けて実施したアンケートによる市民意識の把握、近年の緑を取り巻く社会動向等を踏まえ、計画改定の方針を示します。

### (1) 緑の現況、前計画の施策の実績、市民意識等から把握した課題

#### ① 本市の緑全体に関わる課題

都市緑地法の一部改正に伴い国土交通省が定めた「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」は、「緑地の保全及び緑化の推進の意義」として、気候変動への対応、生物多様性、Well-being等の視点を示しています。本市においてもこれらの視点を持って緑に関する取組を進めていくことが求められます。

また、「立川市緑の基本計画に係るアンケート調査」では、社会資本整備やまちづくり等に緑を積極的に取り入れて、自然のしくみや緑が持つ様々な環境保全機能を活用して社会課題の解決を図る考え方である「グリーンインフラ」に関連して、立川市において重要な社会課題をお聞きしました。同アンケート調査結果から、特に「子育て」、「災害に強い都市の形成」、「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策」が求められていることが窺えます。これらをはじめとした様々な課題に対応して行くことが重要です。

#### ② 本市の緑の現況に関わる課題

緑の現況より、公園の配置に公園誘致圏を表示することで地域による偏りがあることが分かりました。

公園誘致圏に含まれない地域のうち、昭和記念公園のような大規模公園、総合公園※の富士見公園、砂川中央公園、立川公園といった都市基幹公園、特殊公園のたちかわ中央公園、都市緑地の川越道緑地、広場公園の緑町北公園といった緩衝緑地等、農地を除いた区域に身近な公園を確保していく必要があります。

#### ③ 本市の緑に関する市民の捉え方の課題

樹林地などの自然の緑、多摩川緑地、玉川上水の緑道の緑、さらに緑が豊かな国営昭和記念公園などは、市民に豊かな自然や公園として広く認識されています。一方で、立川崖線の緑や農地・屋敷林の緑は、それら緑が存在する地域の市民に認識されているものの、離れた地域に住む市民によく知られてい

るとは言えない状況にあることが同アンケート調査結果から窺えます。また、次世代に引き継ぎたい緑として立川崖線（斜面林、矢川緑地）と湧水、武蔵野の雑木林についての回答割合は下位でした。

市内の様々な緑について、その役割や機能をよく知ってもらうことで、自然的な緑や武蔵野の面影を伝える郷土の緑に対しての愛着を育み、保全と活用に向けた意識を向上させていく必要があります。

#### ④ 市民、事業者との協働に関する課題

緑を生かしたまちづくりを市民や事業者と連携して進めて行くことが重要です。同アンケート調査結果からは、市民もそれらを重要と捉え、市民参加や連携への潜在的な参加意識があることが窺えます。

一方で、前計画の施策の取組実績では、緑を守り育む市民の活動を広げるという目標において、その指標の公園等清掃美化協力員会管理の公園数目標が未達成でした。高齢化により参加できなくなる状況や、定年の引き上げといった理由により新たな協力員の参加見込が得られないなどの背景から、どのように担い手を確保していくかが課題といえます。

さらに、公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる目標は、公園の柔軟な活用において、市民との調整に時間がかかり、モデル事業の実施には至りませんでした。

そのためには、市民ニーズの把握や、参加希望者の潜在的なニーズを掘り下げて、新たな参加を促すしくみづくりが求められます。

#### ⑤ 緑の種類に着目した課題

##### 樹林地の保全、適切な維持管理への支援

前計画の施策の取組目標において、保存樹木の目標本数と保護樹林地の面積確保は達成できませんでした。これらの樹木の大径木化や高齢化は、気候変動による大型の台風や強風時の倒木被害、ナラ枯れなどの危機に直面し、緑の安全性の確保が必要です。通常必要とされるボランティア団体による維持管理に加えて、樹木医などによる専門的な知識なども必要とされるため、維持管理費の支援だけでなく、専門家との交流などによる質や機能面における支援が必要です。

##### 河川など水辺の緑の保全と環境・防災減災の考慮

多摩川緑地、根川緑道、残堀川・玉川上水の緑道、柴崎用水路や湧水等水辺地の緑は、立川らしさの代表ともいえる武蔵野の面影を伝える郷土の緑が連なり、様々な生き物の生息地・生育環境としても貴重な緑の場所で、今後も保全を図っていくことが必要です。

アンケート結果より、本市が取り組むべき社会課題として、特に、子育てと災害に強い都市の形成が求められています。近年は、気候変動の影響による強雨豪雨で都市型の水害被害も発生しているため、市内の緑地や農地の持つ保水機能の活用で、雨水流出抑制対策を高め、水循環の保全などにより、災害に強い都市を目指していくことが必要です。

### 農地の保全と活用、子どもへの緑育教育の取組

本市の農地は、農家数の減少により、近年ますます生産緑地地区の指定解除、宅地化の転用で農地面積が減少しています。アンケート結果においても、緑の豊かさについては、農地の存在しない地区での認識は低い傾向です。一方で、本市で生産する新鮮な野菜などが、市内外で魅力に感じられており、市民一人ひとりが緑の保全のためにできることとして、「市民農園の利用や市内でつくられる野菜の購入などを通じて農地保全に協力する」が最上位です。

制度活用による農地の保全に加えて、市民が農地とのかかわりを持ち、立川の地産地消の普及拡大、子どもたちへの緑育を通して農地の保全を支えることが、今後ますます必要となります。

### 身近な公園の利活用に向けた新たな価値創出

アンケート結果より、身近な公園の緑は、今後増やしたい緑、次世代に引き継ぎたい緑において最上位で、子育て世代の利用頻度も高く、市民ニーズが高い結果でした。一方で、身近な公園の不満を感じる場所では、狭い、遊具や休憩場所が少ないといった不満、開発提供公園\*などは規模が小さく、子どもたちが十分に遊べる広さが確保できていない状況や、広さはあっても利用上のルールによってボール遊びなどが禁止されている状況など、様々な問題があり、これらに対応していくとともに、Well-beingなどの考え方により居心地よく、誰もが幸せを感じられる健康と福祉の増進に資する公園を目指して、民間活力の導入なども考慮して進めていく必要があります。

公園の管理運営方針では市民のニーズに応える公園づくりを目標としていますが、市民、事業者、市とが連携して、新たな価値の創出により、利活用を図ることが重要です。

### 公共空間における健全な緑の育成とネットワーク形成

立川市役所周辺のケヤキ並木は、樹木の大きさだけでなく樹形も美しく、都市に風格をもたらす存在であるとともに、緑のネットワークの創出に寄与しています。一方で、道路幅員の狭い道路の街路樹は、成長に伴い根上りや十分な歩道空間の確保が困難な状況、近隣住民からの落ち葉の苦情、強剪定による樹形のくずれで美観を損なう状況などにより、維持していくことが難しい状況です。アンケートでは、緑豊かなまちづくりを進めるための立川市の

取組として重要視する取組について、「道路の緑化と緑の適切な維持管理」と、新たに設問選択肢に加えた、「サンサンロード・市内の緑道・立川崖線・玉川上水などの緑のネットワーク」がいずれも6割以上が重要との結果で、「公共施設の緑化と緑の適切な管理」は中位で5割強でした。

立川市の重要な社会課題として、「暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策の推進」も上位であることから、街路樹による緑の創出と適切な維持管理を「街路樹のあり方方針」に基づくとともに、市民や事業者の参加により維持管理を進めていくことが必要です。

### 民間事業者や住宅による多様な緑化の啓発

都市で生活する人々にとって、日常生活における緑は、商業地や住宅地の緑として目に留まるものですが、近年は民間事業者による大型商業施設などで、人々の憩いの場となり、生き物にとっても多様な生育環境をもたらすような、良質な都市型の緑が創出されています。

今後も、農地の宅地化や、開発事業等で誘導すべき良質な緑化のあり方を再度検討するなど、緑豊かなまちなみを感じられるまちづくりを進め、エリアマネジメント<sup>※</sup>等により、市民や事業者とともに、立川の「よい緑」を共有し、取組を広げていくことが重要です。

## (2) 課題のまとめと計画改定に求められる事項

以上の課題を踏まえて、本計画改定において取り組むべき3つの事項に集約しました。

### ① 立川市の緑の持つ機能や役割を、緑を支える人々に周知

立川市の人口は今後減少の見込みですが、新たな転入者や、外国人の増加などにより、人口構造の変化も想定されます。これらへの対応も考慮し、まずは立川の緑について、歴史的な背景や土地の成り立ち、そのような緑の持つ機能や役割を広く知っていただき、緑への関心の醸成を図ることで、市民みんなでこれらの緑を支える人材の育成と確保にむけて、様々な取組へと発展させる必要があります。

### ② 緑の利活用により、緑の存在価値が上がるしくみづくり

武蔵野の面影を伝える郷土の緑など、その維持管理の取組を市民や事業者とともにいき、参加することで緑と人のかかわりをもたらす、日常生活に新たな価値を創出していく取組によって、緑の存在価値を上げ、さらに利活用へとつながるしくみづくりが必要です。

③ 既存の緑の質を高め、地域課題の解決に資する緑の存在を拡大

災害に強く子育てしやすいまちづくり、気候変動の影響の緩和等の地域課題について、緑を保全、創出し、良好な維持管理を行うことでその解決に寄与する、緑のまちづくりが求められます。このような考え方の下、都市インフラとして緑を配置していくことが必要です。

(3) 緑の基本計画の改定の方針

継承する事項

計画改定に求められる事項に示した内容は、前計画の将来像と目標で定めた「緑の将来像」、「基本方針」に基本的に包含されている内容であることから、「緑の将来像」、「基本方針」及び「緑の配置方針」の枠組みを継承する方針とします。

新たに定める事項

改定計画の方針について、前計画の方針を継承する事項に加え、新たに以下の2事項を定めます。

- 立川市の歴史を踏まえた緑を市民に伝え、緑の継承機運の醸成を図る取組

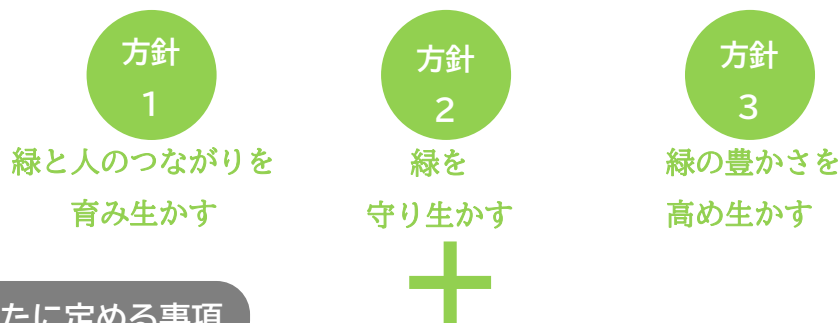
教育との連携、活動を通じて理解を深めるしくみ等、立川市の歴史とともに、緑を伝える多様なチャンネル（経路）が必要です。

- 地域の課題解決に向けた緑の整備、緑の配置の考え方

骨格、拠点形成の視点に加え、地域の課題解決に向けた緑配置、多様な機能発揮の視点が必要です。

継承する事項

緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川



新たに定める事項

立川市の歴史を今に伝える  
緑の継承機運の醸成

地域課題解決  
緑の整備、緑の配置

## 第3章 計画の将来像と目標

### 第1節 緑の将来像

本計画の推進を通じて、10年後に実現を目指す本市の緑の姿を、将来像として定めます。

#### 緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川

立川崖線や多摩川緑地、残堀川・玉川上水の緑道に連なる自然的な緑、五日市街道沿いに残るケヤキの屋敷林や、沿道地域に広がる農地、武蔵野の面影を残す雑木林など、先人たちの営みの中で守り育まれてきた自然的・歴史的な緑や郷土の緑は、本市の大きな魅力です。それらの中には、中世の浮世絵や江戸名所図会にも表され、近代の文人・歌人にも記された緑があります。

このほかにも、公園、緑道、街路樹、水辺の緑、緑のあるオープンスペースなど、近年新たに創出された緑も、市民、事業者、市が育み親しんできた魅力的な緑として市内各地に存在しています。根川緑道には、大正天皇即位記念に旧柴崎村民が植樹し形成された桜並木があり、軍施設跡地に平和的な目的で創出した緑地・公園等が立地するなど、緑は地域の歴史と文化を表しています。

市民、事業者、市が協力して、立川市の歴史と文化とともに、これらの緑を守り継いでいくとともに、立川駅周辺をはじめとするまちのにぎわいや日々の心地よい暮らしを彩る緑、暑熱環境の緩和、生物多様性、健全な水循環、安全・安心の確保（防災）、健康・福祉の増進などを支える緑など、緑の多様な機能の発揮を促し、市民が誇れる緑のまちの実現をめざします。

その原動力となるのが、緑を守り、増やす市民、事業者の行動です。その行動をさらに広げていくことを目標に、市民が身近な緑の多様な機能を知り、日々の営みの中で緑とのつながりを持ち続けること、そして、緑を通じて人と人とがつながり、新たな活動を広げて、緑を保全するとともに利活用することで新たな価値を創出していくことを大切に、市民、事業者、市が協力し、みながともに緑を誇り、未来に紡ぐまちづくりを推進します。

## 第2節 基本方針

### 方針1 緑と人のつながりを育み生かす

本市の緑の機能や役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者、市が共有し、一体となって緑を守り、その恵みを生かし、緑の質を高め豊かさを生かしていくため、市内の緑の存在を市民が身近なものとして感じられるだけでなく、環境や緑の形成過程などの歴史的な背景といった郷土の緑についても、知る機会を充実させていきます。

緑を守り育む市民の活動をさらに進めていくとともに、農地や樹林地をはじめ多様な緑を育み、活動の取組を支えるしくみにより、緑と人のつながりを育んでいきます。

### 方針2 緑を守り、その恵みを生かす

本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川緑地、残堀川・玉川上水の緑道等の水辺の緑、五日市街道のケヤキの屋敷林等の骨格となる自然的・歴史的な緑とともに、これらによってもたらされてきた文化も含めて守り継いでいきます。

人々の営みの中で受け継がれてきた、農地、屋敷林、社寺林等の郷土の緑を地域全体で支えるだけでなく、時代の潮流にも目を向け、様々な活動団体等とともに保全します。

### 方針3 緑の質を高め、豊かさを生かす

近年新たに創出し、これまで市、市民、事業者等が育み親しんできた公園、緑道、街路樹、水辺、オープンスペースを守り継ぐ対象と捉えて、これらの緑についても総量を維持し、緑の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

立川市の未来ビジョンの実現に向けて、既存の緑の質の向上や、新たな緑の配置により、地域課題の解決を進めます。グリーンインフラの観点から総合治水対策等に基づく雨水流出抑制（雨水浸透等）、健全な水の循環の確保（湧水の保全、浸水被害発生抑制）に努めるとともに、安全性を考慮し、良好な景観形成、にぎわい創出に向けて、緑の更新計画の策定（立川公園根川緑道、栄緑道）を検討し既存の緑の健全性に応じて維持管理の向上を図り、緑を生かしたまちづくりを行います。

緑が、市民のつながりを育て、市民の幸せを生む場・資源となることで、暮らすこと、働くことを謳歌できる立川市になるということを目指して、安全性と快適な利用環境の維持、活用を進め、市民一人ひとりが幸せを実感できる緑により、まちの魅力、活力を高めていきます。

## 第3節 計画の目標

緑の総量（みどり率）の維持について、中長期的な目標を前計画から継続します。

### 中長期的な目標

今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく

中長期的な目標では、本市の緑の骨格をなす自然的な緑、地域の歴史を踏まえた緑や郷土の緑を守り、計画的に整備する公園や街路樹の緑をはじめ、公共施設の緑、市民・事業者との連携、協働による商業地・事業地の緑、住宅地の緑、開発によって提供される新たな緑など、あらゆる場所での緑化を進め、緑の総量（みどり率）を維持していきます。

本計画の計画期間においては、緑の確保目標と、各方針に対して目標を設定し、本市の緑の確保に向けて取り組んでいきます。さらに、目標値は定めませんが、実績値の確認による進捗管理を行いながら、施策の展開につなげるための指標として、モニタリング指標を設定します。モニタリング指標は第7章に掲載します。

### 各方針の目標

#### 方針1 緑と人のつながりを育み生かす

目 標 多様な主体の連携・協働

本市の緑の機能や役割、大切さ、そして魅力を市民、事業者、市が共有し、一体となって緑を守り、その恵みを生かし、緑の質を高め豊かさを生かしていく方針に沿い、「緑化まつり」開催の継続、地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく「公園等清掃美化協力員会制度」に基づく同会が管理する公園数を目標とします。

#### 方針2 緑を守り、その恵みを生かす

目 標 地域制緑地等の保全、活用

本市の緑を象徴する、崖線の緑、多摩川緑地、残堀川・玉川上水の緑道等の水辺の緑、五日市街道のケヤキの屋敷林等の骨格となる自然的・歴史的な緑とともに、これらによってもたらされてきた文化も含めて守り継いでいく方針に沿い、樹木、樹林および農地を守るため、保存樹木数、保護樹林地面積および都市農地（生産緑地）の面積を目標とします。

**方針3 緑の質を高め、豊かさを生かす**  
**目標 営造物公園等の整備、維持管理、活用**

近年新たに創出し、これまで市、市民、事業者等が育み親しんできた公園等を守り継ぐ対象と捉えて、総量を維持し、緑の豊かさを実感できるまちづくりを進める方針に沿い、市が設置・管理する都市公園等面積を目標対象とします。

立川市の未来ビジョンの実現に向けて、既存の緑の質の向上や、新たな緑の配置により、地域課題の解決を進める方針に沿い、公園の柔軟な活用（モデル事業の実施）、公園の利用圏（誘致圏）に含まれない地域の面積減少を目標とします。

表3-1 計画期間の目標

目標		指標	改定時 (R6年度末)	目標 (R16年度)
全体	現状の維持に努めます	みどり率	R5 : 36.5%	現状維持
方針別の目標	方針1の目標 多様な主体の 連携・協働	公園等清掃美化協力員 会管理の公園数	71公園	76公園
		立川グリーンウィーク 緑化まつりの実施	開催	継続
	方針2の目標 地域制緑地等 の保全、活用	保存樹木数	445本	483本
		保護樹林地面積	14,060m <sup>2</sup>	現状維持
		都市農地（生産緑地） の面積	186.21ha	170ha以上 (R11年度 <sup>※1</sup> )
	方針3の目標 営造物公園等 の整備、維持管 理、活用	市が設置・管理する 都市公園等面積	64.5ha	67.0ha
		公園の柔軟な活用	モデル公園 の選定	モデル事業 実施
		公園の利用圏（誘致 圏）に含まれない地域 の面積 <sup>※1</sup>	R5 : 969ha	944ha

※1 都市農地（生産緑地）の面積における目標年度は、立川市第5次長期総合計画前期基本計画 施策31 都市と農業の共生に整合させています。

※2 都市公園には、国土交通省の「都市公園法運用指針」により、一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離を参考表示しています。この誘致距離を市内の各公園に設定し、その誘致距離内に含まれない地域の面積を指標とし、指標面積の減少（住民が徒歩などでアクセスしにくい地域の解消）を目指します。

## 第4節 緑の配置方針

立川崖線の緑、多摩川緑地、根川緑道、残堀川、玉川上水の緑道、五日市街道沿道地域及び国営昭和記念公園一帯を「骨格となる自然的・歴史的な緑」と位置づけ、保全していきます。

地域のレクリエーション拠点であり、生きものの生息・生育環境、防災等多様な機能を担う大規模な都市計画公園・緑地（総合公園、地区公園※、近隣公園※、都市緑地）を「緑の拠点」に位置づけます。加えて、小規模な都市計画公園（街区公園※）、一定規模以上の身近な公園を身近な緑の拠点到位置づけます。

主要な幹線道路、栄緑地を、上記を結ぶ、「骨格・拠点を結ぶ緑の軸」として位置づけ、緑のネットワークを形成します。



図3-1 緑の配置方針

市全体の緑の配置方針は、2.(3)緑の基本計画の改定の方針より前計画を継承することとしていますが、身近な公園の確保に努めるエリアを公園の利用圏（誘致圏）に含まれない地域を参考に見直すとともに、人の集まるJR立川駅周辺と立川崖線の緑、多摩川緑地、根川緑道といった「骨格となる自然的・歴史的な緑」を結ぶエリアをネットワーク形成に努めるエリアと定めています。また、第5章では配置方針に沿った地域別の方針を定めます。

【緑の配置方針により目指すところ】

緑を、人々の暮らしを支える都市インフラ、すなわち、グリーンインフラとして捉え、立川市の歴史や文化を伝え表す、崖線の緑や、玉川上水の緑道、五日市街道沿線の農地や屋敷林、樹林地等、市民にとって身近に感じられる公園やオープンスペース、街路樹等中心市街地におけるにぎわいの創出やヒートアイランド現象の緩和を図る緑を市民や事業者と協力して保全するとともに、多くの市民が身近な緑へ散策し、豊かな緑や交流の相乗効果も享受できる回遊型の緑のネットワークの形成を目指します。

## 第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

### 第1節 施策体系



<重点的な取組の設定について>

本計画において重視している市民とともに緑を育み、増やす取組の充実に向け、今後のモデルとなる取組を「重点的な取組」に設定し、10年間の事業計画を示します。

施策の主な取組	重点 重点的な取組に関連する施策	市民参加の取組
② 緑の持つ役割と機能の周知 <b>重点</b> ③ 緑の利活用と活動の活性化(新規) <b>重点</b>	② 立川の緑の魅力の共有と発信 <b>重点</b>	
① 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進 <b>重点</b> ② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進 	③ 多様な参加機会の創出 	
① 立川公園内のガニガラ広場を中心とした、新たな価値創出に向けた活動の展開 <b>重点</b> ② 活動の継続性の担保と活動場所の拡大(新規) <b>重点</b> ③ 様々な活動を促しつつ、広げるしくみづくり		
① 立川崖線の緑の保全と安全確保 <b>重点</b> ② 立川崖線の緑の維持管理と啓発活動(新規) 	③ 矢川緑地の湿地環境の保全	
① 多摩川緑地、残堀川の緑道の環境保全と水辺空間の適正利用 ③ 玉川上水の緑道の保全	② 根川緑道の保全 ④ 用水・分水、湧水等水辺地の緑の保全	
① 五日市街道のケヤキ並木の保全 <b>重点</b> ③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における、市民やボランティア団体との協働推進(再掲) <b>重点</b>	② 屋敷林、社寺林等の保全 	
① 様々な取組による農地の保全 ② 市民の農への関心向上とふれあいの促進 <b>重点</b>		
① 多様な手法や制度を活用した緑化の推進 <b>重点</b>		
① 接道部を中心とした住宅地やまちなかの緑化推進		
① 身近な公園の配置と機能の見直し(新規) ② 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 ③ 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進		<b>重点</b> 
① 街路樹の適切な植栽と維持管理		
① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上		
① 広域的な緑と市内の緑とのネットワークの創出(新規) ② 既存する緑の軸線の維持(新規) ③ 緑のネットワークによる回遊性の創出(新規) <b>重点</b>		

## 第2節 施策の内容

### 1. 施策と主な取組

#### 方針1 緑と人のつながりを育み生かす 【目標】多様な主体の連携・協働

### 施策1.1 緑の役割と機能を知り、緑にふれあう機会の充実

#### ① 緑の持つ役割と機能の周知 **重点**

市民に緑の多様な役割と機能を周知することで、緑が地域の資産価値の向上に寄与することの認識を促し、市民の緑への関心や緑の価値観の醸成を図ります。

緑の役割や機能の周知については、「緑化まつり」等のイベントの開催において、緑を守り・ふやし・育てる機会の場を提供するほか、様々な手法を用いた情報発信に取り組みます。

#### ② 立川の緑の魅力の共有と発信 **重点**

立川の魅力ある緑の情報を集め、市ホームページへの掲載やSNSでの発信など、積極的に情報発信に取り組むことで、緑ある暮らしの心地よさやまちの魅力となる緑を共有し、緑への共感を広げていく機会を創出していきます。

#### ③ 緑の利活用と活動の活性化（新規） **重点**

立川の歴史を踏まえた緑をはじめ、農地・保存樹木・保護樹林地・屋敷林・崖線といった立川の特徴的な緑について、関連する事業と連携して緑にふれあう機会の充実に取り組みます。

緑の持つ多様な役割と機能を発揮するためにも、市民による緑の利活用で、取組を活性化していきます。

### 施策1.2 多様な参加機会の創出


#### ① 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進 **重点**

保存樹木、保護樹林地等の緑を保全していくため、保存樹木を所有する市民への管理費の助成や市民等によるボランティア活動の支援を行っていきます。新たな保存樹木の受け入れや保護樹林地等の保全活動を情報発信することで、地域の緑への愛着や地域交流の場の醸成を促します。

#### ② 公園の管理、地域緑化への市民参加の促進


公園管理や地域緑化は、緑化推進協力員会、公園等清掃美化協力員会、公園等管理協力員等の市民参加・協働により実施しています。

喫緊の課題としては、参加いただいている市民の高齢化です。活動を継続するためには、スムーズな世代交代ができるよう情報発信等による地域の緑への愛着を促進する取組を進めます。また、「緑化まつり」や地域の様々なイベント等で、実際に活動している市民との交流機会を創出し、活動の様子を周知し参加を促す取組を進めます。

③ 多様な参加機会の創出 

緑に関わる活動への参加者のすそ野を広げるため、活動を体験できるイベントの実施、寄付制度の活用、SDGsの活動の場を求める地域事業者の受入れなど、多様な参加機会の創出に取り組みます。

### 施策1.3 創造的な活動の展開

① 立川公園内のガニガラ広場を中心とした、新たな価値創出に向けた活動の展開 **重点** 


立川公園内のガニガラ広場では、ボランティア団体と協働して行う田植え体験、お米を育て食べる市民講座などの活動を継続していきます。また、立川唯一の田んぼを残していく取組としての農のある風景の継承や、青梅市から府中市まで続く崖線の緑と湧水の保全、樹林地などに生息・生育する生きものを保全する環境教育などといった活動へと展開する取組を実施します。



写真4-1 ガニガラ田んぼで田植え体験

泉町西公園では、プレーパーク<sup>※</sup>・ドッグラン・デイキャンプサイトによる新たな子どもの遊び場の創出や市民団体による管理運営、見影橋公園では、利用予約のない時間帯に開放するボール遊び場の創出、といった新たな取組を展開しています。

このように公園の個性を生かした活動を展開し、新たな価値創出に取り組みます。

② 活動の継続性の担保と活動場所の拡大（新規） **重点** 

活動を継続的に実施していくためには、活動の後継者の育成や活動場所の確保が課題となっています。

市の所管する施設での屋内座学講座等には、補助助成制度があるため、これを活用し、活動中の団体が主体となったプログラム（条件あり）の実施により、活動に参加する機会を促し、ついでには後継者の育成につながる取組を関係機関と連携して行います。

③ 様々な活動を促しつつなぎ、広げるしくみづくり

緑と人をつなげるためにも、活動をさらに活発化させ、創造的な活動へと広げていく必要があります。

緑に関するテーマの講座を開催し、市民が自発的に新たな緑にかかる活動、新たな活動場所、新たな人のつながりを生むしくみづくりに取り組みます。

方針2 緑を守りその恵みを生かす

【目標】 地域制緑地等の保全、活用

施策2.1 立川崖線の緑の保全

① 立川崖線の緑の保全と安全確保 **重点**

崖線の緑は、都市の緑のネットワーク上、重要な役割を担っており、行政界を超えた一体的保全に向けて、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」の設置により、青梅市、羽村市、福生市、昭島市、立川市、国立市、府中市及び調布市の8市が連なる崖線を一体のものとして捉え、共同で緑の保全のあり方を検討し、保全していきます。

立川市内の崖線については、未整備の都市計画公園内の樹林地を保護樹林地に指定し、市により管理することで安全の確保に努めます。

また、保護樹林地の指定解除に伴う開発から緑を守り、地域住民の生活環境を保全するためにも、特別緑地保全地区の指定による国や東京都の制度を活用し、樹林地を公有化する取組を進めるとともに、保護樹林地等を保全するため、所有者の意向をふまえながら、区域指定等の設定を検討し、樹林地の公有地化や樹林地の機能を維持増進する方策の検討、導入を図ります。

② 立川崖線の緑の維持管理と啓発活動（新規） 

立川市の所有地内の崖線の一部は、市民団体等による清掃等のボランティア活動による持続的な維持管理を行っており、今後も継続して実施していきます。

立川市民科等の学校課外活動への啓発により、ボランティア活動と環境学習を連携することで「人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現」や「陸と海の30%以上を健全な生態系として保全していく30by30」の機運醸成につなげていきます。

③ 矢川緑地の湿地環境の保全

市内唯一の湿地環境である矢川緑地は、東京都の所有地ですが、東京都と立川市で協定を結び立川市が管理を継続していきます。また、矢川緑地の存在と貴重な環境を市民に知ってもらえるよう、情報発信に取り組みます。

## 施策2.2 豊かな水辺の緑の保全

(多摩川緑地、根川緑道、残堀川・玉川上水の緑道、用水・分水、湧水等水辺地の緑)

### ① 多摩川緑地、残堀川の緑道の環境保全と水辺空間の適正利用

多摩川の管理者（国）と残堀川の管理者（東京都）と連携して、河川沿いの緑を保全します。このことにより、市民の憩いの場となる水辺の緑の確保に取り組みます。

### ② 根川緑道の保全

残堀川下流部の旧河道である根川緑道は、立川市の下水処理場で高度処理された処理水に地下水を加えた水を水源としたせせらぎとそれを取りまく緑地空間の創造により市民に憩いの場を提供してきました。

立川市の下水処理場の老朽化等により都の流域下水道に編入されたことから、令和6年度から高度処理した処理水に変わり循環水に地下水や湧水を加えた水を水源としてせせらぎを継続しています。

また、根川緑道は、桜の名所として多くの市民に親しまれ、市域を超えた利用者が期待できる観光資源となっていることから、市民ボランティア団体の桜を保全する活動と協働した取組を継続します。一方、桜の老木化が進行していることから、安全性を考慮した更新を行っていきます。

今後もせせらぎと桜並木を保全し、憩いの場を残すとともに、安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組みます。

### ③ 玉川上水の緑道の保全

玉川上水は、多摩川の羽村取水口から四谷大木戸に至る約43キロメートルの素掘りの開渠で、江戸時代から上水を給水するための施設として重要な役割を果たしてきました。立川市域を通る玉川上水の緑道は、東京都や玉川上水同沿線市との連携資産として選定された「歴史と文化の武蔵野の路」に属し、良好な緑地空間が創造され、市民の散策など憩いの場として親しまれています。

本計画における緑の配置方針では、回遊型の「緑のネットワーク」における本市北部の骨格軸となるため、今後も東京都や沿線市含め連携して保全に取り組みます。

また、東京都と玉川上水沿線区市からなる玉川上水緑道の保全事業都・区市連絡協議会に参加し、市民及び市民団体の保全活動の支援に取り組みます。

一方、新たな課題として、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害が発生しているため、東京都水道局、東京都建設局、市で管理区分を分担し、これらへの対応についても取り組みます。

### ④ 用水・分水、湧水等水辺地の緑の保全

立川市には砂川用水、昭和用水、野火止用水、柴崎分水といった、かつての

新田開発を担ってきた歴史的・文化的資産である水路があります。これらは市民に親しまれた身近な水辺であるため、水路の状況を把握し、維持管理を継続していきます。

河川の水質調査、立川崖線の湧水調査、地下水調査を継続して、状況変化を把握します。また、立川崖線沿いの矢川緑地などの湧水及びそこに生息・生育する生きものの保全を図るとともに、雨水を地下にしみ込ませる雨水浸透施設の設置を推進し、湧水や地下水が豊富になるなどの水循環の保全を図ります。

公園を新たに整備する際に流水や湧水が確保できる場合は活用を検討します。

## 施策2.3 武蔵野の面影を伝える緑の保全

(五日市街道のケヤキ並木、屋敷林、社寺林、保護樹林地)

### ① 五日市街道のケヤキ並木の保全 **重点**

五日市街道のケヤキ並木は、軽い火山灰土が春先の強い風に舞い上がって起こる砂ぼこりを防ぐために、周辺の農家には欠かせない防風林として、江戸時代の新田開発を機に植えられるようになったと伝えられています。

現在、五日市街道のケヤキは、わずかに保存樹木として残るものとなり、ケヤキ並木と称される規模の樹木は残されていませんが、地域の歴史を伝えるケヤキ並木の面影として既存の樹木を保全していくため、五日市街道風致地区の保全、保存樹木等の指定を通じた管理支援を継続します。


また、ケヤキの保存樹木を有する敷地においての農産物販売や店舗展開等の活用事例を紹介するなど、武蔵野の面影を感じる緑の既存空間の存在や、その価値、活用方法を情報発信する取組を検討します。



写真4-2 五日市街道沿いの  
屋敷林



写真4-3 五日市街道沿いの屋敷林

② 屋敷林、社寺林等の保全 

武蔵野の面影を残す農家の屋敷林や社寺林等のまとまった緑は、緑化推進条例に基づく保存樹木、保護樹林地等の指定制度による支援を行い保全していますが、相続や維持管理の負担を要因とした指定解除により、減少傾向にあります。

樹木や樹林の保全に向けて、地域の緑への関心や醸成を育むため、関連部署と連携した緑育授業の実施、立川の樹木の新たな価値創出に向けた取組を検討します。

また、保護樹林地の指定解除に伴う開発から緑を守り、地域住民の生活環境を保全するためにも、特別緑地保全地区の指定による国や東京都の制度を活用し、樹林地を公有化する取組を進めるとともに、保護樹林地等を保全するため、所有者の意向をふまえながら、区域指定等の設定を検討し、樹林地の公有地化や樹林地の機能を維持増進する方策の検討、導入を図ります。

③ 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働推進（再掲） **重点**

保存樹木、保護樹林地等の緑を保全していくため、保存樹木を所有する市民への管理費の助成や市民等によるボランティア活動の支援を行っていきます。

新たな保存樹木の受け入れや保護樹林地等の保全活動を情報発信することで、地域の緑への愛着や地域交流の場の醸成を促します。（第4章・第2節・1. 方針1・施策1. 2①再掲）


## 施策2.4 農地の保全と活用

① 様々な取組による農地の保全

本市では、江戸時代から砂川新田開発で農業が盛んになり、現在においても五日市街道を中心に植木や野菜、果実、花きなどの農地が広がっていますが、農家数、農地面積は減少傾向にあります。

農地には、新鮮な農産物を市民に供給する機能や生活にやすらぎや潤いをもたらす都市機能だけでなく、災害時の緊急かつ一時的な避難場所としての防災機能、雨水の貯留・浸透などの涵養機能といった多面的機能があります。

このような農地を保全していくために、立川農業のブランドマーク「立川印」を生かした立川農業の魅力を発信する、農地の持つ多面的機能の啓発を行う、特定生産緑地の指定を行うことや立川市農地バンク制度※による農地の貸借のマッチングを促進させるといった取組を進めるとともに、立川産植木の市内公共施設でのシンボルツリーとしての活用や農の風景育成地区の制度の活用を検討します。

② 市民の農への関心向上とふれあいの促進 **重点** 

本市の農に対する市民の関心を高めていくため、親子収穫体験・農業体験への参加、援農ボランティアや体験農園への入園等を通じた農に触れる機会、写真コンテストや料理教室、農業体験ツアー等による立川農業の魅力を知る機会、小学生や中学生に対して立川農業の魅力や身近にある農業の大切さと楽しさを伝える機会を設け、農へのふれあいを促進します。



写真4-4 親子農業体験 夏の親子料理教室(令和7年)

図4-1 立川農業のブランドマーク「立川印」

**農とのふれあい体験に関する情報発信**

立川市は、ホームページで体験型農園受入先を紹介する他、親子農業体験、料理教室の様子等、農とのふれあい体験に関する情報を発信しています。

また、人手不足に悩む農業者を無報酬で支援する援農ボランティアの募集、受け入れ農家(一部)の紹介、申込受付もホームページで行っています。市内で生産された安全で新鮮な農産物を購入できる直売所や、各種の農業イベントなどの立川農業に係わる情報を掲載した「たちかわ農産物ガイドマップ」なども紹介していますので、立川市の農地について知りたい、農業にふれあいたい、農作業を体験したい方は市のホームページをご参照ください。



方針3 緑の豊かさを高め生かす

【目標】 営造物公園等の整備、維持管理、活用

施策3.1 開発事業等にあわせた緑の創出

① 多様な手法や制度を活用した緑化の推進 **重点**

開発事業等に対して行う緑の指導について、これまでの緑の量の確保に加え、都市緑地法等の一部改正で創設された優良緑地確保計画認定制度を活用した、気候変動対応、生物多様性の保全、Well-beingの向上、これらより地域の価値の向上などに取組む考え方を、事業者にも周知し、質の高い都市緑化を推進します。

また、事業者の敷地内の植栽が、市内の緑のネットワークの形成に貢献するものとなるよう啓発に努めます。

施策3.2 緑の豊かさが感じられるまちなみづくり

① 接道部を中心とした住宅地やまちなかの緑化推進 

立川市宅地開発等まちづくり指導要綱の対象となる開発事業については、緑化地等技術基準により、道路に接する部分に重点的に緑化地を設置するよう指導しています。

この指導による緑豊かな都市景観づくりに協力している事例を広報誌やホームページ等の様々な媒体で市民に情報発信し、まちづくり指導要綱によらない規模（開発対象外）の住宅地等についても、緑の豊かさを視覚的に感じられるまちなみ形成に向けて接道緑化の普及啓発に取り組みます。

既存の住宅地やまちなかでの緑を感じられる場の創出には、ガーデニング講座や出前講座などによる市民に向けた地域に沿った緑化地の作り方や維持管理の仕方の紹介、東京都のまちなかの緑化を推進するプログラムの紹介を図るとともに、緑の景観を感じるまち歩きの開催などにより、市民と協力して心地よく暮らせる緑の環境づくりに向けて取り組みます。



写真4-5 宅地開発における、緑化地等技術基準に基づく指導による接道部の緑化



写真4-6 ガーデニングを促すための園芸教室

### 施策3.3 地域の魅力となる公園づくり

#### ① 身近な公園の配置と機能の見直し（新規）

地域による公園数の偏りや、地域のニーズにあった公園の配置を踏まえた、地域に必要な公園整備を計画的に推進していきます。

公園に求められる環境保全や防災面での活用を視野に入れつつも、子どもたちが思い切り遊べる場、子育てする大人の交流の場、誰もが健康維持に活用する場、誰もが憩える場など公園に求められる様々なニーズを、市民ワークショップ等を実施しながら計画段階から把握し、公園整備に取り入れるしくみづくりを検討します。



写真4-7 インクルーシブ遊具\*の設置

市で整備する公園のほかに、開発事業により提供される公園について、既存の公園の配置状況を踏まえた指導の見直しや提供公園に代わる負担金制度等の導入の可能性等、新たな方策について検討します。

#### ② 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用 **重点**

市内には、宅地開発による提供公園など、小規模な公園が多数存在しています。宅地開発時は小さな子ども達の遊び場として利用されていましたが、時間の経過と共に利用の少なくなった小規模な公園が存在しています。

そのため、市内の限られた既存公園を活用して、地域住民が利用したくなる公園となるよう魅力を高め、地域づくりに生かされる公園としていくことが必要です。

公園の新たな活用方法や管理のあり方について、自治会や市民アイデアによる公園の利活用を推進し、ボール遊びや花火利用等、公園利用のルールづくりについて地域住民や地域の企業等と一緒に検討します。

また、地域の特性を生かし、地域住民の多様な利用の実現、民間事業者のノウハウを取り入れた民間による管理について、今後進めてまいります。

#### ③ 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりを基本理念とした「立川市公園施設等管理運営方針」に基づいて、多様な要請に応えつつも財政状況を加味した管理運営を推進します。

公園樹木の老木化による倒木等の安全確保のために伐採した樹木について、品種を変更して植樹することを検討します。

既に設置されているかまどベンチ等の防災施設を活用した地域住民発案による地域の防災訓練等について、利用体験機会や利用方法の啓発に努めます。

### 施策3.4 健全で豊かな道路の緑の育成

#### ① 街路樹の適切な植栽と維持管理

これまで、道路を軸とした緑のネットワークを形成していくため、都市計画道路、幹線道路の新設、拡幅時に街路樹による緑化を進めてきました。

現状の街路樹をみると道路幅員に合わない樹種を植栽したことによる歩道の根上がり、歩行者、車椅子やベビーカーの通行支障、育成不良による景観を損なう樹形の形成、倒木の危険性などの問題が生じている箇所がみられます。

こうした問題を踏まえ、「立川市街路樹あり方方針」による幅員、樹種に応じた街路樹の管理目標、老木植替え時の幅員構成にあった樹種への転換など、地域住民のニーズに応じた適切な維持管理に取り組んでいきます。

### 施策3.5 公共施設の緑化推進

#### ① 公共施設再編に合わせた緑の質の向上

公共施設こそ率先して緑の質の向上に向けた取組が求められます。

公共施設の再編にあわせて、良好な環境の創出につながる緑化や雨水の地下涵養を推進し、公共施設を利用することで緑から得られる満足感を市民に提供していきます。さらに、立川産植木をシンボルツリーとして植樹し、市民にPRしていくことを検討します。

また、公共施設における緑化の整備情報をデータベースにまとめてマップ上に掲載し、市民に可視化することで、公共施設の緑を情報発信します。



写真4-8 立川市立若葉台小学校の新校舎の緑と街路樹



写真4-9 子どもと子育て家庭を総合的に支援する拠点の子育て支援・保健センター(愛称:はぐるりん)の屋上緑化

### 施策3.6 緑のネットワークによる回遊性の創出（新規）

#### ① 広域的な緑と市内の緑とのネットワークの創出（新規）

多摩川緑地や崖線、玉川上水の緑道など隣接する自治体から連なる自然的な緑や立川の歴史を継承する農地、社寺林や屋敷林などの緑を骨格となる緑、都市計画公園や規模の大きな公園を緑の拠点とし、街路樹や緑道など骨格と拠点を結ぶ緑の軸、それらによって水と緑のネットワークを創出するとともに、これに加えて、小さな公園や道路沿いに配置された住宅地内の接道緑化等の緑も創出していくことで、生物多様性の場や、市民や立川市を訪れる人に憩いを与える場をつなげていきます。

#### ② 既存する緑の軸線の維持（新規）

立川市の軸線となる幹線道路には、街路樹による緑が整備され、街にうらおいを与えています。

一方で、街路樹の大木化や老木化、根上がり、植樹ますなどにより、歩行空間に支障を生じる状況が発生しています。また、落ち葉の生じる樹種に隣接する住宅にお住いの方には、日常的な清掃を協力いただく状況にあります。

そのため、「立川市街路樹あり方方針」に沿った対応により、適切な維持管理をしていきます。

#### ③ 緑のネットワークによる回遊性の創出（新規） **重点**

人がにぎわう駅周辺の回遊性向上を目的としたイベント等と連携し、界わい緑化推進プログラムを活用するなど新たな緑のネットワーク創出の取組みを検討します。

## 2. 重点的な取組

本計画において重視している市民と共に緑を育み、増やす取組の充実に加え、緑の持つ役割と機能の周知に向け、今後の取組のモデルとなる5つの重点的な取組について、10年間の事業計画を示します。

### 重点的な取組1 立川の緑の持つ役割と機能、魅力の発信

(関連する主な取組 施策1.1①②、施策1.2①、施策2.4②)

#### ①取組内容

- ・毎年4月に開催している「緑化まつり」を継続して実施していきます。苗木や花苗の無料配布、スタンプラリー、緑の募金、緑の相談、市民撮影のみどりに関する写真の活用などで市民への緑への関心を高め、立川の緑の機能や役割について幅広く市民に周知していきます。
- ・市内の身近な公園、樹林地や屋敷林・崖線、市民農園など、利用機会を増やすため、子育て世代を対象とした幼児向け遊具・トイレ設備の情報、高齢者に向けた健康遊具の情報など公園設備情報を提供するとともに、多世代の一般市民向けに、季節ごとの花見や紅葉等の情報、ボランティア活動の様子、市民が参加できる農園体験などの、公園をはじめとした施設や市内の緑の魅力を、市ホームページやSNS等で情報発信を行います。(継続)
- ・立川農業の魅力を伝える『立川の農』写真コンテストの継続実施に加え、「立川の緑と農写真コンテスト」等、農地だけでなく立川の緑も対象とし、その魅力を伝えていきます。応募作品展示会の開催場所について、市役所やホームページ掲載に加え、国営昭和記念公園や商業施設の緑化スペースなども活用し、多くの人目に留まる場所で巡回展示するなど、情報発信の場を複数検討します。あわせて立川農業ブランド「立川印」のPRを通じて、立川産農産物の販売促進に取り組みます。
- ・広報紙「広報たちかわ」などこれまでの紙による情報発信に加え、電子による様々な媒体を使った発信手段により、市民へのより効果的な情報発信を継続して実施します。



写真4-10 メディアを通じた公園の魅力紹介

②事業計画

取組	令和7年度～11年度 (2025年度～2029年度)	令和12年度～16年度 (2030年度～2034年度)
緑化まつり開催		→
市ホームページや SNS 等での情報発信	→	→
「立川の農」写真コンテスト 「立川の緑と農」写真コンテスト展覧会	→	→
広報紙「広報たちかわ」による情報発信	→	→

重点的な取組2 立川公園内のガニガラ広場を中心とした活動の展開

(関連する主な取組 施策1.1③、施策1.3①、施策2.4②)

①取組内容

- ・立川公園内のガニガラ広場にある水田を継承していくため、市民ボランティアによる水田管理の支援を継続するとともに、活動の中で出された市民のアイデアの実現を支援します。また、水田を通じての農事と食育の学習やビオトープ\*を通じての生きものを保全する学習の実施など、環境への意識の高い市民との協働の取組を継続します。
- ・本市の観光名所の一つである立川公園内の根川緑道の桜を保全していくため、市民ボランティアによる樹勢調査や土壌改良を実施する活動への支援を継続します。また、樹勢の弱った桜については、安全性を考慮した対応をし、景観を考慮した補植を実施していきます。
- ・立川市民科や座学講座と連携し、環境学習やボランティア活動の後継の醸成を行います。

②事業計画

取組	令和7年度～11年度 (2025年度～2029年度)	令和12年度～16年度 (2030年度～2034年度)
田んぼづくりなどの活動		→
ボランティア後継者の醸成支援の検討	→	→
市民協働プログラムを活用した桜の手入れ	→	→

重点的な取組3 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働促進

(関連する主な取組 施策 2.1①、施策 2.3①③)

- ・保存樹木、保護樹林地等の保全に取り組む市民、ボランティア団体の活動への支援を継続します。また、樹木の維持管理やナラ枯れ対策等の行政の課題と自然を守りたい市民、ボランティア団体とのマッチングなど市民協働のしくみづくりに取り組みます。
- ・市民、ボランティア団体の活動を「緑化まつり」での紹介、「たちかわし環境ブック」への掲載、広報誌・市ホームページや SNS 等の様々な媒体での紹介により、地域の緑への愛着を育み、交流の場となることにつなげる支援を推進します。

②事業計画

取組	令和7年度～11年度 (2025年度～2029年度)	令和12年度～16年度 (2030年度～2034年度)
保存樹木、保護樹林地等保全 ボランティアへの支援		→
ボランティア団体活動の広報		→
行政とボランティア団体等との市民協働活動マッチングのしくみづくり	→	

重点的な取組4 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用

(関連する主な取組 施策 3.1①、施策 3.3②、施策 3.6③)

①取組内容

- ・市内に点在する身近な公園の利活用に向けて、市民ワークショップ等の実施による地域住民ニーズの把握や、ボール遊びなどの公園利用のルールづくりを検討します。
- ・公園でのキッチンカーの出店等、様々な公園の魅力を生み出す利活用に向けて、民間活力導入の可能性について検討し、今後の先行モデルとなるような公園の導入に向けた市民ワークショップや実証実験等を行います。
- ・市民ワークショップや実証実験等の結果に基づき、市内の公園における展開方策を検討します。

②事業計画

取組	令和7年度～11年度 (2025年度～2029年度)	令和12年度～16年度 (2030年度～2034年度)
身近な公園での利用ルールづくり	→	→
民間活力の導入可能性の検討	→	→
市内の公園における展開方策の検討	→	→

重点的な取組5 生物多様性を育む、良好な緑地や農地・水辺空間、公園の利活用推進（新規）

（関連する主な取組 施策1.3①、施策3.1①）

①取組内容

- ・立川市の新たな価値の創出と魅力の発見、立川市の緑への愛着を育むため、市内の生物多様性の享受できる良好な緑地を活用し、立川市民科や維持管理活動を通じた環境教育を実施します。
- ・座学講座で育成中の団体が主体となって企画するプログラムの開催を支援します。

②事業計画

取組	令和7年度～11年度 (2025年度～2029年度)	令和12年度～16年度 (2030年度～2034年度)
維持管理活動を通じた環境教育の実施	→	→
育成中の市民団体による企画プログラムの支援	→	→

表4-1 重点的な取組の役割分担

重点	取組	行政	事業者	市民等
重点的な取組1	緑化まつり開催	○	○	○
	シティプロモーションサイト等との連携による情報発信	●	○	○
	「立川の農」写真コンテスト 「立川の緑と農」写真コンテスト展覧会	●	○	○
	広報紙「広報たちかわ」による情報発信	●		
重点的な取組2	田んぼづくりなどの活動	○		●
	ボランティア後継者の醸成支援の検討	●		○
	市民協働プログラムを活用した桜の手入れ	○		●
重点的な取組3	保存樹木、保護樹林地等保全ボランティアへの支援	●	○	●
	ボランティア団体活動の広報	●		○
	行政とボランティア団体等との市民協働活動マッチングのしくみづくり	●	○	○
重点的な取組4	身近な公園での利用ルールづくり	●	○	●
	民間活力の導入可能性の検討	●	●	
	市内の公園における展開方策の検討	●		
重点的な取組5	維持管理活動を通じた環境教育の実施	●		
	育成中の市民団体による企画プログラムの支援	○		●

凡例 ●：主 ○：関連

### 3. 都市公園の整備及び管理の方針

#### (1) 都市公園の整備の方針

都市計画公園・緑地の整備方針（都区市町合同策定：令和2年7月改定）では、重点化を図るべき公園・緑地について、本市では、砂川公園、富士見公園、立川公園、川越道緑地が位置付けられ、いずれも優先整備区域となっています。

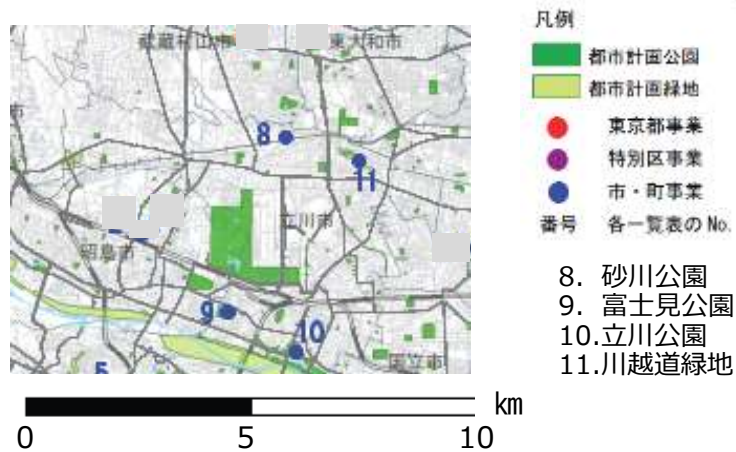


図4-2 立川市内の重点化を図るべき公園

出典：都市計画公園・緑地の整備方針 重点公園・緑地の位置図

市民アンケート結果では、将来残したい市内の緑に「身近な公園の緑」との回答が多いことにも鑑み、これら優先整備区域の公園を中心に、今後の高齢化や人口減少、地域のニーズに応じた利活用に向けて、身近な小さな公園も含めて公園の不足する地区において、新たな都市公園の整備や、望ましい配置、既存公園の機能の見直しについても検討を進めていきます。

また、都市公園において十分まとまりのある緑を確保し、自然と共生する都市の形成に向けて、生物多様性の保全と共に、グリーンインフラの取組を意識し、市民が緑に親しめるレクリエーション拠点となる公園を創出していきます。

#### (2) 都市公園の管理の方針

都市公園の管理について、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民サービスの向上を図ることを目指し、民間活力導入について検討を進めていきます。

また、「立川市公園施設等管理運営方針」に基づいて、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいきます。

#### 4. 生産緑地地区内の緑地の保全の方針

本市の生産緑地地区の指定において、約95%が特定生産緑地地区の指定となっていますが、更新の時点で高齢のために指定を解除し宅地化が進行している状況です。

生産緑地地区内の緑地保全に向けて、立川市農地バンク制度の活用、市民の体験農業への参加促進や防災農地の活用といった様々な取組を実施していきます。

生産緑地地区の面積要件の引き下げに伴い、新たな指定の可能性や、今後、農地縮小となる場合においても指定が担保される指導等を進めていくとともに、農の風景育成地区の制度等の活用を検討します。

ファーマーズセンターみののれ立川などでの立川産農産物の購入機会の提供や農業祭など各種イベントでのPRを通じた立川産農産物ブランド「立川印」の周知啓発により、立川農業の魅力を向上し、緑地保全につなげます。

## 第5章 地域別の方針

### 第1節 地域区分

「第3章 計画の将来像と目標」の実現に向け、地域別に今後の取組の方向性を示します。地域区分は、「立川市都市計画マスタープラン」の地域別構想における区分に基づきます。

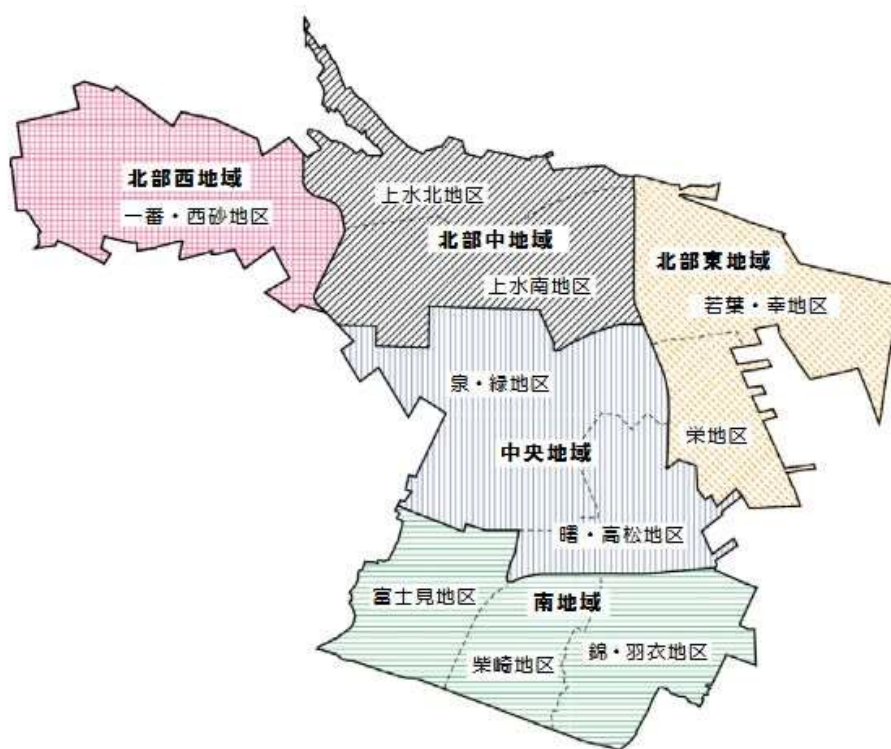


図5-1 地域区分

## 第2節 各地域の方針

### 1. 南地域（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町）

#### (1) 現況

- ・骨格となる緑である、立川崖線、多摩川緑地、根川緑道、残堀川の緑道を軸に、連続した緑、まとまった緑が残る地域です。
- ・市内でも古くから人々の生活の場であった集落が形成されてきた地域で、諏訪神社、普濟寺、市指定天然記念物の八幡神社大櫓など豊富な歴史的資源が、社寺林、屋敷林などとともに残されています。
- ・市内唯一の湿地環境である矢川緑地保全地域が市境にあり、生物多様性の観点からも重要な環境を残しています。
- ・立川公園内にある根川緑道とその周辺を含む桜並木では市民による保全活動が行われ、根川貝殻坂橋から甲州街道までの根川は、土の護岸で昔の姿を残す桜の名所になっています。
- ・南地域では、平成31年から令和5年度の間に保存樹木2本が解除され、斜面緑地の宅地開発も進行しています。
- ・農地がわずかに残る地域で、市民農園が2園開設されるほか、立川公園内にあるガニガラ広場（田んぼ）では、市民による緑の保全活動や立川市民科の活動の場となっています。

#### (2) 各地域の取組の方向性と取組例

##### ア. 富士見地区

##### ○取組の方向性

- ・緑の骨格と拠点をつなぐネットワークの形成

##### ○取組例

- ・都市計画制度等を活用した立川崖線の緑の保全と安全確保
- ・富士見公園、東京都農林総合研究センター（旧農業試験場）周辺を拠点とした緑の保全・活用
- ・柴崎分水や昭和用水、残堀川、湧水等水辺地の緑の保全

表5-1 南地域みどり率

南地域みどり率	
H30	24.3%
R5	24.2%
(全市 R5)	36.5%

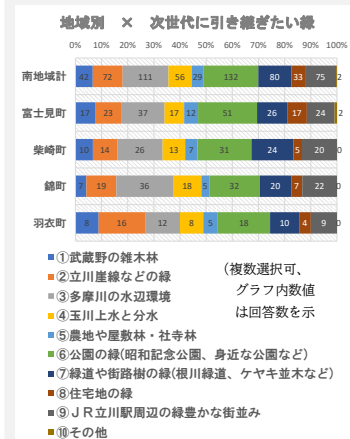


図5-2 地域別×次世代に引き継ぎたい緑



写真5-1 ガニガラ広場



写真5-2 矢川緑地

- ・ J R 西立川駅～富士見公園周辺～残堀川の緑道～多摩川緑地を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成
- ・ 保存樹木の保全、指定の推進
- ・ 住区基幹公園の適正規模配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・ 小規模街区公園が近接する地域における各公園の機能の見直しと再生の検討
- ・ 幹線道路整備（立3・1・34）に際した道路、沿道の緑化推進
- ・ 緑の豊かさを感じられるまちなみ形成
- ・ 富士見公園の整備

#### イ. 柴崎地区

##### ○取組の方向性

- ・ 自然や歴史と一体となった緑の保全と市民活動の促進

##### ○取組例

- ・ 都市計画制度等を活用した立川崖線の緑の保全と安全確保
- ・ 市民農園（柴崎町内に2カ所）の活用を通じた農とのふれあい
- ・ 立川農業を体験する機会の充実に向けた新たな市民農園開設可能性検討と市内外への立川農業のファンづくり
- ・ 保存樹木、保護樹林地の保全、指定推進
- ・ 社寺周辺の歴史的資源と一体となった緑の保全と緑あふれる住環境の形成
- ・ 立川公園の拡充・整備
- ・ 根川緑道せせらぎ水の維持
- ・ 市民協働による立川公園内の根川緑道の桜並木の保全、ガニガラ広場、立川崖線を拠点とした活動展開
- ・ 住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・ J R 立川駅周辺から根川緑道などへの緑のネットワーク形成

#### ウ. 錦・羽衣地区

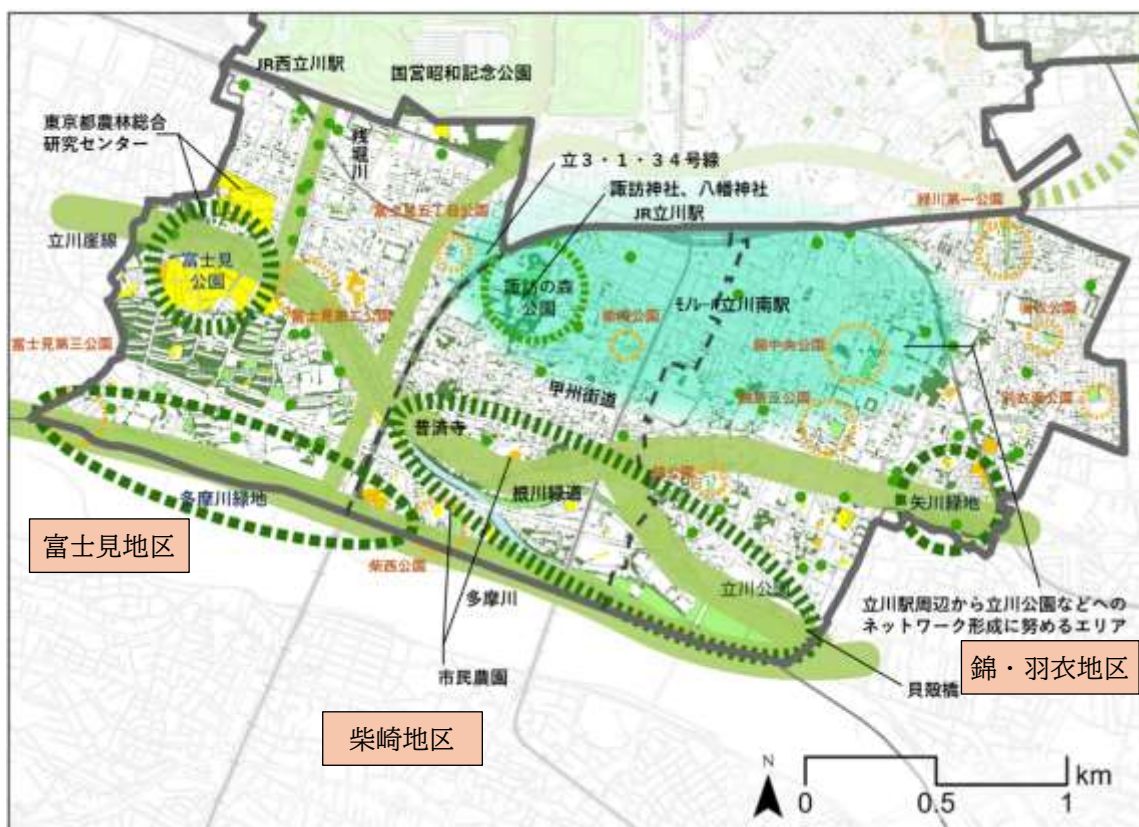
##### ○取組の方向性

- ・ まちにうるおいをもたらす緑と水辺の保全・活用

##### ○取組例

- ・ 都市計画制度等を活用した立川崖線の緑の保全と安全確保

- ・ 矢川緑地の湿地環境の保全、市民に向けた情報発信や周辺隣接市との連携
- ・ 多摩川緑地、矢川緑地や柴崎分水、湧水等水辺の緑の保全
- ・ 保存樹木の保全、指定推進
- ・ 立川公園の拡充・整備
- ・ 根川緑道せせらぎ水の維持
- ・ 根川貝殻坂橋から甲州街道までの歴史的景観を有する根川緑道の保全
- ・ 住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・ 緑の豊かさを感じられるまちなみ形成
- ・ JR立川駅周辺から立川公園などへの緑のネットワーク形成



凡例		
<b>緑の骨格</b>	<b>緑の拠点</b>	<b>緑被地ほか</b>
骨格・拠点を結ぶ緑の軸	都市計画公園及び面積2,000㎡以上の都市公園等	樹林・原野・草地
	街区公園等	公園・緑地
	近隣公園	農用地
	地区公園	水面・河川・水路
	総合公園及びこれに類する緑地	生産緑地
	都市緑地及びこれに類する緑地	<b>その他</b>
	特殊公園	市が管理する2,000㎡未満の公園
	検討中の公園	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図5-3 南地域(富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町)の方針図

## 2. 中央地域（泉町・緑町・曙町・高松町）

### （1）現況

- ・JR立川駅、サンサンロード沿道地域を中心に、新しいまちづくりが進む多摩地域の中心となる地域です。
- ・広域的なレクリエーション拠点である国営昭和記念公園が立地し、市内外から多くの人を訪れています。一方で、曙・高松地区には小さな公園が多く立地しています。
- ・市役所南側の公的機関で多くの緑の創出がなされてきました。
- ・サンサンロード沿道において、施設整備にあわせて新たな緑の創出が進展しています。
- ・中心市街地の商業・業務空間においては、多摩地域における交流・活動の中心となる都市にふさわしい、にぎわいと緑の豊かさ、うるおいを兼ね備え、さらに都市の活性化に向けて食や体験を結びつけて魅力を創出し、回遊性を高めることが求められています。

表5-2 中央地域のみどり率

中央地域みどり率	
H30	47.3%
R5	46.9%
(全市 R5)	36.5%

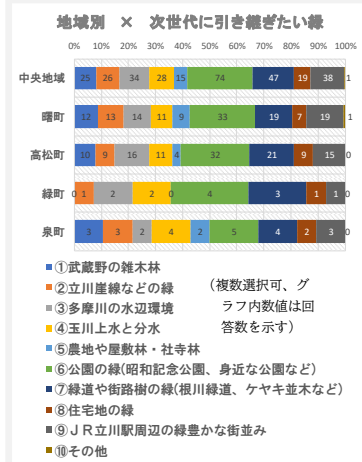


図5-4 地域×次世代に引き継ぎたい緑



写真5-3 サンサンロード

### （2）各地域の取組の方向性と取組例

#### ア. 泉・緑地区

##### ○取組の方向性

- ・国営昭和記念公園、公共施設の豊かな緑を骨格とした緑のネットワーク形成

##### ○取組例

- ・公共施設、道路を中心とした、多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑の創出・育成
- ・国営昭和記念公園の整備促進、国営昭和記念公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成
- ・「立川基地跡地西側地区」における運動公園等の整備検討

#### イ. 曙・高松地区

##### ○取組の方向性

- ・訪れる人々をもてなす緑空間と回遊性の創出

##### ○取組例

- ・ JR立川駅を中心としたまちづくりに合わせた商業・業務空間における緑の創出
- ・ 住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・ 小規模な街区公園が近接する地域における各公園の機能を見直したうえでの再生の検討
- ・ 緑の豊かさを感じられるまちなみ形成
- ・ 民間活力の導入による道路や公園等の公共空間の有効活用と地域の回遊性向上
- ・ 人々の交流促進に資する民有地の一部を含めた公園等との一体的な利活用検討と、エリアマネジメントの促進
- ・ 連携イベント等による公園利活用向上、自転車やキックボードポートなど民間との連携



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）5都市基交著第68号（承認番号）5都市基交測第112号

図5-5 中央地域(泉町・緑町・曙町・高松町)の方針図

### 3. 北部東地域（若葉町・幸町・栄町）

#### (1) 現況

- ・生産緑地が広く分布し、玉川上水の緑道、川越道緑地、五日市街道のケヤキの保存樹木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。
- ・農地のスプロール※的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。
- ・地域を南北にはしる栄緑地が緑の骨格軸を形成していますが、成長した樹木によって、歩道を通行しづらい状況が発生しています。
- ・栄緑地周辺には大小様々な公園が立地しています。
- ・狭小な公園が多く、適正規模の公園が乏しい場所が見られます。
- ・体験型農園や貸し共有スペースの利活用がなされています。

#### (2) 各地域の取組の方向性と取組例

##### ア. 若葉・幸地区

##### ○取組の方向性

- ・歴史を伝える緑を保全・活用した緑のネットワーク形成
- ・豊かな自然や緑を生かしたまちづくり（若葉町）

##### ○取組例

- ・都市計画制度等を活用した武蔵野の面影を残す豊かな緑の保全
- ・豊かな緑を保全・活用した公園や緑地等を連絡する水と緑のネットワークの形成
- ・玉川上水風致地区、野火止用水、五日市街道のケヤキの保存樹木等の歴史を伝える緑の保全
- ・保存樹木、保護樹林地の保全、指定の推進
- ・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討

表5-3 北東部地域のみどり率  
北部東地域みどり率

H30	35.5%
R5	34.3%
(全市 R5)	36.5%

地域別 × 次世代に引き継ぎたい緑

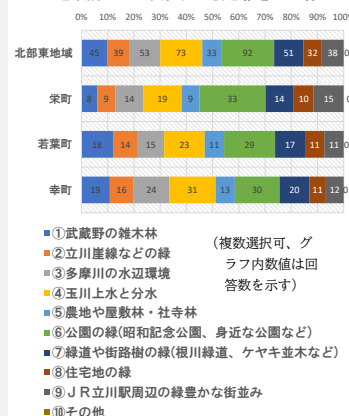


図5-6 地域別×次世代に引き継ぎたい緑



写真5-4 川越道緑地

- ・川越道緑地の整備充実および学校等との連携により子どもたちが郷土の歴史や文化を学び、体験学習を行う機会の創出
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・旧清掃工場跡地における緑の拠点形成、オープンスペースの確保

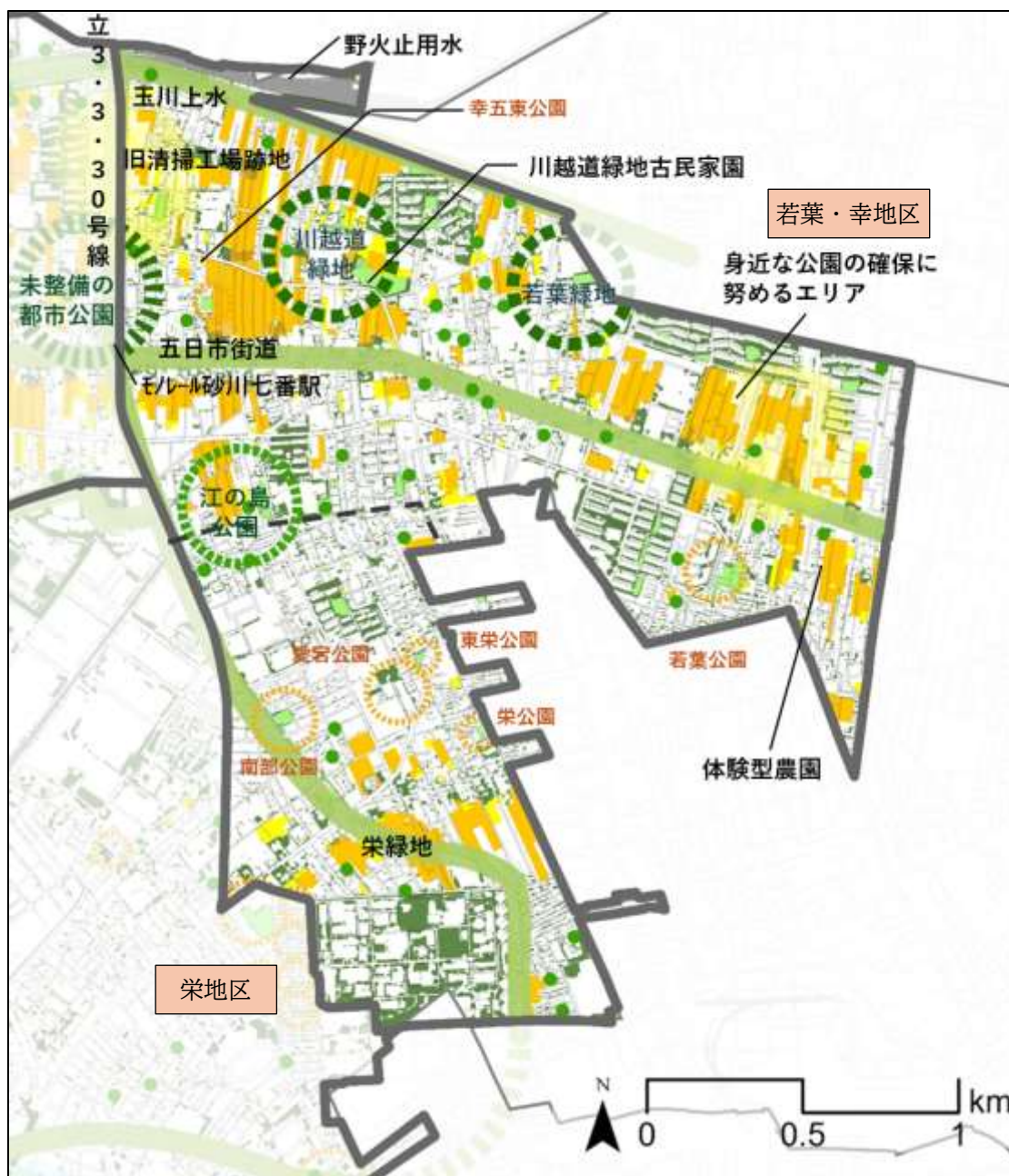
#### イ. 栄地区

##### ○取組の方向性

- ・栄緑道を軸とした、歩いて楽しい緑のネットワークでつなぐまちづくり

##### ○取組例

- ・栄緑地を緑の骨格軸とした、公園等を連絡する緑豊かな歩行者ネットワークの形成
- ・栄緑地の適正管理
- ・保存樹木の保全
- ・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討
- ・主要な幹線道路における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・小規模な街区公園が近接する地域における各公園機能見直しと再生の検討
- ・緑の豊かさを感じられるまちなみ形成



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図5-7 北部東地域(若葉町・幸町・栄町)の方針図

## 4. 北部中地域（柏町・砂川町・上砂町）

### （1）現況

- ・生産緑地が広く分布し、残堀川・玉川上水の緑道、五日市街道のケヤキの保存樹木、農家の屋敷林など、武蔵野の面影を残す地域です。
- ・農地のスプロール的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。
- ・見影橋公園では、グラウンドの予約が無い場合にボール遊びができるなど、市民ニーズに応えた公園の運用が開始されました。
- ・村山工場跡地の土地利用転換により新たな緑地が創出されています。

### （2）各地域の取組の方向性と取組例

#### ア. 上水北地区

##### ○取組の方向性

- ・武蔵野の面影を残す郷土の緑を生かす緑のまちづくり

##### ○取組例

- ・歴史ある玉川上水周辺の自然環境の保全、関係機関と連携した緑の維持管理
- ・保存樹木の保全、指定の推進
- ・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・砂川公園の整備拡充
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）

#### イ. 上水南地区

##### ○取組の方向性

- ・武蔵野の面影を残す郷土の緑の保全と緑豊かな住環境の形成

##### ○取組例

表5-4 北部中地域のみどり率

北部中地域みどり率	
H30	33.1%
R5	39.0%
(全市 R5)	36.5%

地域別 × 次世代に引き継ぎたい緑

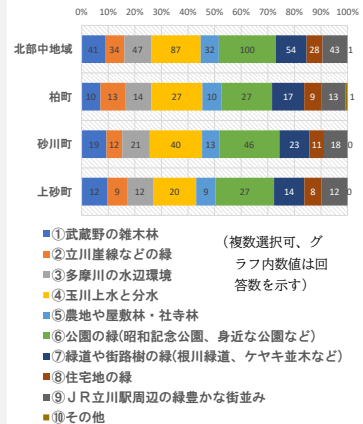


図5-8 地域別×次世代に引き継ぎたい緑



写真5-5 砂川公園

- ・玉川上水風致地区、五日市街道のケヤキの保存樹木等の保全
- ・市民協働による保存樹木等の保全活動の推進
- ・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・未整備の都市公園に関する検討
- ・見影橋公園の整備拡充
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・郷土の緑の歴史・文化と合わせた保全方策の検討



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図5-9 北部中地域(柏町・砂川町・上砂町)の方針図

## 5. 北部西地域（一番町・西砂町）

### （1）現況

- ・五日市街道を中心とした地域で、残堀川・玉川上水の緑道や五日市街道のケヤキの保存樹木、一帯に広く分布する生産緑地が、武蔵野の面影を色濃く残しています。
- ・当地域の西側は市街化調整区域となっており、優良な農地が広がっています。
- ・農地のスプロール的な市街化進行により、樹林地、生産緑地は減少傾向にあり、自然環境、貴重な緑地空間である都市農地の保全を図ることが必要です。

### （2）各地域の取組の方向性と取組例

#### ア. 一番・西砂地区

##### ○取組の方向性

- ・豊かな自然環境と農風景の継承

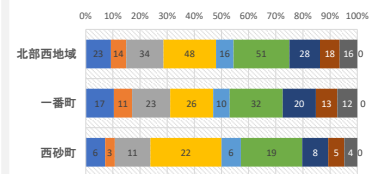
##### ○取組例

- ・五日市街道風致地区、玉川上水風致地区の保全
- ・五日市街道のケヤキの保存樹木、屋敷林などの郷土の緑の保全
- ・生産緑地の保全と農業従事者が営農しやすい環境整備として農の風景育成地区の検討
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（標準的な誘致距離に合わせた身近な公園の確保）
- ・主要な幹線道路沿道における緑豊かな沿道型市街地の形成
- ・郷土の緑の歴史・文化と合わせた保全方策の検討

表5-5 北部西地域のみどり率  
北部西地域みどり率

H30	40.9%
R5	39.0%
(全市 R5)	36.5%

地域別 × 次世代に引き継ぎたい緑

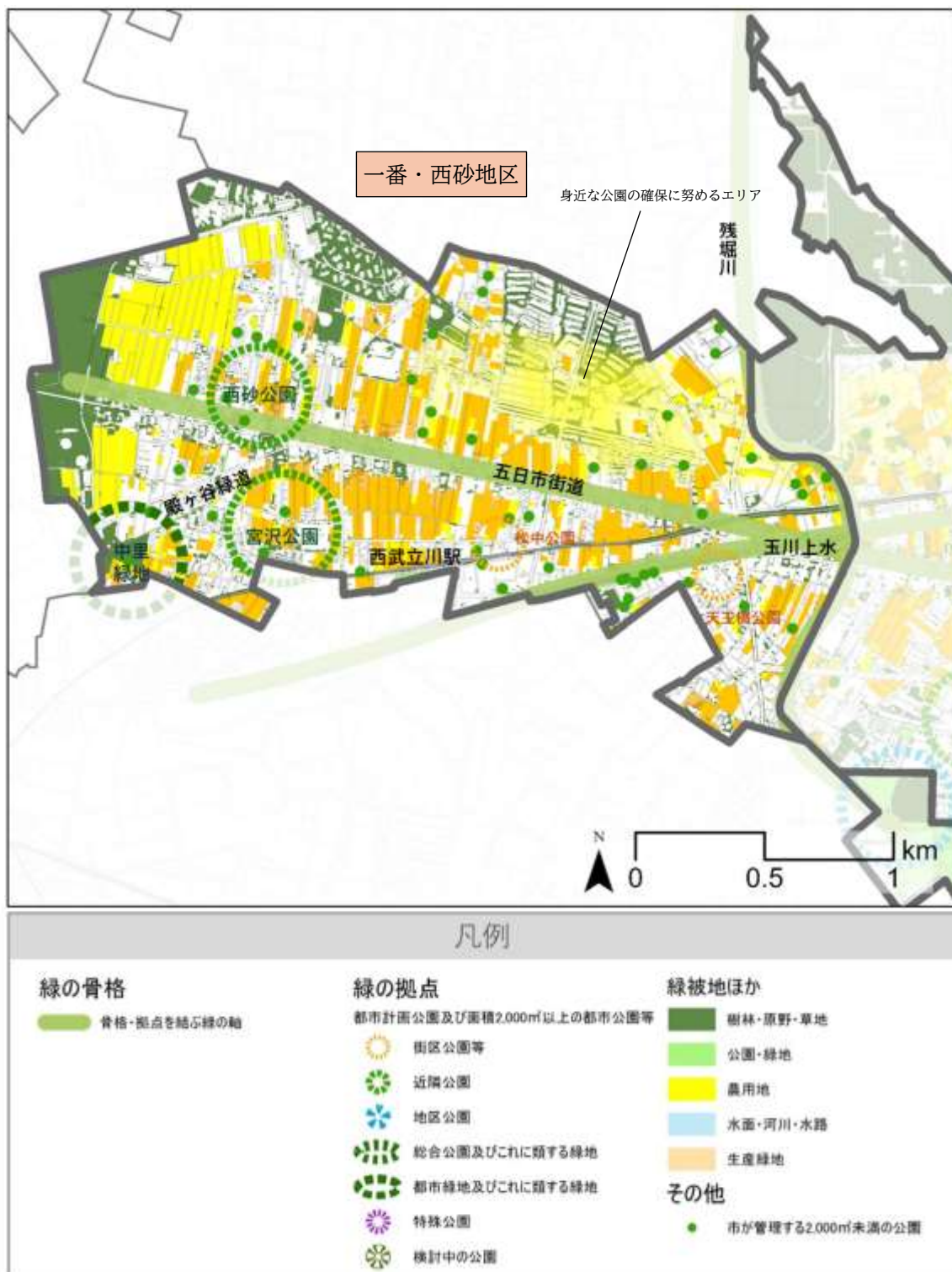


①武蔵野の雑木林 (複数選択可、グラフ内数値は回答数を示す)  
②立川崖線などの緑  
③多摩川の水辺環境  
④玉川上水と分水  
⑤農地や屋敷林・社寺林  
⑥公園の緑(昭和記念公園、身近な公園など)  
⑦緑道や街路樹の緑(根川緑道、ケヤキ並木など)  
⑧住宅地の緑  
⑨JR立川駅周辺の緑豊かな街並み  
⑩その他

図5-10 地域別×次世代に引き継ぎたい緑



写真5-6 玉川上水



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図5-11 北部西地域(一番町・西砂町)の方針図

## 第6章 緑化重点地区の計画

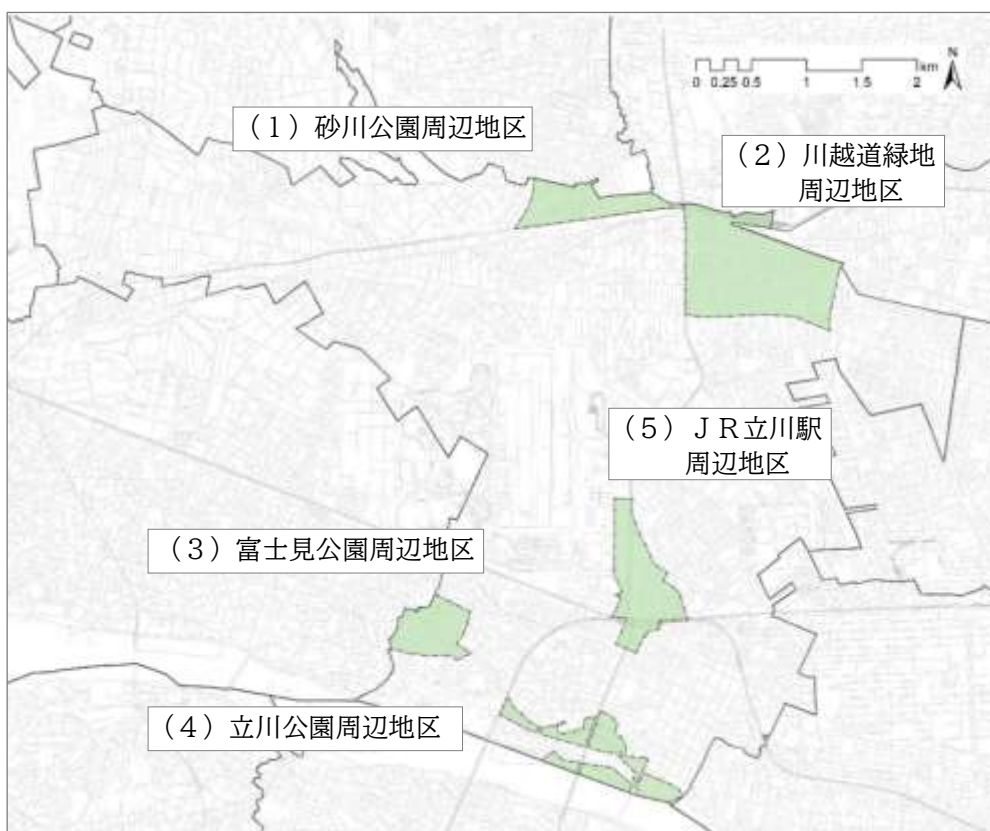
### 第1節 緑化重点地区の指定

緑を創出するための施策を重点的に推進する地区として、都市緑地法に基づき、緑化重点地区を以下の5地区に設定します。

- (1) 砂川公園周辺地区
- (2) 川越道緑地周辺地区
- (3) 富士見公園周辺地区
- (4) 立川公園周辺地区
- (5) J R立川駅周辺地区

緑化重点地区に必要な事項として、以下の3つの視点を踏まえて設定しています。

- ・立川市の緑の拠点として都市計画公園・緑地の整備促進を図る必要がある
- ・立川らしさのある貴重な自然環境があり保全措置を講じる必要がある
- ・開発事業のまちづくりや立川市景観計画に基づく景観形成の取組と連携して緑化を推進する必要がある



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交著第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図6-1 緑化重点地区位置

## 第2節 各緑化重点地区の方針

### (1) 砂川公園周辺地区

#### ①位置

柏町5丁目及び砂川町7丁目の西拝島線北側の区域

#### ②現況

- ・都区市町合同策定の「都市計画公園・緑地の整備方針」により、砂川公園は優先整備区域（新規事業化）に位置づけられていますが、用地確保に時間を要し事業化には至っていない状況です。
- ・砂川町7丁目には比較的まとまりのある生産緑地がありますが、徐々に減少しています。さらに、農地が宅地化された際の規模の小さな開発提供公園が複数存在し、砂川公園の西側は適正規模の公園が不足しています。
- ・柏町5丁目は、多くが国立音楽大学の敷地で、過去には新校舎建設時に庭木の多くが失われましたが、接道部には街路樹を形成する高木が植えられ、敷地内にも巨樹が残り、市内の貴重な緑が創出されています。また、大学の東側の地区は接道緑化による緑豊かな住宅地が形成されています。

#### ③緑化の方針

- ・今後も砂川公園を地区の拠点として位置づけ、事業化に向けて調査・検討を進めます。
- ・武蔵野の面影を残す郷土の緑である生産緑地等の都市農地の保全に努めます。また、これらを保全していくことで、グリーンインフラとしての活用を図り都市防災にも努めます。
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）に努めるとともに、既存の身近な公園の質や機能の向上に向けた検討を行います。
- ・国立音楽大学との連携・協力により、地域の特性を生かした魅力的なまちづくりに貢献する緑に関する取組を検討します。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交著第68号(承認番号) 5都市基交測第112号

図6-2 砂川公園周辺地区の方針図

## (2) 川越道緑地周辺地区

### ①位置

幸町4・5・6丁目の区域

### ②現況

- ・玉川上水と五日市街道に挟まれたエリアに、かつての武蔵野の雑木林の名残であるまとまった樹林地、農地が残されています。特に、平成新道の川越道緑地から芋窪街道を結ぶ区間は、まとまった生産緑地が道路に面していることで、郷土の緑が風景としてより濃く感じられるエリアとなっています。

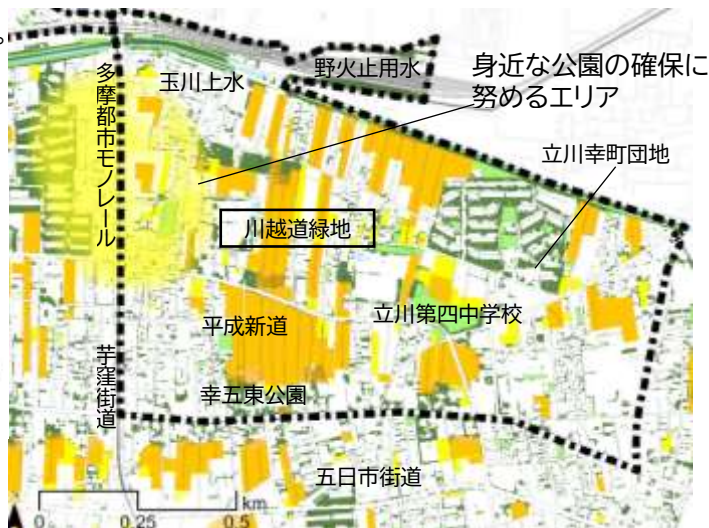


写真6-1 平成新道の川越道緑地から芋窪街道を結ぶ区間の農の風景

- ・樹林地の一部は保護樹林地に指定しており、かつ多くが川越道緑地として都市計画決定されています。
- ・優先整備区域の事業化に向けた保護樹林地の公有地化を進めています。

### ③緑化の方針

- ・武蔵野の面影を残す樹林地と農地が織りなす風景を守り継いでいくため、川越道緑地の優先整備区域の整備にむけた用地の取得及び取得した用地の整備に向けた検討を進めます。
- ・住区基幹公園の適正規模での配置（身近な公園の確保）に努めるとともに、既存の身近な公園の質や機能の向上に向けた検討を行います。
- ・芋窪街道から五日市街道を結ぶ平成新道の区間について、道路に面して生産緑地の広がる特徴的な郷土の緑の風景を保全していくため、接道部分の宅地化を抑制するとともに、農の風景育成地区制度などの活用を検討していきます。その他の生産緑地等の都市農地についても保全に努めます。
- ・保護樹林地を含む屋敷林や生産緑地地区を保全するとともに、これらの緑を生かしながら主要な幹線道路沿道において緑豊かな道づくりを進めます。
- ・玉川上水風致地区・玉川上水歴史環境保全地域・野火止用水歴史環境保全地域の緑の保全に努めます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交第68号(承認番号)5都市基交測第112号

図6-3 川越道緑地周辺地区の方針図

### (3) 富士見公園周辺地区

#### ①位置

富士見町3丁目の区域

#### ②現況

- ・富士見公園の周辺は立川崖線の連続した緑が多く残され、良好な自然環境が形成されています。
- ・東京都農林総合研究センターの敷地内には湧水も流れ、崖線の緑も保存され、様々な生き物が生息する場所となっています。
- ・立川崖線の一部は、東京都により土砂災害警戒区域に指定されています。



写真6-2 湧水からの流れ

#### ③緑化の方針

- ・立川崖線を骨格とする緑のネットワークを保全していくため、本市の緑の拠点の一つとなる富士見公園の優先整備区域（新規事業化区域）の事業化に向けて調査・検討を進めます。
- ・民有地も含め、崖線の連続した緑、湧水、これらの環境に生息・生育する生きものの保全に努めます。
- ・保存樹木の条件に該当する樹木がある場合は、指定に向けて検討を進めるとともに、崖線での宅地化を抑制していくため、特別緑地保全地区制度等、崖線を保全するための手法について、制度活用の可能性を検討していきます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
(承認番号) 5都市基交着第68号 (承認番号) 5都市基交測第112号

図6-4 富士見公園周辺地区の方針図

## (4) 立川公園周辺地区

### ①位置

柴崎4・5・6丁目及び錦町5・6丁目にかけて都市計画決定されている立川公園の区域

### ②現況

- ・立川公園周辺地区は、延長約1.3kmを有する根川緑道を軸として、立川崖線の緑や多摩川緑地、残堀川の緑道、湧水や柴崎用水水辺地の緑など、水と緑が豊かな場所です。また、根川緑道の一部区間は、土の護岸が広がり、桜並木が続く、自然豊かな水辺空間が展開しています。
- ・立川公園の野球場や陸上競技場、体育館、市内唯一の田んぼで市民参加の活動が行われているガニガラ広場なども併せて、本市の緑のネットワークを構成する骨格の一部を担っています。
- ・立川公園の優先整備区域の事業化に向けた検討を進めています。
- ・立川崖線の一部は、東京都により土砂災害警戒区域に指定されています。

### ③緑化の方針

- ・自然的・歴史的な緑である立川崖線の緑の保全を進め、骨格となる緑の連続性を維持します。
- ・立川公園の優先整備区域の整備にむけた用地の取得及び取得した用地の整備に向けた検討を進めます。
- ・根川緑道の親水空間の保全と活用、せせらぎ水の維持管理、桜並木および土の護岸を有する区間の保全を進めます。
- ・立川市内の緑への関心に対する醸成や愛着を育み、緑の普及と啓発に向け、ガニガラ広場の田んぼや柴崎用水路の利活用、維持管理を、市民協働で進めます。また、立川市民科や市民講座により、ビオトープ周辺での自然体験や生物多様性の啓発を継続して進めていきます。



図6-5 立川公園周辺地区の方針図

## (5) JR立川駅周辺地区

### ①位置

立川市景観計画に基づく都市軸沿道地区及び中心市街地地区に該当する区域

### ②現況

- ・多摩地域の広域的な拠点として、商業・業務機能等の集積が進み、大規模なビルを中心としながら、中小規模の店舗などもみられます。
- ・北口大通りには、街路中央に大きなケヤキ並木があり、象徴的な緑の景観をつくり出しています。
- ・サンサンロードのケヤキ並木や、民間により創出された屋上庭園空間等、市民の憩う良質な緑の空間をはじめとした様々な緑が、まちの活力を向上させ、うるおいと活気のある都市空間を創出しています。
- ・立川駅南口駅前広場には区画整理整備時に近隣から移設された大ケヤキがまちの活力を向上させ、うるおいと活気のある都市空間を創出しています。
- ・街路樹のある一部の通りでは、成長した樹木によって、落ち葉の苦情や歩道を通行しづらい状況が発生しています。



写真6-3 民間による新たな施設整備や開発事業における、屋上や壁面緑化による連続した緑の形成の誘導

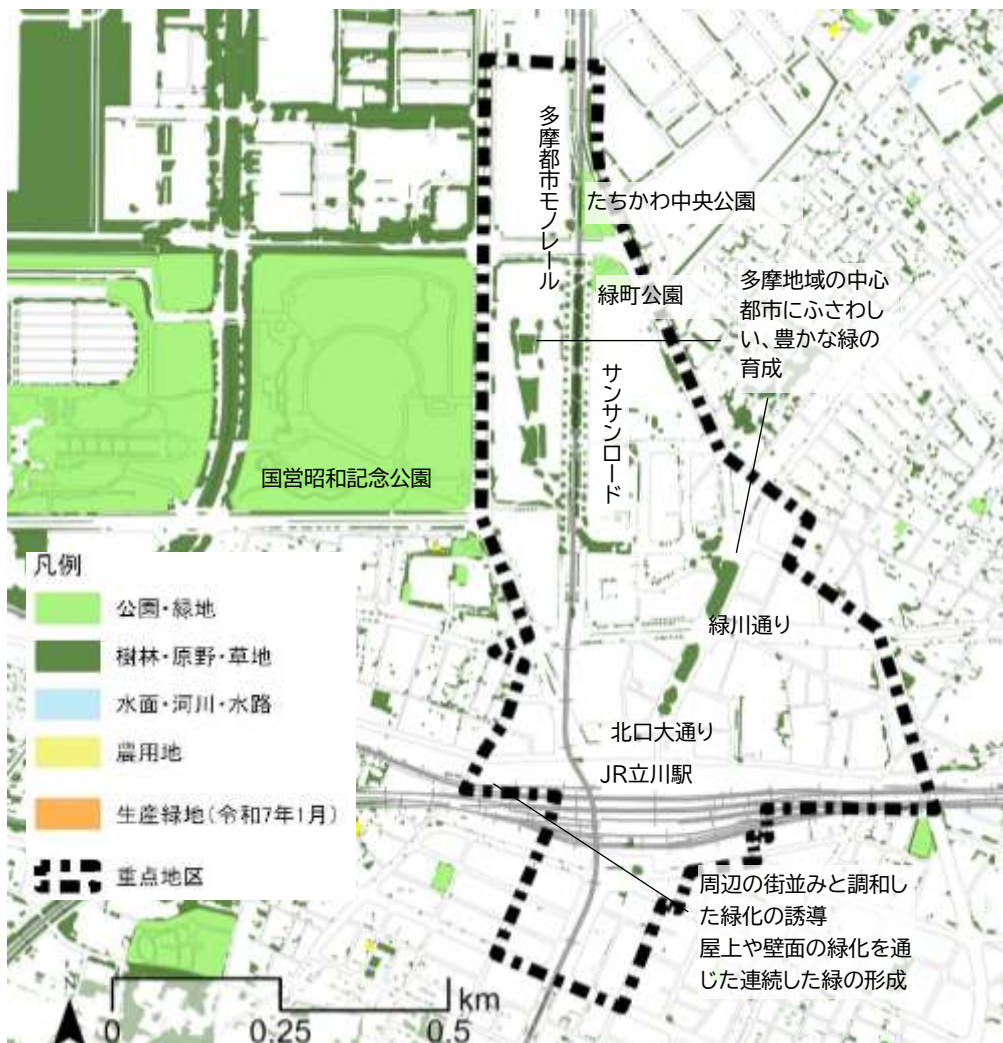


写真6-4 市民の憩いの場の形成

### ③緑化の方針

- ・市街地開発事業により計画的に配置された緑や憩いの広場の大樹などの緑を適切に維持管理し、多摩地域の中心都市にふさわしい、豊かな緑を育成していきます。
- ・民間による新たな施設整備や開発事業に際しては、周辺の街並みと調和した緑化の誘導、屋上や壁面緑化による連続した緑の形成、ビオトープ等の生物多様性を育む水と緑の空間創出や、それらによってもたらされる Well-being の視点で、市民の都市生活にうるおいを与える緑の形成を促していきます。

- ・ J R 立川駅周辺地区の緑の拠点整備をはじめ、市内の様々な緑の拠点を結ぶことで回遊性を生み出し、多様な利活用により、新たな価値創造を促す緑の整備を進めていきます。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 5 都市基交著第 68 号 (承認番号) 5 都市基交測第 112 号

図6-6 JR立川駅周辺地区の方針図

## 第7章 推進体制及び進行管理

### 第1節 推進体制

- ・多様な主体で構成する立川市緑化推進協議会を活用して施策を推進します。
- ・市内においては、関連部署と連携し、緑施策を推進します。

### 第2節 進行管理

#### ■随時

- ・上位関連計画の改定やまちづくりの進展、社会情勢の変化等によって、緑施策の対応が必要となる場合には、状況に応じて計画を見直します。

#### ■年度ごと

- ・年度ごとに、各方針の目標に設定した指標の推移を点検・評価します。
- ・年度ごとに、5つの重点的な取組について事業計画の実施状況を点検し、次年度以降の事業計画について必要に応じて見直します。

#### ■計画期間の中間時

- ・計画期間の中間年次（令和11（2029）年度）には、計画全体の目標及び方針ごとの目標の達成状況と全ての施策の進捗状況を検証し、立川市緑化推進協議会において点検・評価を行い、必要な見直しを行います。

#### ■計画期間のモニタリング

- ・計画期間の5年毎に下表のモニタリングを実施します。

表7-1 計画期間のモニタリング指標

指標	改定時 現状（R6年度末）
市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合（緑の基本計画に関するアンケートで、緑の豊かさに関する設問で緑が「多い」、「やや多い」と回答した人の数。）	住宅地：23.6% 商業地：15.0%
「五日市街道地区」、「玉川上水地区」、「立川崖線地区」、「国分寺崖線地区」の緑被率※	五日市街道地区：26.3% 玉川上水地区：40.5% 立川崖線地区：35.9% 国分寺崖線地区：16.0%

※今後、緑被率に加えて、緑視率の調査、モニタリング指標としての設定を検討します。

参考 表 新規モニタリング指標の現況緑被率

地区名	H25 緑被率(%)	H30 緑被率(%)	R5 緑被率(%)
五日市街道地区	29.7	26.3	26.3
玉川上水地区	45.8	41.7	40.5
立川崖線地区	41.8	36.1	35.9
国分寺崖線地区	21.1	16.2	16.0

## 参考資料

### 1. 立川市緑化推進条例

昭和49年4月1日条例第9号

立川市緑化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、緑の保護及び緑化の推進（以下「緑化の推進」という。）を図り、もって市民の健康な生活環境を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 市長は、緑化の推進に関する施策（以下「緑化施策」という。）を定め、その実施に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、緑化の推進を図り、かつ、緑化施策に協力するとともに、市民の生活環境を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 市民及び市内に土地を有する者は、自ら緑化の推進をし、緑化施策に協力するとともに、健全な環境の形成に努めなければならない。

(保護区域等の指定)

第3条 市長は、市民の良好な生活環境を確保するため、良好な自然環境を有する樹林地として保護することが必要な土地（以下「保護樹林地」という。）又は樹木の集団（以下「保存樹林」という。）若しくは樹木（以下「保存樹木」という。）を指定するものとする。

2 市長は、保護樹林地又は保存樹林若しくは保存樹木（以下「保護区域等」という。）の指定をするときは、あらかじめ所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。この場合において、保護樹林地の指定をするときは、所有者と当該保護樹林地について使用貸借、管理の委任その他の契約を締結するものとする。

(保存樹林等の指定の申請)

第4条 樹木の集団又は樹木の所有者等は、前条第1項の規定にかかわらず、保存樹林又は保存樹木（以下「保存樹林等」という。）の指定を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、調査及び確認を行い、その適否を決定しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市長は、保護区域等の指定の理由が消滅したときは、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、指定を解除することができる。

(標識の設置等)

第6条 市長は、保護区域等を指定したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を損傷し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(保護等の義務)

第7条 保存樹林等の所有者等は、その保存樹林等を善良な注意をもって管理し、及び保護し、その育成に努めなければならない。

2 市長は、保護樹林地については、第3条第2項後段に規定する管理の委任契約に基づき、当該保護樹林地を管理しなければならない。

(権利等の承継)

第8条 保護区域等の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となったものは、その保護区域等に係る権利及び義務を承継するものとする。

(届出)

第9条 保護区域等の所有者等は、その保護区域等が滅失その他これに類する変更が生じたとき又は土地の造成その他これに類する変更をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、必要があると認めるときは、適切な助言又は勧告をすることができる。

(助成の義務)

第10条 市長は、保存樹林等の管理及び緑化の推進に要する費用について、必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第11条 市長は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校その他公共施設について、緑化の推進を図らなければならない。

(緑化の啓発義務)

第12条 市長は、あらゆる機会を通じて、緑化の推進について意識の向上に努めなければならない。

(協議会)

第13条 市長の諮問に応じ、緑化の推進に関する重要事項について調査又は審議を行わせるため、立川市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

(1) 市民 12人以内

(2) 削除

(3) 関係行政機関の職員 3人以内

(4) 学識経験を有する者 5人以内

4 前項第1号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

- 5 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 協議会は、会長が招集する。
- 9 協議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月24日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 立川市緑化推進協議会開催経緯

### (1)立川市緑化推進協議会名簿

(敬称略)

区分		所属・氏名
市民 (立川市緑化推進条例 第13条第3項第1号)	市民公募	川口 清
		杉浦 早苗
		中嶋 祐子
	立川市自治会連合会	来栖 恵子
	障害者団体	自立生活センター・立川 令和5、6年度 奥山 葉月 令和7年度 鈴木 徳子
		緑地、樹林地等保全 ボランティア団体
	ガニガラ田んぼネット 加藤 克昌	
NPO 法人 集住グリーンネットワーク 松岡 二三夫		
関係行政機関の 職員 (立川市緑化推進条例 第13条第3項第3号)	東京都 環境局 多摩環境事務所	自然環境課 令和5年度 小野 晃一 令和6、7年度 佐伯 通子
	東京都 産業労働局 農業振興事務所	農務課 令和5、6年度 岩本 千絵 令和7年度 北岡 大知
学識経験者 (立川市緑化推進条例 第13条第3項第4 号)	立川市農業委員会	高橋 浩久
	樹木医	一般社団法人 日本樹木医会 東京都支部 小林 明
	大学教授 (准教授)	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授 ◎村上 暁信
東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 ○阿部 伸太		
◎ 会長 ○ 副会長		
オブザーバー	国営昭和記念公園事務所 調査設計課 令和5年度 田中 希依 令和6、7年度 長尾 潤	

## (2)開催日及び審議内容

開催日	会議等名称等	主な審議事項
令和5（2023）年11月21日	第1回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 計画改定について</li> <li>・ 立川市の緑の概況について</li> <li>・ 令和5年立川市緑の基本計画に係るアンケート調査について</li> </ul>
令和5（2023）年12月～ 令和6（2024）年1月	立川市緑の基本計画に係るアンケート調査実施	
令和6（2024）年3月21日	第2回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート結果</li> <li>・ 緑の概況と課題</li> <li>・ 計画改定の視点</li> </ul>
令和6（2024）年7月22日	第3回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;第1部&gt;</li> <li>・ みどりについての市民意識</li> <li>・ 計画改定の視点</li> <li>&lt;第2部&gt;</li> <li>現地見学</li> </ul>
令和6（2024）年10月30日	第4回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市緑の基本計画改定の方針について</li> <li>・ 立川市緑の基本計画骨子(案)について</li> </ul>
令和7（2025）年4月9日	第5回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市緑の基本計画素案（案）</li> </ul>
令和7（2025）年7月15日	第6回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市緑の基本計画素案（案）</li> </ul>
令和7（2025）年11月18日	第7回緑化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市緑の基本計画素案（案）</li> <li>答申（案）</li> </ul>

### 3. 用語解説

	用語	解説
あ行	インクルーシブ遊具	障がいの有無や能力の違いに関わらず誰でも利用することができる遊具。
	Well-being	身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあること。
	雨水流出抑制（雨水浸透等）	雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりすることで、河川の負担を軽くし、水害を防止・軽減する取組のこと。
	SDGs（持続可能な開発目標）	平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
	延焼遮断帯	地震などの災害時に市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間のこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。
か行	街区公園	誘致距離 250m の範囲内で1か所当たり面積 0.25haを標準として配置する、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	開発提供公園	都市計画法による開発行為に伴い整備され、市に帰属された公園のこと。
	外来生物	人間によって自然分布域以外の地域に移動させられた生物で、その土地の生態系・農林漁業・人間の健康や日常生活などに対して及ぼす影響が問題となっている。
	核都市	「多摩の「心」育成・整備計画」（平成10（1998）年）にて、八王子・立川・青梅・町田・多摩ニュータウンが位置付けられた。平成12（2000）年に策定された東京構想2000において多摩の「心」を「核都市」と位置づけ名称変更されている。

用語	解説
強剪定	一度に多くの枝芽を剪定すること。
近隣公園	誘致距離 500m の範囲内で 1 か所当たり面積 2 ha を標準として配置する、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
さ行 災害廃棄物	自然災害に伴い発生した廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。
市街化区域	都市計画法による都市計画区域のうちのひとつ。既に現在市街地を形成している、もしくは線引きをされてから 10 年の間に市街化を図るべきと判断されたかのいずれかの区域。市街化区域内では用途地域が定められ、土地利用について細かく規制が定められている。
市街化調整区域	都市計画法による都市計画区域のひとつ。市街化を抑制すべき区域。
次世代自動車	運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、令和 12 (2030) 年までに新車乗用車の 5 ～ 7 割を次世代自動車とする目標を掲げている。
自然共生社会	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。
地場産野菜	自分が住んでいる町で収穫される野菜等のこと。
市民農園	都市住民が小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
スプロール	市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

用語	解説
生産緑地（地区）	市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的なまちづくりを推進する観点から都市計画に定める地域地区。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて 2050 年までに CO <sub>2</sub> 排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。立川市は令和 7 (2025) 年 6 月 26 日にゼロカーボンシティ宣言を行った。
総合公園	地域住民を対象にスポーツ・レクリエーション機能を総合的に備えた公園のこと。
た行 立川市農地バンク制度	農地所有者の同意を得た上で農地の貸借を希望する人とのマッチングを進め、農地の有効な利活用を促進する制度。
脱炭素社会	2050 年までに地球温暖化の原因となる CO <sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す社会。
地域コミュニティ	共通の生活地域の集団によるコミュニティのこと。
地球温暖化	太陽からのエネルギーで地表面が暖まり、その地表面から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が暖まる現象。
地区公園	主に徒歩圏内に住む人々が利用することを目的とし、誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置される公園。
地産地消	地域生産・地域消費の略語で、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること。
貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり、地中に浸透させたりすることで、流出抑制を目的とする施設。
デコ活	2050 年カーボンニュートラルや令和 12 (2030) 年度二酸化炭素削減目標の実現に向けて、国・消費者・企業・自治体・団体などの行動変容やライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動のこと。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイゼーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素を減らす環境に良い活動という意味が込められている。

用語	解説
東京都保全地域	東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定する制度。本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれる。
特定生産緑地	都市計画決定から 30 年が経過した生産緑地について、所有者等の意向を基に、買取りの申出が可能となる期日を 10 年延期する制度。
都市基幹公園	都都市住民全般の利用を対象とした比較的大規模な公園の分類であり、総合公園、運動公園が該当する。
都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備を進めることを目的として、東京都と区市町で令和 2 (2020) 年 7 月に改定した方針。
都市緑地	都市の自然的環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。
都市緑地法	健全で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定める法律。
な行	
ナラ枯れ	カシノナガキクイムシ (カシナガ) が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する伝染病。
ネイチャーポジティブ	「ネイチャーポジティブ」とは日本語訳で「自然再興」といい、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること。日本国内では生物多様性国家戦略 2023-2030 において 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。森林の間伐材や家畜の排泄物、食品廃棄物などが資源として活用されている。
ヒートアイランド (現象)	都市部にできる局地的な高温域で、郊外に比べて都市中心部ほど気温が高く、等温線が島のように見えることから名づけられた現象。
ビオトープ	ドイツ語の「Bio (生きもの)」と「Tope (場所)」を組み合わせた言葉。本来は自然生態系そのものを意味し、近年では都市部などで生物多様性の保全や人と自然のふれあいを目的に人工的に整備された生物共存空間を指すことが多い。

用語	解説
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市における風致を維持するために定められる。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。
プレーパーク	子どもが自らのやってみたいことを自由に実現できる遊び場。
防災協力農地	農家が所有する農地を対象に、災害時の避難空間や仮設住宅の用地として利用するため、地方自治体と協定や登録を行う自主的な取組のこと。
保存樹木・保護樹林地	市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、「立川市緑化推進条例」に基づき、指定した樹木、樹林地のこと。
マルシェ	マルシェ (marche) はフランス語で「市場」を意味し、日本では生産者と消費者が直接交流できる青空市やファーマーズマーケットのような形態を指す。
ま行 緑確保の総合的な方針	特に減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することを目的として、東京都と区市町村で令和 2 (2020) 年 7 月に改定した方針。
緑のネットワーク	都市公園や緑地を、緑道や街路樹、河川などの水辺によって結び、人々や生きものが相互に行き来できるような緑の連続性をつくっていくこと。
みどり率	緑が地表を覆う部分 (緑被地) に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと。
モニタリング指標	監視・追跡のために行う観測や調査により把握する指標。
や行 屋敷林	家の建っている敷地内の林。防風や防雪の目的で設置。
ら行 緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑が地表を覆う部分の面積が占める割合のこと。
レクリエーション	楽しみや健康、交流を目的として主に自由時間に行われる諸活動であり、個人の充足だけでなく社会的な活力を生み出すもの。

立川市緑の基本計画 令和7（2025）年度～令和16（2034）年度  
令和8（2026）年3月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042 - 523 - 2111（代表）

FAX 042 - 521 - 3020

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 都市整備部公園緑地課